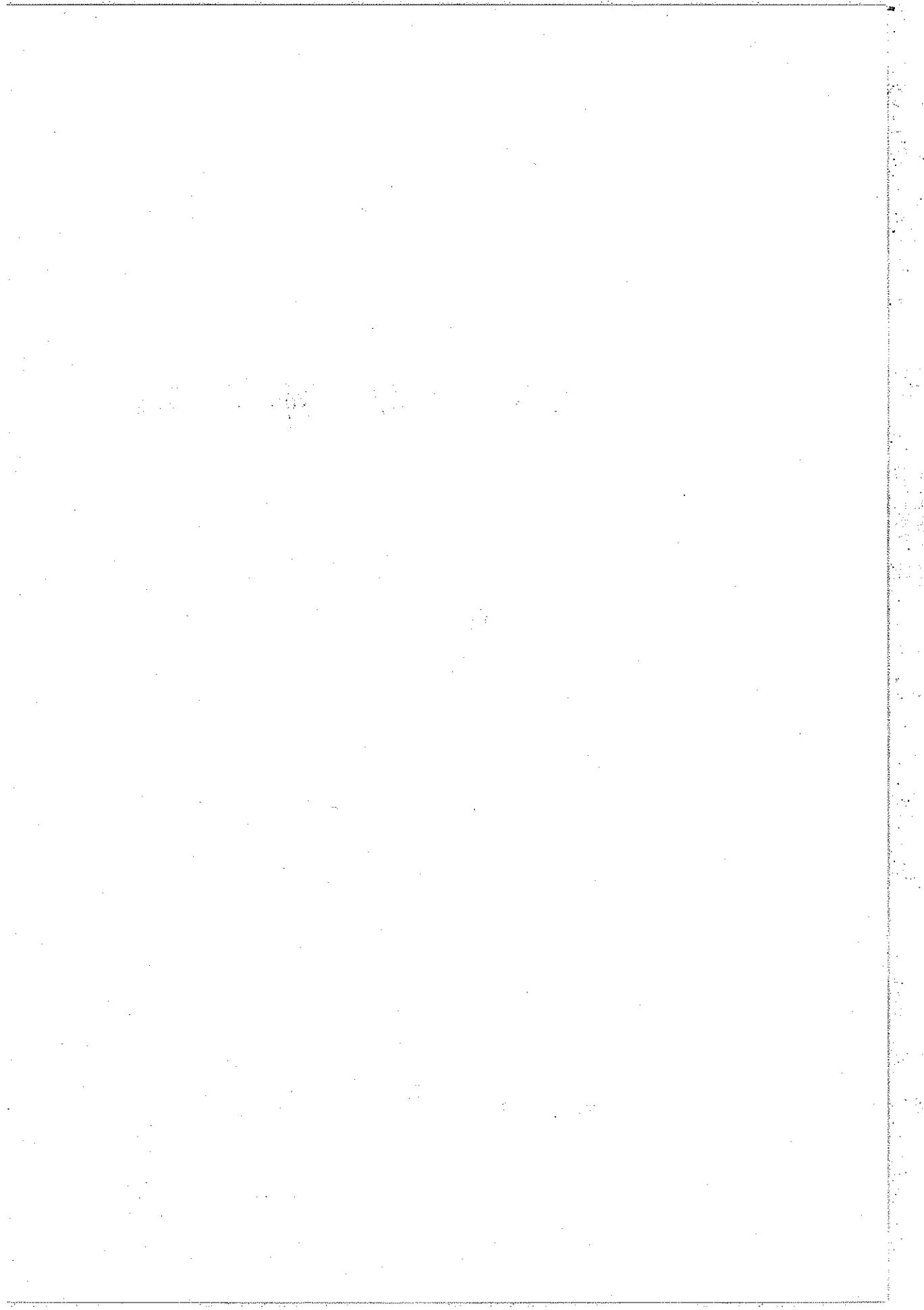


昭和63年7月18日開会
昭和63年7月19日閉会

和泉市議会第2回定例会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和63年7月18日(月曜日) 第1回目

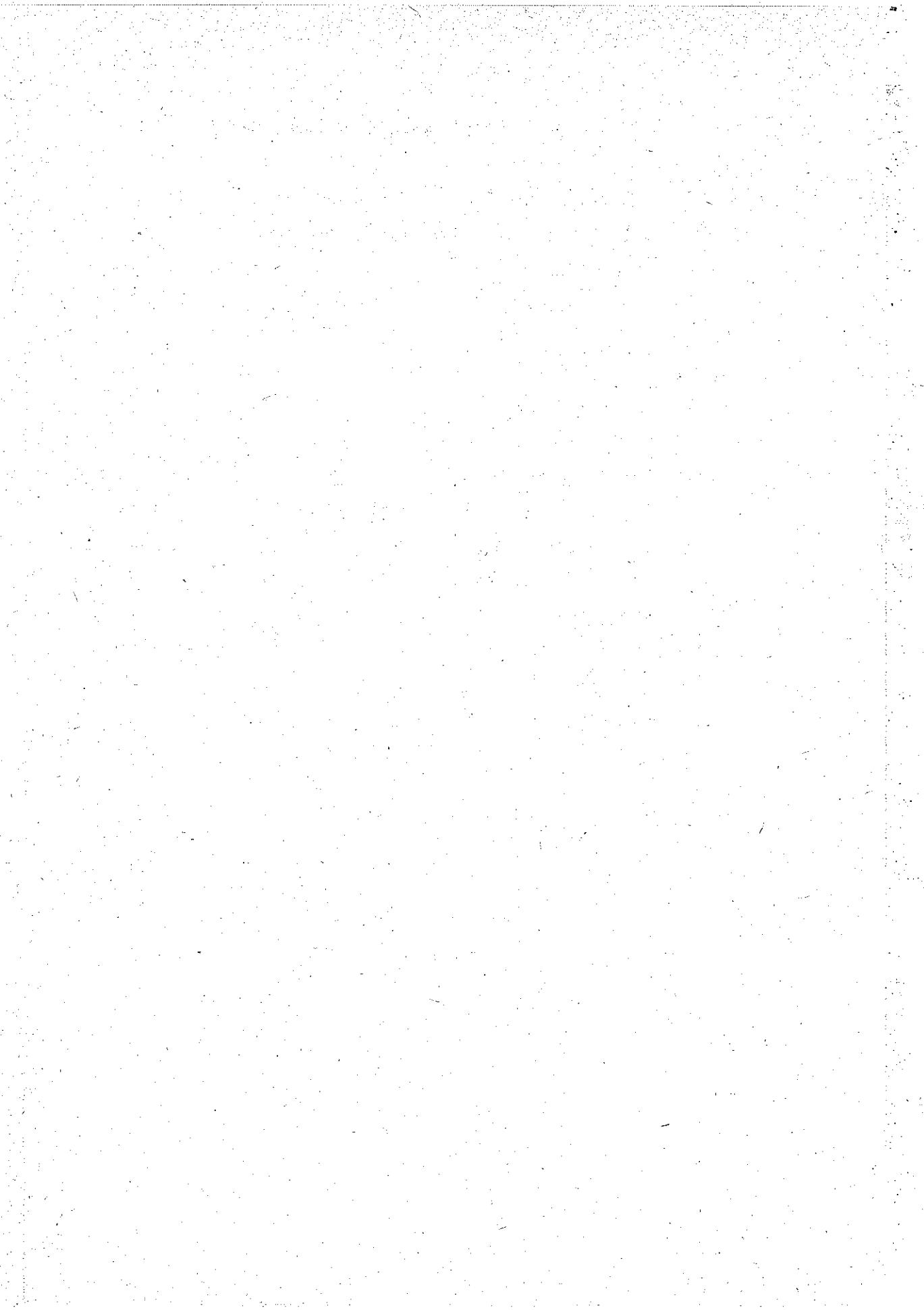
○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	2 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	4 "
○ 市長開会挨拶	5 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(赤阪和見・藤原正道・穴瀬克己)	5 "
○ 日程第2 会期の決定について(7月18日~7月22日 5日間)	5 "
○ 日程第3 一般質問について	6 "
1番に 16番 天堀 博君	7 "
2番に 6番 赤阪 和見君	19 "
3番に 19番 原 重樹君	30 "
○ 散会宣告(午後2時00分)	43 "

昭和63年7月19日(火曜日) 最終日

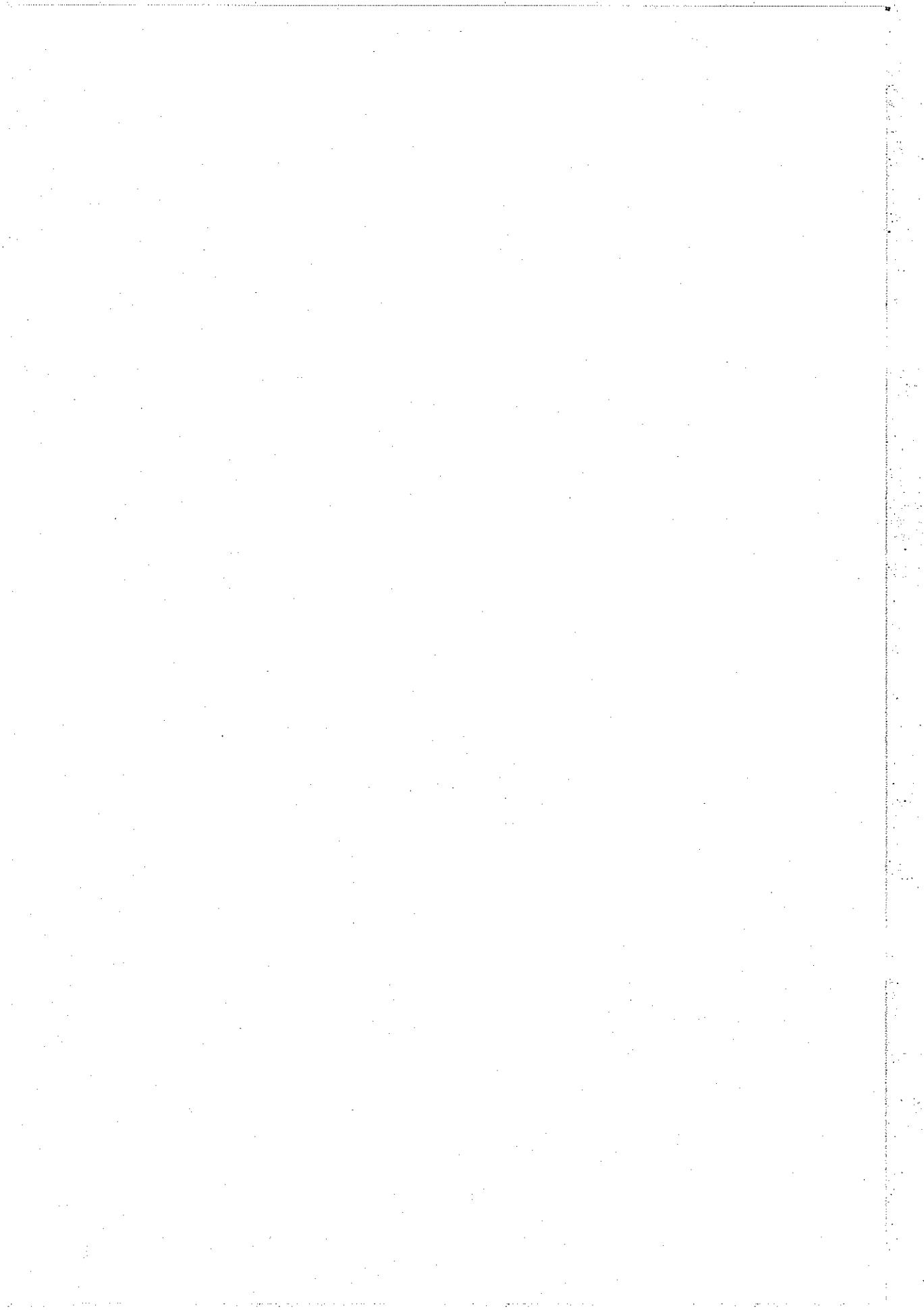
○ 出席議員・欠席議員	45 頁
○ 議事説明員、その他	45 "
○ 議事日程	47 "
○ 開会宣告(午前10時00分)	49 "
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱)	昭和62年11月分) 49 "
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱)	昭和62年11月分) 50 "
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱)	昭和62年11月分) 50 "
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱)	昭和62年12月分) 51 "
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱)	昭和62年12月分) 51 "
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱)	昭和62年12月分) 52 "
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(収入役扱)	昭和63年1月分) 52 "
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱)	昭和63年1月分) 53 "
○ 日程第9 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱)	昭和63年1月分) 53 "
○ 日程第10 例月出納検査結果報告(収入役扱)	昭和63年2月分) 54 "

○ 日程第1 1	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年2月分）	54 頁
○ 日程第1 2	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年2月分）	55 "
○ 日程第1 3	定期監査（昭和62年度第2次分）結果報告	55 "
○ 日程第1 4	和泉市土地開発公社昭和62事業年度決算書類の提出について	56 "
○ 日程第1 5	財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度決算書類の提出について	61 "
○ 日程第1 6	財団法人和泉市商工業振興会昭和63事業年度事業計画書類の提出について	61 "
○ 日程第1 7	財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度決算書類の提出について	68 "
○ 日程第1 8	財団法人和泉市文化振興財団昭和63事業年度事業計画書類の提出について	68 "
○ 日程第1 9	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度決算書類の提出について	73 "
○ 日程第2 0	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について	73 "
○ 日程第2 1	財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度決算書類の提出について	76 "
○ 日程第2 2	財団法人和泉市公園緑化協会昭和63事業年度事業計画書類の提出について	76 "
○ 日程第2 3	専決処分の承認を求めるについて (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	80 "
○ 日程第2 4	専決処分の承認を求めるについて（和泉市税条例の一部改正）	84 "
○ 日程第2 5	専決処分の承認を求めるについて (昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第7号))	87 "
○ 日程第2 6	専決処分の承認を求めるについて (昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	92 "
○ 日程第2 7	専決処分の承認を求めるについて (昭和63年度和泉市老人健康保険事業特別会計補正予算(第1号))	96 "
○ 日程第2 8	昭和62年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	98 "
○ 日程第2 9	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	98 "
○ 日程第3 0	水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について	103 "

- 日程第3 1 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 110 頁
一部を改正する条例制定について
- 日程第3 2 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 114 //
- 日程第3 3 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 118 //
正する条例制定について
- 日程第3 4 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 120 //
- 日程第3 5 和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について 121 //
- 日程第3 6 和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について 123 //
- 日程第3 7 市道路線の廃止及び認定について（光明台歩4号線ほか1路線） 124 //
- 日程第3 8 市道路線の認定について（伏屋町10号線ほか16路線） 126 //
- 日程第3 9 土地改良事業の施行について（オガマ池改修工事） 129 //
- 日程第4 0 昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について 131 //
- 日程第4 1 昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第1号） 133 //
- 日程第4 2 昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号） 143 //
- 日程第4 3 昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号） 145 //
- 日程第4 4 光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願（産業文教委 146 //
員長報告）
- 日程第4 5 国庫補助負担率引き下げ措置の廃止に関する意見書 148 //
- 日程第4 6 国民合意を無視した消費税の創設に反対する意見書 149 //
- 市長閉会挨拶 151 //
- 議長閉会挨拶 152 //
- 閉会宣言（午後3時30分）



第 1 日



昭和63年7月18日午前10時和泉市議会第二会定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	西口平和君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正道君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員(2名)

1番	飯坂楠次君	13番	貝渕博治君
----	-------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助役	長 池田忠雄	建設部次長	谷俊雄
収入役	役 坂口禮之助	都市整備部長	萩本啓介
市長公室長	役 中塚白	都市整備部理事	高橋欣吾
市長公室理事	長 杉本弘文	都市整備部次長	三井秋義
市長公室理事	室 逢野一郎	都市整備部次長	松井保
市長公室理事	室 神藤恒治	改良事業部長	田宏之
市長公室理事	室 隆崎大我	改良事業部理事	木笠恒忠
市長公室理事	室 稲田順三	改良事業部次長	大宅清臣
市長公室次長	室 鹿島賢昌	水道部長	田中稔
秘書課長	長 井阪和充	水道部理長	井益孝
企画課長	長 今村堅太郎	水道部次長	岸博二
総務部長	理 橋本昭夫	水道部次長	仲淳
総務部理事	事 大塚孝之	病院長	竹林

総務部長	森 利治	病院事務局長	藤 原 光夫
総務部次長	奥村 富彦	病院事務局次長	藤 原 清原
財政課長	阪 豊光	病院事務局次長	谷 上泰
同和対策部長	堀 宏行	消防長	角 武
同和対策部理事	向井 洋也	消防本部次長	高 喜
福祉事務所長	中原 鉄助	用地担当理事	一ノ瀬 康
福祉事務所次長	美助	土地開発公社事務局長	明 喜
市民生活部長	麻生 和義	用地担当参事	中 岩 貞
市民生活部理事	申上 好美	土地開発公社事務局次長	堀 由喜
市民生活部次長	岸田 秀仁	教育委員長	内川 延
市民生活部次長	坂田 幸之	教育育部長	野野原 久
市民生活部次長	池邊 修	教育理部長	西野 之
産業部長	松村 堯	教育指導部長	逢有達
産業部理事長	中西 富	社会教育部次長	木村 男
産業部次長	高三 行	社会教育部長	竹田 稔
建設部長	赤田 信	社会教育部理事	佐原 郎
建設部理事長	井嶺 隆介	社会教育部理事	坂行文
社会教育部次長	浅山 琢磨	社会教育部次長	嘉明
会計課長	北野 喜平	監査委員長	清司
選挙管理委員会委員長	藤木 意継	監査事務局長	庄吉
選挙管理委員会事務局長	高橋 正道	農業委員会会长	森口 陽
	農端 小一	農業委員会事務局長	田義種

備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○
本次の議事を速記沙により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満男

○
本次の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
次長	河原 茂降
主幹	大中 保
係長	佐土谷 茂一

主査 井之上 光一
係員 田村 隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月18日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

○ 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議長の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいましてまことにありがとうございます。会議に入る前に御報告いたします。

去る6月1日、東京都で開催されました第63回全国市議会議長会定期総会におきまして、当市では、永年勤続15年表彰に竹内修一議員、勝部津喜枝議員、田中包治議員、永年勤続30年表彰に不肖私の以上4名が表彰を受けました。その表彰状並びに記念品等の伝達は、過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり、印刷・配布させていただきましたが、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御了承賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

第64回 定期総会議案

I 会長提出議案

1. 地方税財源の確保に関する決議
2. 国庫補助負担率引下げ措置の撤廃に関する決議
3. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正

II 部会提出議案

1. 地方財政の充実強化について 関東部会
2. 地方財政の確立について 四国部会
3. 地方財政の充実強化について 九州部会
4. 公共用地取得に伴う譲渡所得の特別控除額引き上げについて 北信越部会
5. 地方議会機能の充実整備を図る地方自治法改正案の早期成立について 中国部会

6. 国民健康保険制度の改革に関する要望について	北海道部会
7. 医療保険制度の一元化と国保改革について	東海部会
8. 国民健康保険会計健全化のための国庫負担率の引き上げについて	中国部会
9. 国民年金事務費の全額国庫負担について	東海部会
10. 季節労働者援護制度の延長と制度改善に関する要望について	北海道部会
11. 福祉行政の充実強化について	中国部会
12. 教科書無償制度の存続について	東海部会
13. 農業政策の確立について	東北部会
14. 東北新幹線（盛岡・青森間）の早期建設と奥羽・羽越新幹線の整備計画策定について	東北部会
15. 北陸新幹線の即時本格着工について	北信越部会
16. 九州における高速交通ネットワークの早期実現について	九州部会
17. 東北地方道路の整備促進について	東北部会
18. 四国における高速道路網の整備促進について	四国部会
19. リニアモーターガー実用実験線誘致に関する要望について	北海道部会
20. 都市公園の整備促進について	関東部会
21. 下水道事業に係る地方交付税措置の算入強化についての要望	近畿部会
22. 下水道施設の整備促進及び国庫補助制度の改善について	四国部会
23. 旧国鉄用地の地元自治体への優先譲渡と融資制度の確立について	近畿部会
24. 高度情報化社会に関する地方自治体に対する国の助成制度について	北信越部会
25. 多極分散型国土形成の促進について	九州部会

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長朗読）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届けのある議員さんは貝淵議員さん、飯坂議員さん、遅刻届けのある議員さんは松尾議員さんでございます。現在23名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和63年第2回定例会を開会いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本日の会議に出席を求める者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷
・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。
-

- 議長（池辺秀夫君） ここで、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和63年第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、暑さ厳しいなか、また、公私何かとお忙しい折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申しあげます。

本定例会におきまして御提案を申しあげます議案は、昭和63年度一般会計補正予算外13件、報告16件、監査報告13件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願い申し上げる次第であります。

また、先ほど議長さんから報告がございましたように、今回、全国議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました池辺議長さん、竹内議員さん、勝部議員さん、田中包治議員さんは、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御健勝をお祈りを申し上げたいと存する次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、6番・赤阪和見君、7番・藤原正通君、8番・穴瀬克己君、以上、3名の方を指名いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月22日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月22日までの5日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(昭和63年7月 第2回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 16番 天堀 博 議員

1. 消費税導入を仮定して、本市各会計に与える影響額について
2. 水道料金制度に福祉料金制度の導入について
3. 住宅都市整備公団光明台団地内道路附帯地の売却処分について
4. いずみ靈園火葬場操業期間について

② 5番 赤阪 和見 議員

1. 環境問題について
 - (1) 一般ゴミと事業所ゴミについて
 - (2) 空カン空ビン対策について
 - (3) 道路公害並びに開発によって予想される公害について
 - (4) 違法広告物撤去について
2. 声の選挙公報について

③ 19番 原 重樹 議員

1. 開発問題について
 - (1) 中央丘陵・コスマポリス(用途変更)について
 - (2) 道路公害問題について
2. 同和問題について
 - (1) 開放センター使用問題について
 - (2) 固定資産税の減免問題について

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第3「一般質問について」行います。最初に、16番・天堀 博君。

（16番・天堀 博君登壇）

○ 16番（天堀 博君） 16番・天堀 博です。通告に従いまして、要旨の説明を行いたいと思います。

まず最初は、消費税導入を仮定して、本市の各会計に与える影響額についてあります。政府が、明日19日招集する臨時国会に提出予定の税制改革関連法案の基本法となる税制改革法案の全容が明らかにされております。同法案は、税制改革の趣旨、基本理念などだけでなく、所得税、法人税の減税とともに、公約違反の大型間接税である消費税の創設を明記しております。関連法案を一括して処理する政府・自民党の姿勢を強く打ち出してきているところでもあります。税制改革法案の内容が固まったもとで、消費税に導入を許さない鬱いがいま、いよいよ重大になってきております。そこで、仮にこの法案どおり導入されたと仮定して、来年4月から消費税に係をして和泉市の各会計に与える影響額はそれぞれどの程度になるか、お示しを願たいと思います。

ただ、財政当局としては、一般会計当については、今後の推移と計算方法等が固まっていないということでなかなか確定しにくいようありますので、私の方で事前にお示しをした試算例、試算方法に基づいて計算をしていただくことにしたいと思います。その試算方法は、まず負担増となる歳出ですが、消費税の税率を3%とし、土地代等は非課税とします。人件費、扶助費等はどうみるか非常に難しいところありますが、一応、物価上界分として、消費税の半分の1.5%程度がね返ったものとして出してもらいたいと思います。

また、歳入減がありますけれども、減税などによる影響分は消費税、譲与税等でカバーをするとはされておりますが、それらの市民税や交付税関係が不明ということでなかなかこれも算出が難しいということありますので、現行の間接税であるたばこ、電気、ガス等の調整分でいかほどになるかを示していただきたいと思います。

次は、水道料金の福祉料金制度の導入についてあります。かねてから要望しております福祉料金制度の実施につきましては、去る3月の予算委員会で質問いたしましたところ、水道当局から実施時期については現段階で明らかにできないが、と断りながらも、一定の前進した答弁がございました。その後の取り組みと合わせ、現実の問題としてそれがいつから実施できるのかを明らかにされたいと思います。

次は、住都公団光明台団地内道路附帯地の売却処分についてあります。

これも去る3月の予算委員会におきまして、歳入審査のところで財産売払収入2億円が計上さ

れているためどこの物件かをお聞きをしたところ、光明台一丁目49の宅地約600余坪であることが明らかになりました。私はその後、現地調査を行い、この土地についていろいろと調査を行ってきたところであります。

そこで、第1点目は、総務部へお尋ねをしたいと思います。その後、この財産売払ということでの処分に向けての進捗はあるのかどうか、お聞かせを願たいと思います。

なお、この土地は、道路敷地としての建設部の行政財産であると思いますけれども、売却するとなれば普通財産への切り替えが必要となります。そこで、すでに普通財産に切り替わっているのかどうかについてもお聞かせを願たいと思いますし、また、普通財産に切り替える際には、単に無条件で普通財産となり、総務部の所管でいかようにも売却及び処分が自由に行われるものかどうか、この点についてもお尋ねをいたします。

第2点、3点目は、建設部及び公団とのかかわり合いの関係で都市整備部へお尋ねいたしましたが、まず、当該地は当初、かなり谷になっており、市道ののりの部分であったはずであります。いつ、だれが許可を取って埋めたのか、また、その時点でトラブル等はなかったのか、埋め立ての条件その他はなかったのかどうか、条件があったならば、その条件についても明示していただきたいと思います。現在、パイプレールのような柵を設けておりますが、それが境界と思われますが、その位置の設定、明示などはどこが立ち会って行われたものかどうかもお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、普通財産に切り替わること、また、財産処分という形で市の財源になってしまふわけでありますが、現在、行政財産として所管をしております建設部としては、こういう点についてはどのようにお考えなのか。さらに、歳入の財産売払に関しては、総務部の財政課からいわゆる不用な土地だから処分をしたいというアクションがあったのか、あるいは逆に建設部から不用だから処分をしてください、というふうに持ちかけたものなのかどうかについてもお尋ねしたいと思います。

次は、4点目のいづみ靈園火葬場操業期間についてであります。私の質問の観点の第1は、この様な火葬場の操業継続、移転については、その直前に行動を起こしてすんなり解決する問題ではなく、かなり以前から取り組んでいく必要があると考えるため、共産党議員団として問題提起をするわけであります。そこで、昭和47年7月6日に和泉市と上代町との間で結んだ協定書についてでありますが、何分にも年月を経過しておりますので、市当局としてはこの協定を認識し、現時点においても厳守する、また、将来にわたっても厳守していく考えについてお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、すでに協定成立16年を経過しているわけでありまして、30年以内に停止し、

他に移転するという内容からすれば、すでに折り返し点を過ぎているわけであります。今後、この協定の中に書かれている30年以内に停止し、他に移転するという点について当局はどのように考え、対処していくのかをお聞かせを願いたいと思います。ただし書きとして、使用期限の改定については「協議のうえ」となっておりますけれども、そういう点にかかわってもお聞かせ願いたいと思います。

以上、大きな4点について質問をさせていただきます。答弁によりまして、自席からの再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 第1点目の消費税導入による本市への影響額について、財政課阪より御答弁申し上げます。

まず、歳入面でございますが、調整分といたしまして、間接税が消費税に吸収される電気、ガス税、それとたばこの一部消費税がございます。この影響額については、4億878万4,000円となります。

続きまして、歳出面でございますが、御質問者の立場からの額と影響率を仮定いたしますと、一般会計におきましては3億7,079万円、特別会計3会計で6,959万6,000円と相なるわけでございます。しかしながら、歳出においての消費税としての課税が3%ということでの新聞報道でございますが、流通過程での納税義務の発生とか、そういう点での歳出の増加が余儀ないとみておりますが、先ほど申し上げました額につきましては、現行間接税と消費税創設との関係で吸収される分、また、減になる分という要素、また、流通過程での納税義務の免除、減免、また、5億円以下の特別控除等の割合など、本市の契約物品や取引業者によっても多様化、変化てくるところであり、経費については、予測しがたい状況でございます。

歳入面につきましては、消費税創設による地方財源の減収については、消費譲与税で補填されるという案でございます。

歳入歳出いづれにしても現時点では法案が臨時国会で審議されようという政府・自民党の間で調整段階であり、法案並びに省令等の全貌が明らかにされない中、われわれとしては推計したいところであります。今後、市の実態に基づきまして、法案の動向をも含めて十分調査研究をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 続いて答弁。

○ 総務課長（城前伊佐雄君） それでは、消費税についての水道事業に及ぼす影響について、水道部総務課長城前よりお答えいたします。

消費税につきましては国、地方公共団体の事業も例外とならず、水道も課税対象となるとのことであります。水道部においても、非常に関心を持って見守っているところでございます。ただ現在、国会が開会前でございますので、中身につきましては、非常に不明確な点で多々ございます。したがいまして、消費税の中身につきましては、国会の審議が始まっておりませんが、日本水道協会より入手いたしました資料によりますと、課税対象収入額より課税対象支出額を差し引いた額に3%かかるということでございます。

したがいまして、消費税の影響額ということでは、まだ全体はわかりませんが、先ほど申しあげました算式によりますと、昭和62年度決算数字で試算をいたしますと、損益収支では、約2,500万円程度の影響額が出るものと思われます。また、これ以外に間接的に課税されるであろう材料、電気、薬品、修繕等々につきましては、幾らの影響額が出るかということにつきましては、現段階ではつかみかねているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 病院事務局次長（谷上 徹君） 病院事業会計につきまして、病院事務局谷上よりお答えさせていただきます。

ただいま財政課並びに水道部の方から御説明させていただきましたように、まだこの法案の中身については定かではありませんが、先ほどから御指摘の面につきましてお答えさせていただきたいと存じます。

まず、歳入面でございますけれども、これにつきましては、医療保険各法に基づく診療報酬につきましては、非課税とされることになってございます。それ以外につきましては一応、課税対象とするということございますので、昭和63年度の歳入面から診療報酬を除いた額1億円については、課税対象とされるであろうと予想しております。これにつきましては、病院会計には直接関係ございません。これは患者負担増という格好で出てくるものでございまして、消費税3%で計算いたしますと、約300万円という金額になってございます。

次に、支出面につきましては、保険料、借地料など非課税部分を除き、薬品、診療材料費、経費等で約4,900万円の消費課税対象になると予想しております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 水道部理事（岩井益一君） それでは、第2点目の福祉料金につきまして、その後の取り組みも合わせ実施時期について明らかにせよ、というお尋ねでございますので、水道部理事岩井からお答え申し上げます。

この問題につきましては長年の懸案事項であり、先生が御指摘のとおり、3月の予算委員会で御答弁申しあげたとおりでございます。水道部といたしましては目下のところ、府下の実施市の状況等を十分参考にしながら、本市の実情、財源等諸般の事情を考慮いたしまして一定の試案を取りまとめたいと考えてございます。試案ができますれば、いずれ所管の委員会で御審議を煩わすことと相なろうかと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 総務部長（橋本昭夫君） それでは、3点目の光明台関係につきまして、総務関係部分につきまして橋本からお答えいたしたいと思います。

まず、進捗状況並びに行政財産から普通財産へすでに移管されているのかどうか、あるいはまた、移管されておるとすれば、という仮定ですが、いかようにも処分できるのか、という御質問だったと思います。まず、手続面でございますが、行政財産から普通財産への移管手続は完了いたしておりません。しかし、以前からその道路ののり面につきましては、すでに道路用地として行政財産としては不用という意向を関係部局から受けておりますので、これを処分するに当たっては、適正な処分方法はいかにあるべきかについて検討いたしております。

先生におかれても現地を御視察されたようでございますので、立地条件等についてはよく御存知だと思います。この物件につきましては、いわゆる道路ののり面という形でございますので、いわゆる三日月状の不整形な土地でございます。道路に面する長さが約120m近くありますて、あるいはまた、一番奥行の深いところが28m近く、しかし、奥行の深いところでもへこみ状というか、道路面にへこんでいる部分が約17mと、そういう部分が全体で120m強ございますが、宅地として利用できる適正な土地でない。例えば奥行が10m未満のところが約40m近くもあります。もし、これを処分すると仮定した場合、私どもも適正な処分をしていくべきであるということで、現在、事前に大阪府あるいは自治省あるいは弁護士等とも協議、指導を受けておるところでございますので、基本的な考え方だけ申し上げたいと思います。

まず、道路面に沿って一定の公共事業の円滑な促進を図るために代替用地として市で確保しておきたい。かつ隣接権利者として従来、道路面に接する、もちろん、のり面ではございますが、権利者の接道の利便性についても、ある一定の権利を確保しなければ問題が起こるであろうことも予想されます。先ほど申し上げましたように、公共事業の円滑な促進を図るために代替用地として一定確保いたしまして、現在の道路に対する接道がなくなりますので、その外周部に有効幅員5m程度の道路用地を確保し、残地とともに隣接権利者が希望すれば、不動産鑑

定土の適正な評価をもとにこれらの処分をしていきたい、かような基本的な考え方で進めたいと存じております。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 都市整備部に関連いたします部分につきまして、萩本からお答えいたします。

埋め立ての問題でございますが、私の方では、昨年5月に公団の和泉事務所の担当にいろいろと状況を聞いたわけでございます、埋め立てた時期は、59年5月ごろであったと言うております。内容的には、隣地の方で埋め立ててございまして、非常な谷間でプール状に水がたまるということで子供が転落したり、おぼれるという危険性があるということで公団とも協議をしたわけでございます。内容的には、排水勾配の溝の問題もございますので相手方と同じぐらいのレベルの地盤にする。それから、土は普通の山土、産業廃棄物等で埋め立てないという条件でございます。その後、60年2月に埋め立て後の土地について境界の確認をいたしまして、現在、公団で杭を設置している状況でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 建設部関係につきまして、建設部次長兼道路課長の谷よりお答えいたします。

先ほどから、総務部、都市整備部の方から埋め立てについて若干、答弁をされておりますが、この道路を公団から引き取ったとき、すでに埋め立てが終わっていたということとして、公団が柵あるいはコンクリートの境界を設けており、それを市が引き取ったという状況でございます。現在、行政財産から普通財産に切り替えようという理由でございますが、現在、埋め立てによって平坦地となっておりますので道路機能上必要がないということで、このたび、普通財産に切り替えて他に有効利用する方が得策であるという判断から普通財産に切り替えようとするものでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） いづみ霊園火葬場操業期間につきまして、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

現在、いづみ霊園の敷地につきましては、昭和46年2月に本市伯太町にございました和泉市の所有地ため池と防衛庁所有地でございました信太山演習場の一部約2万7,000m²について等価交換を行い、昭和47年、火葬場を建設、今日まで操業しているものでございます。また、市道上代伏屋線から火葬場への進入路につきましては防衛庁の御協力をいただき、延長約460m、面積にして約2,220m²を借地させていただいているものでございます。

なお、靈園の使用開始に当たっては、市と上代町の間で協定書が交わされ、その中で操業期間については協定の日から30年間と規定されており、他に移転することになっております。ただし、諸般の事情により使用開始の決定について必要と認めたときは双方が協議の上決定できる、旨も盛り込まれております。本協定書が調印されたのが昭和47年でございますので、現時点での協定の残期間は14年余となっておりますが、移転計画につきましては、着手してございません。今後、いざみ靈園移転等の問題につきましては、協定期間を十分念頭に置いて地元協議を行い、業務に支障が生じないよう取り組んでまいりたく考えております。

以上でございます。

○ 16番（天堀 博君） 一応、順番に再質問をさせていただきます。

まず、消費税導入を仮定しての問題であります。いまの御答弁では、一般会計における歳入分の減は、他の税あるいは補填分との関係があるので、実際にはいかほどのなるかわからぬということであります。端的にたばこ消費税の一部、電気、ガス税等だけでも4億800万円余の減収が生じるということですね。それから、歳出面では、いろんな客観的に起きてくるであろう条件等もおっしゃってますので、現段階ではきちんとした算出はむずかしいということであります。同時に私どもがお示した試算例で出していただいたものでは、確定しているわけではございませんが、特別会計を含め6億9,000万円余の歳出増になるであろう。

私どもの試算でも、一般会計における人件費や扶助費を除く、単に物件費や維持補修費あるいは普通の建設事業費（土地代等は除く）の試算だけでも約1億7,000万円余の負担増になってくるということであります。

さらに水道、病院の方からも御答弁をいただきましたが、水道でも日本水道協会の方の資料に基づいて試算すると、いわゆる水の売り上げに係わる消費税だけでも2,500万円ということですね。また、病院の方でも、病院そのものの歳入には関係ないといわれてますが、市民患者の負担増ということで300万円程度、歳出面では約4,900万円という、特に水道、病院等の会計についてはいかんともしがたい状況になってくると思うんです。

私どもは12日の段階で市長に、こういう消費税の導入で大変な状況になってくるということを反対の表明をしていただくということでの申し入れをしております。

いまの答弁や毎日のごとく新聞やテレビで報道されておりまし、さらには、いろんな大綱が明らかにされてくる中、本当にごく一部を除いてあらゆる商品やサービスに課税されてくるという最大の悪税であると言わなければならぬと思います。一応、当初は、減税を切り離し

て先に決着をつけると言っておりましたが、その後の渡辺政調査会長その他のテレビ等での発現を聞いておりますと、この臨時国会でやり上げてしまうんだという非常に強い意気込みであります。こういうことがやられると、いわゆる1979年、こういうものは導入しないという国会決議をしておりますし、一昨年の衆参同時選挙で当時の中曾根首相が「私の顔がうそをつく顔に見えますか」という名文句を残してうそをつき、公約をホゴにしてしまったということにもかかわってきております。当和泉市でも本年第1回定例会も合わせて3回、これに関係する意見書を採択しているところもあります。

そこで市長に対しては、このような和泉市民、和泉市議会の意見を十分尊重し、政府・自民党の消費税導入を強行しようとしている態度に対して反対及びその撤回を求めるこの態度表明をぜひお聞かせ願いたいというのが、この消費税に関する質問であります。具体的な面でいきますと、なかなか客観的な条件整備がされていないということで答弁もしにくいと思いますので、これは市長の見解を求めるだけにとどめて置きたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんから消費税導入に市長も反対の意思表明をされたい、ということで過般の12日、共産党議員団から文書もちょうだいをしております。また、天堀議員さんの今回の一般質問もそうしたことの御質問でございますので、お答えを申し上げたいと存じます。

今回の税制改革は、税負担の公平化、直間比率のは正、21世紀向け高齢化、国際化、情報化社会に対応する抜本的な税制改革だということで政府・自民党が打ち出す中、現行間接税を包含した幅広い消費税法案とも言われますものでございます。本市の財政に与える影響につきましては、先ほど財政課長がお答えいたしましたように、電気、ガス税、たばこ消費税の一部について、歳入面に及ぼす内容も大きく変化を予想されるという試算もされております。

歳出面においても、現時点では影響額の推測がしがたい状況ではございますが、財政に及ぼす影響も自治体の長として非常に危惧しているのも事実でございます。また、市内の中小企業あるいは市民への影響もいかがといった点、こうすることも考え合わせても、国民の負担となるような税制改革というものは拙速をさけ、時間をかけて国民の合意を得ながら慎重に行うべきものだと考えております。

本年3月の和泉市議会第1回定例会におきまして、新型間接税反対という意見書も採択されております。こうした議会の御意思というものを私も尊重させていただきつつ、明日から召集されます臨時国会では、与野党間の取り決めでは減税が先行、その後に税革法案が論議をされるやにお聞きをしておりますが、与野党を通じた国会における責任ある消費税含みの税制改革論議を十分に注目いたし、私たちも検討に入らせていただかなければならないと考えておるわ

けでございます。地方行政を預かる長しては、常に税源の確保を念頭に置きまして、国と地方間の税源配分あり方あるいは地方財政、都市税源の充実強化に対しては、府下市長会、全国市長会ともに要望に取り組んでおるところでございます。今後とも積極的な姿勢で臨ませていただきたい、このように存じます。

端的に共産党議員団から市長も税制改革法案に反対ということを打ち出したらどうか、という申し入れ、御質問でありますが、議会制民主主義の中、過般の和泉市議会の新型間接税反対の趣旨は十分踏まえながら今後とも対応させていただきたい。自治体の長という立場もございますので、どうかひとつその辺で御賢察を相賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 16番（天堀 博君） どこをつかんでいいのかわからん答弁ですが、最後に言われた和泉市議会の意見書が過去3回、採択されている。かなりそういうことが危惧される段階と、昨年3月はいわゆる売上税をめぐる情勢から、売上税そのものについて反対の意見書が採択されました。今年についても、新型間接税が導入されるかもしれないという動きがありましたので採択したわけでして、この点についての議会の意思を十分に尊重させていただくということで言われておりますので、市長も議会の意思とはば同じことで、これが導入されたら大変なことになるとお考えになっているとおらせいただきたいと思います。

先ほど、一般会計については、今後の推移の段階で客観的な諸条件の判断がむずかしいということでしたが、水道や病院の企業会計ではまともにかかるてくる。それにたいする補填については、全国市長会や全国市議会議長会等の諸団体で要望しておりますが、なかなかこれをカバーすることにはならないというのが現実だろうと思います。そうなると後で延べますが、水道会計は企業会計ですので、かかってきた税金はいわゆる水の需要家、水を買う人たちの負担増になってくるわけです。現実に病院会計では患者の負担増になってくるということですから、お産から何から何までかかるくるという大変な税金だということ十分に認識していただきたい。市長も「立場を御賢察いただきたい」ということですので、その点は、こちらもそういうふうに解釈して、次に進ませていただきたいと思います。

次は、水道料金の福祉料金制度の導入でございますが、いま御答弁をいただきましたが、一定、前向きに取り組んでいくということについては受け取れます、まあ、ある程度は進んでいるのでしょうか、3月の予算委員会の段階から具体的な形として議会に表明されていないと思います。そこで、まず具体的な面として対象範囲。それから、水道会計は企業会計ですので、消費税が導入されたら大変な状況が予想されますが、その辺での福祉料金制度の導入にどの程度の財源を投入できるのか。

これは福祉施策でありますので、一般会計からの補填しても早急に導入することを主張してきましたが、現実問題として、一般会計からの補填もできないという状況の中、水道会計としても企業会計の中で頑張ろうと予算委員会でも表明をされました。そこで、財源をどれだけ投入できるのかということと同時に、実施時期の問題ですが、すでに63年度に入っておりますので、実際の会計上、年度中途からの実施はしんどいんじゃないかと思います。

それでは、いつから実施するのかということについて再度、お答えを願いたいと思います。

- 水道部理事（岩井益一君） 再度にわたりますお尋ねで恐縮に存じます。

3点について具体的に明らかにせよ、ということですが、まず、対象範囲につきましては、かねてから申し上げておりますように、いわゆる社会的弱者といわれる母子世帯、重度身体障害者世帯及び独居老人に限定して考えてございます。

企業としての所要減収額はどうか、ということですがございますが、一応、対象見込み人員を基礎にして一定の額をはじき出してございますけれども、実際問題といたしまして、対象範囲の把握方法、その時点あるいは減免予定額を幾らにするか等の諸要因によりましてばらつきが生じてまいることも事実でございます。したがいまして現段階では、確定した数字は申し上げられないわけでございますので、この点御了承賜りたいと存じます。

また、実施に際しまして留意すべき点といたしましては、水道部の方針といたしましては、現行の料金水準を維持しながら、また、ただいま御指摘もございました企業努力の範囲内で実施していくたい、このように考えてございますが、企業の負担能力という点を考えますと、給水収益の一定比率をベースとして算出した額の範囲内で十分な効果を上げてまいりたい、このように考えているわけでございます。

なお、実施時期につきましては、来年中をめどということで御理解賜りたいと存じます。

- 16番（天堀 博君） 先ほどの消費税問題ともからみまして、企業努力の範囲内と言われておりますが、実際問題、なかなかしんどい状況だとおもうんです。そこで、現行料金の水準を維持しながら、とも言われておりますが、確認をしておきたいのは、今までの水道部の答弁では、当面、現行料金を維持していくたい、値上げは考えてない。府営水道が値上げになつても、市の水道部は企業努力で持ちこたえていきたいという御答弁をされておりました。そこに消費税がからむので、その辺がいつごろまでということは別問題といたしまして、そうすれば、来年中をめどに実施していくことになってくると、消費税が導入されればその負担もかかってくる。しかも、福祉料金制度には一定の財源も必要になってくるということで大変だと思うんですが、それでも現行料金水準を維持していく、値上げをしないでやっていくのかという点を確認しておきたい。

それからもう1点は、皮肉な言い方かもしれません、来年といえば、64年1月から来年です。早ければ1月、2月あるいは3月ぐらいからでも実施に踏み切るというふうなことになるのかどうか、その点も確認をしておきたい。

- 水道部理事（岩井益一君） 来年中と申しますのは、もちろん、来年度中の早い時期ということでございます。

それから、核心に触れたお尋ねでございますが、私どもは現在、昭和62年度の決算をとりまとめつつございますが、その状況のもとでは、できるだけ現行の料金水準を維持しながら、ということでございます。率直に言いまして消費税問題は、現段階ではまだまだ不明確な面がございますので、私どもの政策努力といたしましては、あくまでも現段階を前提としながらできるだけの努力をしていきたい、このように御理解いただきたいと存じます。

- 16番（天堀 博君） この消費税は、われわれは導入反対、ぜひつぶさないかんと思っております。ですから、あくまでも仮定の話なのでどないなるかわからんという状況の中ですが、その中でも頑張っていきたいという御答弁です。また、実施時期については、来年度の早い時期と言われておりますので、ぜひ64年4月から来年度ですので、来年度早々にも実施していただくよう確認をしておきたいと思います。是非そういうことでの実施を進めていっていただきたいということを要望して、この水道の福祉料金制度導入問題については終わりります。

次は、光明台団地の道路附帯地問題です。いろんな地図等を見ますと、道路附帯地という呼び方となっているので、そう呼んでおきますが、先ほどの御答弁では、全体の答弁を総合いたしますと、建設部の方では、道路敷地としては不用だということで普通財産に切り替えて処分をする。総務部では、それを処分するについて2点の問題を挙げておられます。その1つは、隣接の地権者の問題です。私は勝手な言い分だとは思いますが、いまの経過報告からいけば、隣接者が埋めたことには間違いないんです。

こののり部分といっても市道に隣接していたことには間違いないんですが、それを埋め立てフラットな形にして権利者の権利を認めなければならないという、市の方にとってはまことにまらん話だとは思うんです。いずれにしても、隣接しているということでの接道者の利便を図っていかなければならぬ。そのために5m程度の道路幅を最低限法的に確保しなければならない。残った土地については、公共事業の推進を図るための代替用地として確保していくんだと言われております。

私はこの際、市長にも言っておきたいんですが、この土地がなぜああいう形でのり面の部分が残ったのかということです。ああいう谷間ですからしょうがなかったんでしょうが、そこを単なるのり面として残し、それ以外の山側になる部分は全部緑地とかになっています。何げ

なくそうなったんだと解釈をしたいと思いますが、その辺のいきさつは、田中角栄の土地転がしから始まっているのでどうも推測しがたいんですが、その辺の疑問を持っておりますので、この土地については大分こだわっているんです。

それはそれとして、あそこは堺市との境界部分でして、公団は、境界一杯まで和泉市域分として買っているわけです。それを全部開発して光明台団地として土地や土地付き住宅として分譲したり、あるいは賃貸住宅として賃貸契約をしているんですね。その点からすれば、これは光明台住民全体の財産なんです。それほど細かく計算できないと思いますが、例えば土地を買った人も、家付きで買った人も、賃貸で入っている人も、何十円か何万円か知りませんが、その土地あるいは経費その他も含めて値段がはじき出されてきているわけですから、住民全体の財産だと思うんです。

これは公団から道路が市に移管されたとき、道路にへばり付いて移管されたわけですね。あんな場所ですから、特別に広げて車を回す必要もないのに、建設部が言うように不用だから普通財産に切り替えるということはわかります。しかし、普通財産に切り替えたからといって、総務部がそれを普通財産として勝手に処分をするということは、法的には可能でしょう。しかし、公団は何気なく移管したと思いますが、市の方で勝手に処分するまでの権限は、道義的には与えられてないと思います。先ほどの御答弁では、公共用地の代替用地として使っていくともいわれておりますが、その点は、慎重にかかっていただきなければならないと思います。合わせてこの土地は下手に売却するのではなく、代替用地のみでなく、公共用地として使っていくぐらいの必要性があるので、売ったらいかんと思うんです。

この土地を置いとけば、予算書に2億円計上してあるのですから歳入欠陥になるわけですが、それ以外に公団からもたくさんおカネをもらっているでしょう。一般の建売住宅の業者からもらって基金に積み立てているわけですから、その辺は、公共的なものとして使っていくべきです。たまたまあの近辺には、泉北4号線という光明池駅から春木へ出てくる計画道路に沿って児童公園の予定地がありますが、何かの形での公共用地として残していく必要があるのではないかということを意見として言うときます。この問題は、この程度にとどめておきます。後は理事者の賢明なる判断をお願いしたいということです。売ったら大変なことになりますよ、ということです。

次は、いずみ霊園火葬場操業期間問題でございますが、いまの答弁では、残期間は14年。今後、移転その他についても考えていかなければならない時期にきてる。協定を念頭に置いて地元とも協議をしていくということを言われております。いちいち確認はしませんが、協定書があることは明らかになっておりますので、市としては、決してこれをおろそかにしていく

つもりはないということです。これは藤木さんと立合人になられた柏さんは故人になられておりますが、市の行政としては引き継いでけておりますので、池田市長の時代あるいはその次の市長さんの時代になるかもわかりませんが、とにかくこういう問題は軽はずみには進められないし、期間を延長する、あるいは移転をするにしても、ある日突然に話をしにいって解決する問題ではないと思います。その点で私どもは非常に危惧をしておりますので、ひとつ慎重かつ敏感に対処していただきたいことを要望して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、6番・赤坂和見君。

（6番・赤坂和見君登壇）

- 6番（赤坂和見君） 通告に従って要旨の説明をさせていただきます。

環境問題の(1)と(2)については、過去12年間、幾度となく取り上げてきましたので、今回は、端的に質問をいたしますので、明確なる御答弁を願いたいです。

最近の泉北環境における焼却残灰に含まれる空きかん等の鉄類は減少しているのかどうか。また、一般ごみに含まれる不燃物はどうか。市民のごみに対する意識は向上していると聞くが、どのように考えておりますか。事業所から出されるごみ、特に喫茶店、食堂や八百屋等から出されるごみにつきまして、分別状況はどのように把握しているのか。また、一般ごみの分別状況はどうか。

副読本「ごみと私たち」に「きれに分けておいてね。これだと集める人が分けないですね」とあるが、直営収集がきっちり分別されているのか、実態はどのようになっているのか、お聞かせ願いたい。

また、一般ごみ処分コストは、1トン当たり収集、運搬、焼却残灰処理、埋め立て、人件費、事務費すべてで幾らぐらい使っているのか。また、不燃物処理コストは、1トン当たり収集、運搬、焼却残灰処理、埋め立て、人件費、事務費すべて幾らぐらいかっているのか、お答え願いたい。

先ほどの「ごみと私たち」17ページに「ごみを減らすと和泉市にもっと施設が増えて便利になるよ」とありますが、具体的な計画がだされ、実験に向けて実行されているのかどうか。全市一斉清掃デーで空きかん、空きびんの買い上げ運動をされておりますが、内容的にもう一步踏み込んだ対策が必要と思うがどうか、また、実行予算はどのような内訳となっているのか、お答え願いたいと思います。私は、年に1回でなく、登録団体をきめ、毎月日程を決めて泉北環境へ持ち込み、計量によって買い上げるシステムが必要であると考えるが、どのようにお考えか。

次に、道路開発によって予想される公害についてであります。市内を通過する近畿自動車道建設に当たって地元住民は大きな不安を抱きながら、国の余りにも一方的な環境アセスに対し不満の声が大であります。最も最近の例は、木西架橋瀬戸大橋の騒音問題に見られるように、国の示した当初計画を大きく外れた数値を見るとき、不安は募るばかりであります。そこで、市民の生活を守る市行政として、地元市民が納得し得る環境を維持するため、関係部局としてどのように対処していくか、決意のほどをお答え願いたいと思います。また、地元から出されている対案はどのようなもので、市としてどのように理解されているのか、説明と答弁を願いたいと思います。

次に、伏屋町に計画されているクリーニング工場の件であります。建築確認のとおり、地元へは7月2日付けで着工通知も出されたと聞いておりますが、どうになっておるのか。この土地は、用途地域が準工業地帯となっておりますが、最初の開発計画の中では、クリーニング工場に敷地は、マンション計画の中に含まれ利便施設用地として市に計画が提出され、市もそれを認めたと思います。しかしマンションの建設入居が進む中、このような大規模クリーニング工場に化けたことは、市の計画、指導を踏みにじる行為と思うが、この点いかが対処されようとするのか、お聞かせ願いたいと思います。また、地元から反対が出てから土地の動きや、クリーニング建設計画の日程等に矛盾がなかったのかどうか、どのような調査をしたのかもお願いいたします。

次に、違法広告物撤廃についてであります。特に電電、電信柱に添付されるビラの撤去については、管理者によらなければトラブルの原因ともなります。しかし、すべての電電、電信柱に管理者の目が行き届いておりません。人員的にも無理があります。そこで最近、道路占有者、すなわち電電、電信柱の設置管理者から市が委託をうけ、その権利を地域の子供会、婦人会、老人会、町会などに再委託するという制度をつくり、自分たちの町並みを自分たちの手で美しくしようと違法広告物、ビラの撤去活動をし、何がしかの活動資金に充てているところができたという新聞報道を見ましたが、和泉市においてもそのような体制がとれないものかどうか。そのような制度の中、青少年が地域を愛し、美しい郷土愛が芽生えれば、一石二鳥も三鳥にもなると思いますが、どうでありますか。

最後に、声の選挙広報についてであります。盲人の人たちから声の広報いざみ、また、テレホンサービスが非常に喜ばれておりますが、市議会議員選挙を控え、ある盲人は「私たち盲人でも簡単に聞ける声の選挙広報がほしい。それを聞いてりっぱな人を選びたい。何とかしてほしい」という声をよく聞きます。非常にむずかしいとは思いますが、選挙管理委員会からの御回答をお願いいたします。

以上で通告要旨の説明を終わりますが、答弁いかんによっては自席からの再質問を留保いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 一般ごみ、事業系ごみ、空きかん、空きびん対策について、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

昭和61年度中のごみ処理費は、9億4,984万円の支出となっております。ごみの排出量は4万190トンでございます。ゴミの1トン当たり処理費用は約2万3,634円。内訳といたしましては、収集運搬費1万1,562円、処理費1万2,072円となっております。

問題の空きかん等の可燃ごみへの混入ですが、市では広報、パンフレットや市民説明会において分別の必要性、また、減量化についてお知らせしておりますが、顕著な効果を見られておりません。泉北環境整備施設組合の調査では、焼却灰中に重量比で約8%の空きかんが混入しているものと聞いております。今後、収集段階において空きかん、空きびん等の混入を防ぐよう委託業者や市作業員の市道に努めるほか、排出者に対しては、分別を徹底していただくよう広報に努めてまいりたいと存じます。

御提案の空きかん等の回収活動を行うボランティア団体への助成の件でございますが、この趣旨を現実的と受けとめ、泉北環境整備施設組合及び市関係部局とも協議を行い、研究、検討を進めてまいりたいと存じます。

なお、本年度は、環境美化キャンペーンの空きかん回収運動を例年どおり行うこととしておりますが、この実施方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 3点目の道路公害につきまして、都市整備部三井から若干の経過も含め、御回答いたしたいと思います。

すでに御承知のごとく、本市の北池田校区、北松尾校区において、近畿自動車道紀勢線、泉州山手線の準高速、側道、北池田地域においては、泉北高速鉄道の光明池駅からの1駅延伸などが計画されております。これらの実施に際しまして、地元池田校区では、昭和60年8月に校区の8町会、自治会で北池田地域公害対策委員会を組織、当委員会と道路公団を初め住宅・都市整備公団、大阪府の各事業者と協議を進めてまいりました。昨年10月、当委員会は内部事情によりまして解散、新しく従来の7町会で北池田地域道路対策委員会を組織、また、新興住宅地の2つの自治会で北池田公害対策協議会を組織されました。現在、この2つの組織と各

事業者で協議を行っております。

近畿自動車道の計画につきましては、昭和45年6月、基本計画が策定され、48年10月、整備計画が決定されました。この時点で道路の断面、切り土、盛り土、高架橋などの各般について検討が行われ、決定されたものであります。その後、53年9月に路線発表、54年から道路工事の内容を地元町会関係者、地権者に説明するとともに用地買収に取りかかったものであります。58年に用地買収がほぼ完了しております。用地買収の取り組みと同時に、北池田校区におきまして北池田校区対策委員会が組織され、各町会から道路、水路などもろもろの要望を道路公団と折衝いたしまして一定の合意に達し、確認書を交換しております。その後、当対策委員会が組織替えをいたしまして前の北池田地域公害対策委員会となり、昨年解散。2つの組織ができて現在に至っております。

現在の2つの組織のうち、新興住宅地で組織いたしております北池田公害対策協議会より先般、新聞に報道されましたトンネル案を自治研究所に委託され、その内容を発表したものであります。新聞報道された6月29日、和泉市を初め各事業所にトンネル案が地元から提示されました。トンネル案の内容につきましては、すでに新聞などで御承知のごとく、近畿自動車道及び泉州山手線の準高速については地下トンネルとし、側道及び鉄道については、鉄道は高架、側道は平面というような現在の計画どおりとする。地下部分の地上については公園等に利用し、景観を図る。近道及び準高速については、槇尾川より伏屋側に約1kmの区間をトンネルとすること。それより以北、また中央丘陵側については、それぞれの事業者で自由に検討すること。また、工法については、開削工法によって近道、準高速に同時に施行する。

以上が地元案の主な内容でございます。

これにつきまして和泉市としては、事業主体であります道路公団に対して可能かどうか折衝を行っておりますが、現在のところ、公団といたしましては、地元に対して正式な回答は行っておりませんが、道路公団の考え方としては、大変むずかしいという感想をいただいております。和泉市といたしましても独自で検討いたしましたが、非常にむずかしい問題であると考えておりますので、よろしく御理解賜りたくお願ひいたします。

以上でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 産業部次長(赤田信君) 公害対策の面から公害課長赤田がお答えいたします。

近畿自動車道公害対策につきましては、道路公団が通過台数1日平均3万9,000台として発表されておるものでございます。しかし、付近住民の方々は、この台数につきまして不安を持たれており、市といたしましても付近住民の環境を守るべく、さらに通過時間帯等によ

る一時的な台数の増加に対しましても環境基準がクリアされるよう、住民のより安全面も重視して市案をまとめてまいっております。

さきに都市整備部から答弁がありましたように、地元トンネル案というものが提案されまして、市としては、それらと相まってトンネル案も含めてさらに検討を行っております。現在、トンネル案の成否については、道路公団より正式な回答がなされていないと聞いております。このトンネル案が解決された後において市案を示し、地元との調整を図ってまいりたく存じておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 都市整備課長（田中武郎君） 3点目の御指摘であります開発によって予想される公害という中で、野村クリーニング工場の確認申請、開発経過の御質問がありましたので、都市整備課長田中がお答えいたします。

野村クリーニング工場建設の建設確認に係わる経過についてでございますが、御質問の場所は、光明池運転試験場近くの伏屋町115番地であります、開発される前は桜池があったところでございます。同地において長谷工土地開発株式会社がマンション2棟436戸を建設した土地の一部、利便施設用地として残しておいた土地991m²にクリーニング工場が建設されましたものでございます。

クリーニング工場の概要でございますが、建築主は、八尾市八尾北三丁目220、株式会社野村クリーニング（代表者=野村実氏）でございます。申請用途は工場、鉄骨造り5階建て、建築面積延べ1,921.29m²でございます。

申請の経過でございますが、去る4月28日、代理人であるアスカ設計事務所より建築確認申請書が提出されたものであります。当該地はさきに述べたように、開発許可当初の予定建築物は、共同住宅、店舗、スマミングスクールとなっていたところから、開発者であります長谷工土地開発に対し事情説明を求めたところ、入居者に迷惑をかけない建築物とする旨の条件を付けて転売したものであり、事情がよくわからないので調査するとのことありました。そこで、野村クリーニングに対して、土地の売買についての条件等について確認を取りましたところ、準工業地域であるということ以外に特別な理由は聞いていないとのことありました。

市といたしましては、住宅と工場の混在は好ましくないと判断し、開発許可確認申請の処序である大阪府の建築指導課及び開発指導課に指導を仰ぎ、法的に工場建設を断る手立てがないものかを相談しましたが、当該地は準工業地域であるので、工場建設は問題ないとのことでした。御承知のとおり準工業地域は、主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進する地域と定められております。例えば火薬類及びその製品、薬品の製造工場以外

の工場は建設できることとなっておりまして、クリーニング工場は建設できることとなってございます。また、マンション開発地の利便施設用地に工場を建設できるかどうかについてですが、当初の開発目的以外の建築建物であっても、用途地域に適法であれば、自由に利用目的が変更できるということです。つまり、法律上は全く合法的な申請でありますので、建築確認申請を経由せざるを得ないと判断を市としていたしました。

なお、建築確認申請受け付けと同時並行し、交通公害課の方で公害防止関係法令並びに市条例に基づく事前協議書の提出を願い、現在も引き続いて協議を願っているところでございます。また、開発者である長谷工土地開発に対しましては、申請は合法であるものの住宅開発者として用地を買い戻し、マンションと調和のとれた土地利用を検討するよう強く行政指導を行っているところであります。長谷工土地開発としても、市の指導を受けて用地の買い戻しに真剣に努力しているとの報告を受けております。

以上、簡単ですが、開発関係の経過報告をさせていただきました。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業部次長（赤田傳信君） 公害対策面から赤田がお答えいたします。

当クリーニング工場は、先ほど申し上げました伏屋町に計画されている5階建ての工場で、「マイシティー泉北」マンションの11階建てから14階建てに隣接して建設されるものでございます。このことにつきまして、マンション住民の方々は、公害等住環境を守れということでございます。4月中旬、アスカ設計事務所から事前のヒアリングがありまして、公害関係届け出及び市環境保全条例に関する指導を開始いたしました。引き続き設置施設のリスト等を提出させ検討を加える中、大気、水質、騒音、振動等の指導を行ってまいっております。その中では地元にも出向いて住民の御意見をお聞きし、また、住民の方々も数回来庁され、地元の意見をお聞かせいただいているところでございます。

これにつきましては、高層マンションの数メートルのところにクリーニング工場が建つということは、住環境上好ましくないという状態を重視いたしまして、去る7月11日、市内部機関でございます環境保全対策連絡協議会を開催し、今後の指導方針として、もし施設が設置されるならば、公害関係法令の基準に沿い、住民の意向を踏まえながら最大限公害が出ないよう周辺の住環境に合わせて指導していく。2番目として、住宅開発者の責任において開発時の約束を守ること。3番目に、施設設置つきましては、排気、車の出入り口、排水、騒音について、事前協議の中で今後、指導していきたいと存じております。さらに、住宅に接近しているという周辺環境に合わせまして指導を行っているところでございます。今後も継続して強力に

指導していく所存でございますので、よろしく御賢察のほどをお願い申しあげます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業部次長（赤田信君） 次に、不法看板の撤去につきましてお答え申しあげます。

不法広告物の撤去につきましては、市関係課はもとより関電、NTT、南海、鳳土木、警察等の関係機関が、和泉市内不法屋外広告物等撤去対策協議会（58年設置）で年4回の撤去を行っているところであります。本年もすでに1回行い、この8月に第2回目の撤去を行う予定でございます。

また、先生の御指摘にございました大阪府よりの権限委譲を行い、それら不法広告物の撤去を地域の方々にお願いしてはどうか、ということでございますが、これは今後の市民の町をきれいにしていくという考え方方に立ちますとき、例えば1枚の看板がなくなる、あるいは1個の空きかんが拾われていくという小さな行動が、自分たちも不法な広告物や空きかんをむやみに捨てられなくなるという教育効果につながるものであると存じます。

現在、不法看板等の撤去については、屋外広告物法、大阪府屋外広告物撤去施行条例、道路法等によって撤去しておりますが、権限委譲、地域委託の問題点等、さらに子供会等が相手の場合の交通事故防止問題等、今後、よりよい方向に向かって検討してまいりたく存じておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 声の選挙広報につきまして、選管農端よりお答えさせていただきます。

声の選挙広報は、公職選挙法第151条に規定されております候補者の経歴放送のことと考えておりますが、現行法では、衆議院議員、参議院選挙区選出議員及び知事選挙に限定されておりますので、当事務局としては実施いたしかねますので、よろしく御了承賜りたいと思います。

なお、投票所内の氏名掲示の点字表の作成につきましては、現在、鋭意取り組み中でございます。

また、テレホンサービス等の件につきましては、大阪府選挙管理委員会の指導を受け、広報広聴課と協議してまいりましたが、実施に当たりましては、放送内容、順番、時間の制約あるいは公平な取り扱い等いろんな研究課題もございます。また、ミスをすることが絶対できません。これが原因で選挙無効の訴訟に発展することも十分考慮しなければなりませんので、今後、大阪府選挙管理委員会の指導を受けながら十分研究、検討してまいりたく考えておりますので、何とぞよろしく御理解賜りたいと思います。

以上です。

○ 6番（赤阪和見君） 1点目の環境問題から再質問をいたします。

このごみ問題についてはすべてにわたって答弁をいただいてませんが、特に空きかん空きびんなど不燃物の混入率が全体の8%と理解されているそうですが、それでは減少しているのかどうか。それから、一般ごみと事業所から出されるごみの分別状況はどのように把握されているのか。

先ほど言いましたように、ごみの処理全体の経費が単純に9億4,984万円（昭和61年度）かかっていると言いますが、人件費や事務費等すべてを含んだものかどうか。焼却炉を1基更新するにも相当かかりますね。その耐用年数が5年あるいは10年とすれば1年間に割り振らなければなりませんが、それらの点も考えた場合はどうか。また、不燃物の処理コストはどのくらいかかっているか。さらに「ごみはきちんと出してほしい」と書いてますが、きちんと分けたままで収集しておられるのかどうか、その点もお答え願いたい。

もう1点は、「ごみを減らすと、移動図書バスや公園など市の施設がもっと増えて便利になりますよ」と書いてますが、そのとおりだと思います。それだけおカネがかかっているんですからね。そこで、具体的に市民に訴えてごみの減量化計画を立てたことがあるのかどうか、その点もお答え願いたい。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） まず、第1点の生ごみや不燃物ごみの中に空きかんや空きびんが重量的に8%程度入っているということは、泉北環境とも連絡を密にして把握した数字でございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、可燃ごみの中にも空きかんや空きびんが混入しているじゃないか、どれだけ減少しているのか、ということについては顕著な効果が上がっていないということで、まことに申しわけなく思っております。

また、1トン当たりの処理経費につきまして、事務費云々と言われておりますが、収集一般費の中に職員の手賃費、事務費も含んでおります。それから、処理費というのは、泉北環境の分担金でございます。

それから、副読本の中で御指摘ありました、ごみの減量化でこれだけの施設ができるということにつきましては、あくまでも副読本に掲載されております施設の計画でございまして、市民のごみ問題に対する関心と意識の向上を目指す趣旨でございますので、その辺御理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 6番（赤阪和見君） この件につきましては、私の12年間の一般質問を読んでいただいた

らわかると思いますので、余りくどくと言いませんが、市内一斉清掃デーというのも非常にいいことではありますが、疑問な点もあります。すなわち、広い空き地ある山手の各種団体は、1年間毎週出て自分のところに一般家庭にある空きかん、空きびん、また、燃えないごみのところへ出してある空きかんや空きびん、それを1年間まとめて保管している。環境が悪いですよ。きちんとしたシートで車庫みたいな場所に保管してあるところはいいが、保管できず野積みにされているところもたくさんあるでしょう。その点では、市内一斉清掃デーというのは悪いとは言いませんが、カネを食う割には効果が上がってない、市民の意識付けがされてないと思います。

先ほど提案しましたが、年1回でなく、子供会、婦人会、老人会などが自分たちの活動資金に充てる中、泉北環境へ土曜日なら土曜日、月に1~2回かわかりませんが、持ち込んで目方を計ってもらう。そういうボランティア活動によって輸送コストとかが一切なくなります。処理費が1トン当たり2万3,500円ぐらいかかると言いますが、ちょうどスチールの空きかん2万3,500個ぐらいで1トンです。市で処理したら1個で1円かかるわけです。市内一斉清掃デーでは2円で買い上げています。

そこで市長ね、例えば補助金を持っていくことによってその団体に1円を渡す。市が2円出すとしてそのうち1円をプールする。全市的にやることでそれがどんどんまとまることによって、1個1円の分が向こうの活動補助金と市がためるということで、そこで、子供の夢であるプラネタリウムとか青少年の施設がないので、青年の家は建て替え中ですが、本当に別ルートで集めた空きかんや空きびんを処理したおかげでこういうものができたという、この副読本に書いてあるような子供の夢を実現していくことも大事だと思います。そういうことで提案した次第です。

僕はあまりごみのことでくどく言いたくないが、ごみ処理は大きな問題です。現実に地域の人たちがごみなどを集めなくても、ボランティアに当たっているのでゴルフにいけないと、そのときは、5,000円なら5,000円のポケットマネーをだしておく方が、早く言えばおカネで済む問題なんです。しかし、子供たちの町を美しくするという意識を高揚させるという目的から、自分たちで自分たちの町を何とかしなくては、という意識が即市内一斉清掃デーが大きく賑わっている背景だと思います。その点、先ほど次長が計画するという答弁をいただきましたが、よく相談してやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、道路公害問題がありますが、非常にむずかしいとか、国の環境アセスがまだ出てないとか言われておりますが、結局、市の担当課は、市民の側に立った考え方をしていかなければならないと思うんです。これは和泉市が工事をするものではございません。道路公団がやる和

泉市を通過する道路なんですから、その周辺に位置する地元の住民を守るという立場から、やはり道路公団に対していろんな形で交渉していってもらわなくては困るんです。いろんな環境アセスが出てきて、実際にそれがいいものか悪いものか、計画どおりになるのかならないのか、市の職員には専門家がいませんので、しっかりととした民間の調査機関とか大学の調査機関とか、国に匹敵するような優秀な頭脳を持った団体にある程度市が委託をし、国と張り合う点があつてもいいんじゃないかと思うんです。

そういう形で出てきたのが先ほど言った瀬戸大橋の公害問題なんです。国は何ファン以下だとか80ファン以下だときちんと出していたものが、現実に列車が走ってみたら85ファンも出ている。今までポンポン船の音しか聞こえてこなかった島の人たちが、毎日のように切れ目なく85ファンの列車の騒音に悩まされ、大きな問題になつてることは御承知のとおりです。

仮に大阪市内に住んでいる人にしてみれば「ああ、そうか」という感じであつても、いままで静かな、静かな環境にあった人たちがそれだけの音を毎日聞かされてはたまつものではありません。直前にこのような国の失敗もあるんですから、その点で市がどのような態度を示すかが大きな問題なんです。反対運動そのものが「地元の言うとおりにしたれや」という形でなく、和泉市行政が地元の人たちの信頼を得られるような施策、いまのままでは、逆に地元の行政不信をを買うような対処の仕方だと思います。市長もしくは助役さんにその点をきちんと確認しておきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんからの道路公害問題につきましてこの御指摘、御質問でございます。一定の答弁は各原課からいたしたところでございますが、総括した基本的な態度についてのお尋ねでございますので、私よりお答え申し上げたいと存じます。

市の発展のためには、近道を初めとする道路は欠かすことのできないものであります。付近住民の皆さんにできるだけ生活障害を起こさないようにしながらいかに必要な道路を建設していくかが、市行政の置かれている立場でもございます。議員さんの御指摘にもございましたように、市といつしましても公団に対しては、いろんな角度から遠慮せずにものを言っているのも事実でございます。単に道路公団案をうのみにするのではなく、本市は本市なりに民間団体の専門的な方々にも委託をいたしまして、いろいろと研究、検討を重ねてきた経過もございます。

ただ先般、地元の一部の自治会からトンネル案というものが出てきました。これについては先ほど、お答えいたしましたとおり、道路公団としては、地元の要望に対して正式に返事はしていないとお聞きをしております。市も公団といろいろ接触はしておりますが、いろんな角度

から非常にむずかしいという感触を得ている最近でございます。市当局としても、こうした点についていろいろと検討を重ねているところでございます。

したがいまして市といたしましては、付近住民の意向を可能な限り尊重いたしまして、道路公団に対していろんな角度から本市が検討した結果も踏まえながら率直にものを言つていき、できるだけ生活障害を起こさないような対応を講じさせながら道路の着工にこぎつけていきたい、このような基本的な態度で今後の臨んでまいりたい。議員さんの御指摘も含め、本市としてもそうした立場を堅持しながら進んでまいりたい、このように思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

- 6番（赤阪和見君） トンネルにしようが、最近の日本の土木技術ではどんなことでもできる感じなんですよ。東京の地下30m、40mに人口のオアシスや小さな町をつくるとかいう感じの計画も出ていますね。要は、おカネの問題だと思うんです。僕は、何も住民から出てきたトンネル案にせよとか言うてません。しかし仮定の話、あそこにいま、ごつい遺跡が発見されたら一挙に地下になるか空になるか、ルート変更されるでしょう。やはり市としては、地元に対しては「辛抱せよ」という説得ばかりでなくよく事情を説明し、一方、国に対して「これぐらいのことまではしなさいよ」というしっかりした案を持つぐらいの頭脳を引き入れてやってください。職員だけでなく、そのような優秀な頭脳を買ってしっかりした対処をしていただきたいと思います。

それから、伏屋に計画されているクリーニング工場の件につきましては、先ほどの話では別に問題はないということです。しかし、市の計画や指導を踏みにじるような格好になってします。利便施設といつても、プールがテニスコートに変更されるようなことは何ぼでもあります。しかし、公害課を一定の線を出して監視しなければならないような工場が来るということは、非常に憂うべき問題であると思います。市がばかにされたというか、ないがしろにされたような行為ですね。長谷工開発や野村クリーニングですか、また、土地の売買に関係した人たちがね。それで、部長から長谷工に対していろいろ話し合いをされたようですが、この工場が建設されようが、地元の住民の生活を守るという立場からしっかりとした内容を持つ、また、市の今後の方向性を用地の仲介をした業者を含めて先方に明らかにすべきです。「和泉市内の事業その他については一定のペナルティーがかかりますよ。最後まで確認できませんよ」ということを文書あるいは口頭で注意するとか、そのつもりはあるかどうか明確に聞かせてください。

- 議長（池辺秀夫君）、簡単明瞭に答弁。

- 市長（池田忠雄君） 議長から簡単明瞭に、というお達しですので、市として強い姿勢で臨

ませていただきます。

- 6番（赤阪和見君） 違法広告物の問題ですが、たしか大阪府下だったと思いますが、他市でNTTや警察から市が委託を受け、何ぼかの委託金をもらい、それで委託でやらせているところがあるという新聞報道がありました。その点でしっかり確認をし、やれるような方向性で進んでいただきたい。空きかんも同じです。以前、私の学校給食に関して、「犬食いをやめさせるために箸を使わせるべき」という質問にたいして「箸は凶器になるから」という答弁がありました。もちろん、けがをしないようにするためには、周辺にいろんな安全策は講じなければならないが、違法広告物が邪魔になってけがをしたこともありますよ。本当に生き生き子供を育てるためには、そういう活動が十分にできるように検討していただきたいと思います。最後に、声の広報についても要望にとどめておきますが、なるほどむずかしい問題は多々あると思います。しかし、これも選挙広報を出すわけではありませんので、われわれ議会の中あるいはまた選挙管理委員会の中でよく話し合いをすれば、できない問題ではないと思います。テレホンサービス等で立候補者の氏名、年令、略歴、所属党派ぐらいのことは流せると思います。そういう点でよそにないものを進めていき、すべての和泉市民がりっぱな候補者を選べるように心がけていっていただきたいと思います。これは提案だけにとどめておきます。

- 議長（池辺秀夫君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時00分再開）

- 副議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。19番・原 重樹君。

（19番・原 重樹君登壇）

- 19番（原 重樹君） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、開発問題について、(1)中央丘陵・コスモポリスの用途変更についてであります。特にコスモポリスとの関係問題では3月議会でも質問をさせていただき、一定の意見も申し上げてきたところであります。今回、またこの問題で質問をさせていただきますのは、1つには、中央丘陵開発とコスモポリスは所管の委員会も違うという現状の中、その関係、整合性などの問題では、なかなか委員会で取り上げにくいということもあります。また先日、中央丘陵特別委員会も開かれ、説明も受けているやに聞いておりますので、その点も踏まえまして再び質問をさせていただきたいと考えております。

まず、第1点目は、いわゆる中央丘陵の用途変更の日程及び規模等につきまして、簡単で結

構ですので御説明をお願いいたします。

2つ目には、コスモポリスが誘致しようとする事業所の内容と、今回の用途変更による特定業務施設と言われます違いを明確にしていただきたいと思います。

3つ目には、いわゆる株式会社としてのコスモポリスとして、中央丘陵の用途変更による影響等について検討したことがあるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

4つ目に、コスモポリスの方は先端技術産業を誘致するということでの話がどこまで進んでいるのか、また、どうのようしているのか、現状を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、今回の中央丘陵の用途変更の必要性を明確にお答えを願いたいと思います。

2つ目には、道路公害問題についてであります。近畿自動車道、泉山線等の建設に伴う問題ですけれども、6月にも交通公害対策特別委員会が開かれて一定の審議もされ、中間発表ということですが、市としての考え方も明確にされております。この問題につきましては、午前中の赤坂議員の質問もあり、その中で経過やトンネル方式などの問題も出されました。私はなるべく重複を避け質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目に、関係住民と市との最近の調査等も含め交渉状況を明らかにしていただきたいと思います。

それから、2つ目には、ちょっと視点が変わりますが、近畿自動車道そのものにつきまして、これは空港関連もあるということで重要視されているということに位置づけられております。そこで、この道が持つ経済効果等につきまして調査、研究なりをしたことがあるのかどうか。もし、したことがあるならば、その点も明らかにしていただきたい。

2つ目には、同和問題についてです。まず、基本的な問題を指摘をしておきたいと思います。和泉市の環境改善整備事業は、62年度まで約594億円を費やし、同和地区的環境改善事業は大幅に進みました。しかし、行政が一部民間運動団体に屈服してきたために、同和行政は乱脈、不公正をきわめていると言わざるを得ません。地対協の意見具申や総務庁の啓発指針は、こうした反省からも、1つは、一部民間運動団体に屈服しての行政の主体性のなさや、あるいは過度の優遇施策の実施により同和関係者の自立向上の精神のかん養の視点の軽視、さらには、一部民間運動団体のエセ同和行為の横行、また、確認糾弾行為などにより自由な意見交換ができない状態などを指摘し、こうした新しい要因による新たな差別意識の解消を同和行政の今日的課題であると明確に位置づけております。

しかし、当市におきましては、市長はこうした指摘を謙虚に受けないばかりか、今までの議会審議を通じても明らかなようにこれらを敵視し、今までの部落開放同盟べったりの同和行政を推進、強化している状況であります。今までからも申し上げてきましたように、いま

いまこそ意見具申や啓発指針を明確に本市の同和事業の中に位置づけ、今までの同和事業を見直すことが、本当の意味での市民合意の同和行政にすることができる第一歩であることをまず最初に強く指摘をし、個々の質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1番目は、解放センターの使用問題につきましては、これも施設使用ということでお見具申等でも指摘をされている問題であります。この解放センターの使用問題につきまして、先日、解放センターの運営委員会が開かれましたし、議会でも何度も取り上げてきた問題であります。現在は、われわれ共産党にも貸しますが、ただ1つ全解連だけが使用できないという、まさに異常とも言える状況が続いております。基本的な考え方につきましては、今までからも述べてきておりますので繰り返しませんが、今後、この問題をどうしていこうとするのか、その見通しも含めて明らかにしていただきたいと思います。

2つ目には、固定資産税の減免問題についてですが、この問題につきましては、聞くところによりますと、減免を受けられる範囲を変えているというふうにも聞いておりますが、現在の実態はどうなっているのか、その辺の御答弁をお願いいたします。

以上、再質問の権利を留保して終わります。

- 副議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 都市整備部理事（高橋欣吾君） それでは、第1点目の質問でございます和泉中央丘陵とコスモポリスの関係につきまして、都市整備部高橋から御答弁申し上げます。

まず、今回、変更したこととなりました背景や変更の必要性について、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

和泉中央丘陵開発計画につきましては、昭和59年10月、計画面積370haの都市計画決定がなされ、61年3月には、そのうち171haの施行計画の届け出、すなわち第1期の整備事業が認可され、引き続く61年4月から事業着手となったものでございます。

従来、千里ニュータウンを初め数多くの大規模住宅供給のためのニュータウン開発が行われてきましたが、最近では、社会経済状況も大きく変わり、住宅需要についても量から質へと変化しておりますとともに、従来型の単なるベットタウンづくりのみでは魅力的な町づくりに欠けるという反省から、今後の計画的宅地開発につきましては、雇用の場や大学、文化施設等を配置した複合的な機能を有する町づくりが必要であるということで、61年6月、新住宅市街地開発法の一部が改正されたものでございます。

加えて近年、本市を取り巻く社会情勢は大きく変わろうとしております。

特に泉州沖に建設される関西国際空港を中心とする大事業が目白押しに計画され、その具体化が進められております。本市では、関西新国際空港と大阪都心の中間に位置する和泉丘陵に和

泉中央丘陵開発や和泉コスモポリス等の開発計画を進めておるところでございます。特にこの丘陵部が近畿自動車道や泉州山手線などの広域自動車幹線道や泉北高速鉄道、さらには、市の都心部とを結ぶ和泉中央線などが集中する交通体系上の重要な結接点となっている立地条件を十分生かし、今回の法改正の趣旨に沿った特定業務施設を和泉中央丘陵に立地、誘導することによりまして、住み、働き、学び、憩うという複合的な機能を持つ、活力と定住魅力のある町づくりを行っていくものでございます。

そこで、今回、変更いたします内容でございますが、現在の計画区域370haのうち、特に今回、西部地区に特定業務施設を導入することになっておりまして、その規模につきましては、新住法で規模要件が定められております。本市中央丘陵では、特定業務施設用地は70haを限度に設定できないため、西部地区につきましては、近畿自動車道に面した西側区域約38haに研究所系の施設を配置、反対の東側区域には企業の研修施設や厚生施設などを配置いたしまして、地区外の住宅地との調和に留意した施設を立地、誘導することにしておりまして、面積的には63haになる予定でございます。

また、北部地区につきましては、シビックセンターに隣接する区域に業務系の事務所など、シビックセンターの公共公益施設や商業系との整合性の高い施設を立地し、面積4haを予定しております。

以上、北部、西部地区と合わせまして合計67haの特定業務施設地区を設定することとしております。

以上の変更点から、本和泉中央丘陵開発計画のうち西部地区を中心とした土地利用計画が変更されます。計画人口は約3万2,000人から約2万7,000人に、戸数につきましては約8,500戸から約7,000戸に、又、住区数につきましては、4住区から3住区に変更することとなります。また、学校等の広域施設につきましては、1住区減少することに伴いまして、小学校が4校から3校に変更することになります。それから、都市施設につきましては、近隣公園等が一部区域及び位置等の変更を行うほかは、特に変更はございません。

さらに、用途地域につきましては、今回、導入いたします特定業務地区について、現在、一種住専、二種住専であるものを準工業地域と住居地域に変更いたします。また、和泉中央線沿道地域につきましては、現在の一種住専の一部の区域を二種住専に変更することとしております。以上が、今回、変更いたします概要でございます。

次に、変更の手続のスケジュールでございますが、和泉中央丘陵開発計画の変更に伴います手続につきましては、現在、知事決定によります都市計画変更を行うべく大阪府と協議中でございます。府との協議及び国との事前協議が終わった段階で、市の都市計画審議会に諮りたい

と考えておりますが、おおむね8月上旬を予定してございます。また、市の都市計画審議会を経た段階で、本年11月ごろに開催を予定しております大阪府の都市計画審議会に諮り、引き続いて住宅・都市整備公団におきまして、新住宅市街地開発事業の事業承認並びに施行計画の届け出を本年中に行う予定でございます。

以上でございます。

○副議長（田中昭一君） 次。

○市長公室理事（稻田順三君） それでは、コスモポリス関係につきまして、稻田より御報告させていただきます。

まず、コスモポリスにどんな企業を誘致するのか、ということでございます。御存知のようにコスモポリス計画につきましては、関西国際空港建設とそれに関連いたします地域整備事業の推進によりまして、産業立地条件が非常に向上することを活用いたしまして、大阪における産業活動の拠点を整備しようとするものでございます。和泉市のコスモポリスへの誘致を予定しております企業につきましては、大阪経済圏の牽引力となり得る優秀な技術力を持った企業を誘致したいと考えております。

すなわち、コスモポリス計画地は、エレクトロニクス産業や新素材、ソフトウェア産業などの研究開発を核とした高次頭脳産業が集積する産業団地にしたいと考えておるところでございます。より具体的に申し上げますと、コスモポリス計画地につきましては工業専用地域として、生産技能を重視した要素といたしまして、非公害で非用水型の先端技術産業、都市型の機械工業の加工組み立て、応用利用部門や各種企業の情報処理部門を立地させたいと考えるところでございます。

次に、コスモポリスへの企業誘致の現状、実態はどうなっているか、ということでございます。コスモポリス計画の具体的な開発計画の策定に先立ちまして、大阪府、和泉市を始めとして地元3市、在阪経済5団体、地元の商工会の経済界で構成するコスモポリス地域先端産業立地推進協議会を組織、行政と産業界が連携し、関西や関東の企業を対象としたシンポジウム等を行い、誘致、広報活動を展開している状況でございます。その結果、現在まで約100社を上回る現地視察の実績がございます。おおむね週に1社程度の現地視察企業があり、また、立地について具体的な打診を行っている企業もあります。今後、用地集約の状況を見つつ、株主ともども優秀な企業の立地を目指し、より積極的に誘致活動を展開してまいりたいと考えるところでございます。

また、株式会社の中央丘陵に対する影響の問題の検討であります。当然、岸和田市、泉佐野市、もちろん和泉市、加えてトリヴェール和泉の4つが競合する面もあろうかと思います

が、お互に役割分担をいたしまして、競合でなく整合性を持った良好な産業団地をつくりたい計画でございます。特に中央丘陵地域との違いにつきましては、一方は準工業地域であり、コスモポリス計画地につきましては、工業専用地域とする予定になっております。加えて、すでに西部ブロックにつきましては、用地集約済みということあります。そういうことでお互に開発時期が違うこともありますので、われわれといたしましては、競合でなく、より整合性を持った産業団地づくりを目指していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 副議長（田中昭一君） 次の答弁。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 開発問題2点目の道路公害問題につきまして、都市整備部三井からお答え申し上げます。

午前中の赤阪議員さんにお答え申し上げましたが、第1点目の地元住民との最近の交渉状況ということでございます。その点につきましては、60年から地元の対策委員会がございますが、おおむね月に1回ぐらい話し合いを持ってまいりました。最近に至りましては、2月時点で道路公団と地元との話し合いが何回か持たれております。また、3月9日には、市、道路公団、住宅・都市整備公団の三者が寄って交通量問題について話し合いを持っております。その後、4月6日も同様、前回の引き続きということで交通量問題で話し合いを持っております。その後、6月29日、先ほど御説明いたしましたトンネル案の地元提示ということで話し合いを持っております。

以上が、現在までの経過でございます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 近道そのものの経済効果についての調査、研究でございますが、従来、「高速道路」という刊行物、新聞でございますが、一般的に高速道路が持つ経済社会的な面での効果につきましては議論されておりますが、近道それ自体についての調査、研究ということは聞いておりません。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 同和対策部理事（向井 洋君） 2番目の解放総合センターの使用問題につきまして、解放総合センター向井からお答えいたします。

解放総合センターの使用につきましては、できるだけ幅広く使用していただくことを基本原則といたしまして、一般的な利用につきましては、すでに政党、団体及び個人を問わず、広く利用していただいているところでございます。ただ、一部未解決の部分につきましては、過去の経過を踏まえまして、かつての解放総合センター運営委員会での御意向を受け、地元の向井

体間でお互いの理解を深めるための話し合いの状態が継続されているのが現状でございます。

したがいまして、先般7月5日に開催されました運営委員会におきましても、シビアな意見が交わされました。この問題につきましては、引き続き両団体間で話し合っていただき、円滑な運営が期せられるよう御努力いただくということあります。

なお、館の全般的な運営に当たりましては、私どもといたしましては、市の主体性の中、館の使用上問題が起こらないように円滑に運営していく必要があるところであります。したがって、私どもといたしましては、館の円滑な運営を期するという立場から、この使用問題解決の促進のため、両者間の次の話し合いができるだけ早い時期に持てるよう調整を図っていくべく努力しているところであります。

以上でございます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 資産税課長（池辺一三君） 固定資産税の減免問題につきまして、資産税課長池辺よりお答え申し上げます。

昭和62年度の同和減免制度が改正されまして、地区外資産減免制度が廃止されました。これに伴いまして、環境改善整備事業実施対象地区及びその周辺が対象区域となったものでございます。地区外資産の廃止によります影響額でございますが、61年度実績によりますと412万3,290円が減免額となっております。

○ 19番（原 重樹君） まず、用途変更の問題に伴います件から再質問をさせていただきます。

いまの答弁にもありました、競合するのでなく整合性を持たせてやっていきたい、ということでした。本当にそらなるのかどうか疑問なので質問させていただいているんです。同時に、最後に質問いたしました用途変更そのものの必要性というところ辺がもうひとつはっきりしないということでも再質問させていただいてます。先ほどの答弁でもコスモは工業専用、今度やろうとする用途変更は準工やと言われていますが、ここではっきりお答えを願っておきたいのは、これは株式会社コスモや公団がどうしていくかという方針でなく、この用途変更によって特定業務施設として研究所やら厚生施設を張り付けると言われますが、それは法的に見てコスモの地域で建設できないものかどうか。逆にコスモの方で誘致しようとするクリーンが表看板の先端技術産業は、準工の地域ではできないものかどうか。皆さんがやろうとしていることとは違って、法的に見てどうなのかということです。

2つ目には、いまの説明にもありましたが、私も3月議会で質問をしたとき、この用途変更そのものは、大規模な住宅建設の挫折ということではないと言われておったように記憶してお

ります。しかし、議会では、その問題も含め中央丘陵は一体坪当たり幾らぐらいになるか、相当高いものになると違うか、という議論もされてきたと思うんです。今回の変更案の内容説明をいただきましたが、中央丘陵の特別委員会の中で資料も出ておるようですし、それを見せてもらいますと、簡単に言って結局、変更されている内容そのものは、売れるものと売れないものがありますね。例えば住宅は売れますし、商業地域あるいは教育施設などは、どっちみち市が買い取ることになって売れる。しかし、公共施設の道路や公園は売れません。

そういうことで分けますと、売れない公共用地が139.2ha、売れる地域が230.8haだったが、今度の変更案では、売れない地域が109.9ha、売れる地域が住宅等特定業務施設等を合わせて260余ha、つまり売れる地域を30ha余増やしているわけです。その意味では、今度の変更案そのものが、本当に住宅建設そのものの挫折でないのかどうか、そのあたりも含め、私の言ったことが間違いなら指摘もしていただきたいと思います。

同時に、先ほどの説明でも住宅は量から質へと言わされておりました。これは住宅だけではないということを言おうとしていると思いますが、今までの中央丘陵そのものに対する方針では、質の高い低層住宅建設を重視していくというのが市長の1つのふれ込みだったんです。しかし、この資料によりますと、第一種住宅が160haから106haへ50余haばかり減っているんです。それに引き替え準工の部分が出てくるし、住宅の部分で言えば、20haほど住居地域が増えております。その意味からかなり住宅の質の問題も含めて後退しているんではないかと思わざるを得ない。その辺での考え方はどうなっているのかというところを明確にお答えを願いたいと思います。

もう1点、8月に都計審を開いて11月に向け急速に進めていくんだという御答弁をいただきましたが、住宅地になるということで土地の権利者が公団の方に売ったということになるわけですが、関係住民というか、地元の土地の権利者も含め、あるいは地域の人たちや周辺の人たちも含めて、用途変更の説明なりはされておるのか。

以上3点。

- 都市整備部長（萩本啓介君） まず、法的な問題でございますが、コスモとの関係では、きちんとした法的な詰めはしておりませんが、中央丘陵で考えているような研究所等については、コスモでも立地は可能であろうと思います。

それから、確かに住宅の部分が減り、可処分面積が増えていることは事実でございます。これは計算上、準工に充てた部分がございますし、さらに、準工になりますと、住宅地のような細街路が要らなくなるという点がございますので可処分地が増える。それから、図面がないとわかりにくいんですが、それ以外の地域でも細街路の取り方を大幅に変えている部分もござい

ますし、あるいは特に北部ですが、現時点である程度広いロット割りをしておりまして、この中の細街路は将来、利用者がいろいろやっていくという柔軟な取り方をするなど、もちろんの要素が重なって現在のような数値になっております。

また、地元との話し合いでございますが、中央丘陵開発に取り組みました当初から、地元校区を中心に対策委員会を組織していただいております。私の方では6月でしたか、特別委員会をお願いいたしまして、それ以降に地元の対策委員会を開いていただきまして、その中で今回の変更についての説明をさせていただいたおる状況でございます。

○ 19番（原 重樹君） コスモポリスの方で言えば、今回、持てこようとしている研究所や研修所は法的にみてできるというわけですね。今度、準工になる部分でも新住法の綱をかぶっているので一定の枠はあると聞いておりますが、いわゆる先端産業みたいな会社が特定業務施設の準工地帯に建てられるんですか、建てられないんですか。

○ 都市整備部理事（高橋欣吾君） お答え申し上げます。

先ほどの御質問にございました新住法の西部地区にそういう施設が導入できるのか、というお尋ねかと思います。現在、西部地区でやっております中央丘陵につきましては、先ほどおっしゃったように、新住宅市街地開発法に基づきます開発事業でございまして、その中の主たるものは、あくまでも健全な市街地の開発建設ということでございます。今度できる特定業務施設についても、居住環境と調和できる範囲でないと認められないという枠がございます。その枠を越えた、例えばコスモで考えておられます中の工場関係でも、居住環境とマッチしないものであると導入できないものが一部出てくるであろう。それ以外は、基本的には認められるんじゃないかなうかと考えております。

○ 19番（原 重樹君） 僕は法的なことを聞いてるんで、あまり市がやろうとしていることについては答えてほしくない。実際には、新住法改正の中でも、昼間の人口を増やすんだとか、雇用の場を大きくする目的でやられていますね。確かにコスモポリスでやろうとしているハイテク産業が居住環境にマッチするかしないかという問題はちょっと別なことで、逆にそう言われると、コスモはそれぐらい危険なんかという話になってしまふ。一言で言えば、準工とか工業とかいうても、何も石油化学工業を持ってくるわけではないのだから、法的にみたら可能な方法やと思うんです、それを持ってくるかどうかは別な話としてね。別に危険物やないクリーンや、公害もないんや、と言われてますからね。明確に法的な話をお答え願いたかったんです。

そういうことを踏まえて次の質問をさせていただきたいんですが、私が考えますには、この問題が整合性云々と言われておりますが、用途変更そのものの必要性があるのかどうかという

点なんです。競合でなく整合性を持ってやっていく、中身も違うとか言われてますが、1つは、前段で言われた新住法が改正された趣旨、働き、学び、憩う、定住する町、いわゆる多機能都市を目指すために改正されたと言われておりますね。和泉市の今回の変更もかなりそういうことが理由付けされてるよう思います。ところが、和泉市の中では、中央丘陵、コスモ、ラーパンライフ構想など皆持ってるでしょう、働き、遊びまでひっくるめてね。中央丘陵だけ考えれば別ですが、和泉市全体として見れば全部持ってるわけでしょう。中身は、すでに多機能都市なんです。それをなぜわざわざ今回、そういうことを理由にして用途変更をするのかということです。

何も住宅建設が別に挫折したわけではないし、結果的に先ほどのような数字になったけれども、別に住宅建設がどうのこうのという問題ではないということになる。とすれば、住宅建設以上の必要性がないと用途変更は理由にならない。せっかく低層住宅を増やしていい町づくりをするやと言なながら、なおかつ、和泉市全体から見れば多機能都市になってるわけですから、住宅建設以上の必要性がなければならないと思うんです。今回、その必要性ということを勝手に解釈すれば、結局、コスモの実態について企業誘致がどうなってるんか、と聞くと、100社以上が視察に来てとか言われてます。やってくる企業が多くすぎて、いまのままでは足らんということが実際に起きてこないと、この用途変更そのものが整合性を持ってこない、競合していくと思うんですよ。その辺では、最初に端的に必要性はどこにあるのか、と聞きましたが、そのことも含めて再度、お聞かせ願っておきたい。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 再度のお尋ねでございますが、先ほど理事からも一通り必要性について申し上げましたことでございます。われわれいたしましては、現在の社会の流れとか空港を控えてこれからの和泉市の町づくりという考えの中では、どうしてもこういった部分の要素というものが、町の活性化のために必要であると考えております。

それと、これは常々申し上げておるところでございますが、空港等によりまして泉州のポテンシャルが非常に上がっておりまして、われわれのサイドでは独自に調査はしておりませんが、公団の方でも、それなりの需要推定をコンサル等に委託してやってございます。そういう報告書を見ても、将来的に非常に期待が持てると思っております。

- 19番（原 重樹君） 意見だけ申し上げておきます。

今までの答弁を聞かせてもらいましても、住宅建設をやめて用途変更して研究所や研修所を持ってくるという、これだから必要なんだということが正直言ってはっきりしない。住宅建設そのものの挫折が一方にあるとは思いますが、そうではないと言われますので、それを越えるだけの需要はあると言われておりますが、用途変更する必要性がなければならない。法が改

正されても、何も用途変更をしなくてもいい。そのままいければしなくてもいいんですからね。当然、いままでの説明の中でも正直言ってどこかにごまかしがあると思います。

意見としてぜひ申し上げておきたいことは、やはり表面だけをつくろった議論は大変危険だと思います。大規模開発を含めてやっているわけでして、大変な町づくりを進めようとしているとき、今までから言うてきたことも含め表面だけを合わすようなことでは、最後になってとんでもないことになると思います。しかも、懸念されるのが、コスモポリスは100社が視察に来てどうのといいますが、実際の土地の買収はまだなんですね。これからでしょう。正直言って値段がどうなるか、税体系をどうしてくれるのか、これからいろいろな条件が付いてくる話でして、正直言ってまだわからない状況のもとできているわけでしょう。

また、コスモといつも和泉市だけではない。広くいえばテクノポリスという構想もありますが、全国的な競争をしているわけでしょう。そういうことからすれば、それだけでも非常な危険を伴うということなんです。公團は、持っている土地を手続さえすれば即できるという状況の中で入っていくわけですから、影響がないはずがない。その辺で本当に競合でないと言われるのなら、整合性をもっともっと追求してはっきりさせておく必要があると思うんです。

それから、もう1つ申し上げておきたいことは、空港関連も含めいまの立地条件等の中で言っているわけですが、先ほど言ったように和泉市だけの話じゃないし、和泉市の中だけで終わるものでもない。まして産業界全体が空洞化していると言われる中、先ほど日本全体の競争と言いましたが、いまや世界を相手にしなければならない競争ということになってしまっています。その辺のことまで含めて慎重に検討していかなければ、表面だけを合わしたような用途変更は必要です、すばらしい町ができますよ、というだけでは、将来、危険をさらす結果になると危惧するわけです。同時に指摘をしておきますが、それでも用途変更が必要であるとするならば、もっとその辺の必要性を明確にしていただきたいと思います。

次に、道路公害問題ですが、赤阪議員も午前中に質問をされておりますので、さらに突っ込んでやる気はありませんが、経済効果ということで突如として出てきてびっくりされたとは思いますが、なぜこういうことをお聞きするかと言いますと、この路線は、和泉市にとっても空港がらみで大変重要であると常々言われております。コスモもこれが通らなければどうしようもないとなってきます。それだけでなく和歌山のことなども考えるならば、路線自体が相当な経済効果を生むと思うんです。それで、もっと科学的に検討したことがあるのか、とお伺いをしたんです。こういう大きな経済効果を生む路線を建設するならば、それなりのおカネも費やして住民を守りなさい、ということも強く主張しなければいけないということなんです。その1つの資料として研究しておくべきだし、公團に対しても要求しなければならないと思うんで

す。その1つの例として申し上げたんです。

市の交通公害課の方で出されました市の考え方の中でも「単に公害事象についてのみ環境基準が守られるかだけでなく、積極的に住環境としての快適環境を創造していくという視点をもって進めなければならない」と書かれております。先ほど、市長から赤阪議員に対する答弁もありましたが、本当にそれが口先だけでなく、こういう書くだけでなく、住民の立場に立って積極的に快適な住環境を創造していくんやったらそれなりの研究もし、地元からトンネル案が出てきて公團がどう言うてるから、というだけではなく、もっと市の積極性が問われると思うんです。その辺では、先ほどの経済効果の問題もそうですが、やはりあらゆる面を考え、市長は公團に遠慮せずにやっていくと言われましたが、もう一段と突っ込んで進んで対応していく必要があるうう思います。

特別委員会でも非常に時期がおくれていると申し上げましたが、実際にそうなっていますし、これからどれだけのことができるかという時間的な問題もあるでしょうが、やはり行政として最大のことをしていくという立場でないとあかんと思います。市長は、交通公害のときも住民の立場に立ってとか、調停の役割を果たしたいとか言われておりますが、本当にそのとおりになるように頑張ってもらわなければいかんと、意見だけにしておきます。

最後に、同和問題についてありますが、解放総合センターの運営問題につきましては、いままでからも何度も聞いていくのであまり言いたくないんですが、館の円滑な運営云々ということの答えもいただいております。私も役職ということで運営委員会にも出させていただきましたが、その中でも部落解放同盟の幹部の方が何を言っているかというと、「私たちも全解連に借りていただきたい」と言っているんです。しかし、「うちにも若い者もおるのでどうなるかわからん。問題が起きれば困るし、それではおそい」とも言ってるんです。こういう趣旨からすれば、館の運営に支障を来す原因はどこかということは明白だと思うんです。それをまさに市が主体性を失って引き続き頑張りたい、団体間の話し合いをやっていく、ということ自体大問題やと思うんです。

最初に基本的なことを申し上げましたが、もう一度繰り返しますと、結局、一部民間運動団体の威圧的態度に押し切られて不適切な行政運営を行う行政の主体性の欠如ということが、意見集中や啓発指針の中で指摘をされているんです。要するに、解放センターの使用問題は、これの見本みたいなものなんです。このとおりと言わざるを得ません。

そこで、再度お答えを願いたいんですが、そうした責任問題も含めての話なんですが、引き続き団体間の話し合いと言われておりますが、3年越しの話になっておりますし、早い時期と言うてますが、本当にいつからするんやということが大変重要な問題になってくると思うんで

す。どんどん引き延ばしていくのか。運営委員会の中で解同の幹部の方も「もうすぐできますよ」、市の幹部の方も「もうちょっとです」と言われておりますが、それで3年たってきました。本当に市としてもいつまでにきっちりとしたいと思っておるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、固定資産税の問題ですが、地区外の減免制度をやめ、対象地域は、同和地域とその周辺と言われておりますが、その周辺地域というのは、大体どこまでなのかという点です。

それから、61年度は412万円という額をお示し願いましたが、件数は何ぼかも同時に教えていただきたい。

以上、2点。

○ 同和対策部理事（向井 洋君） 再度のお尋ねでございますが、いつごろから使えるようになるのか、という御質問かと思います。われわれといたしましては、できるだけ早い時期にその話し合いの場を設定してまいりよう誠心誠意努力しているところでございます。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

○ 資産税課長（池邊一三君） 61年度実績412万3,290円の件数ですが、132件でございます。

それから、地区内減免制度を適用する区域でございますが、環境改善整備事業実施対象地区及びその周辺でございます。減免対象区域としては、幸、旭、山手、王子、尾井、富秋、池上、伯太の各町でございます。

○ 19番（原 重樹君） 解放総合センターの使用問題につきましては、できるだけ早い時期ということで団体間の話し合いの場を設定していきたい、ということですが、こういう団体間の話し合いということと、市が公共施設を貸す、貸さないという問題は全く別なんだということはいままでからもさんざん申し上げておりますので、わざわざくどくと申し上げません。そういうことを基本にしつつも、本当に団体間の話し合いの場を早く設定して解決したいという気持ちちはわかりますが、市としては、はっきりそれこそ主体性を発揮していつまでにきちんとしなければあかん、そうでなかつたらいいきますよ、というぐらいまで言うて問題解決に当たっていく姿勢が必要だろうと思うんです。その辺では、もう少し強い態度で臨んでいく必要があると思います。

先ほど、運営委員会の中身を紹介しましたが、あんな発言があつては、正直言うて市のメンツ丸つぶれやと思うんですよ。市も何もあったもんじゃない状況やと思います。もう意見だけにしておきます。これ以上やっても平行線やと思いますのであえてやりませんが、本当にそろそろきちんとした形をとっていただかなければあかんと強く申し上げておきたいと思います。

それから、固定資産税問題でございますが、基本的には、是正されてきているので、やられていること自体は結構だと思います。ただ、非常に不十分だということで意見として申し上げておきます。以前からこの問題だけでなく、給付金等の全体についても所得制限の導入などについても申し上げてまいりました。特に固定資産税そのものにつきましては、いわゆる余裕のある人たちが出ていってしまっているという問題も含めてやってきたわけですので、必要性の問題からすれば非常に薄いと思います。より十分な対策も必要だろうと思うんです。

また、地域外の減免制度はなくして地域内と周辺地域と言われておりますが、周辺地域を含めるとなると、同和地域そのものがどうや、ということにもなってきます。対象地域とはどことなんや、となると拡大してきているという一定の問題にもなってきます。ただし、やられてきたことは一定の評価もしつつも、今後も根本的な解決を目指してやっていただくということも要望して終わります。

以上です。

- 副議長（田中昭一君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

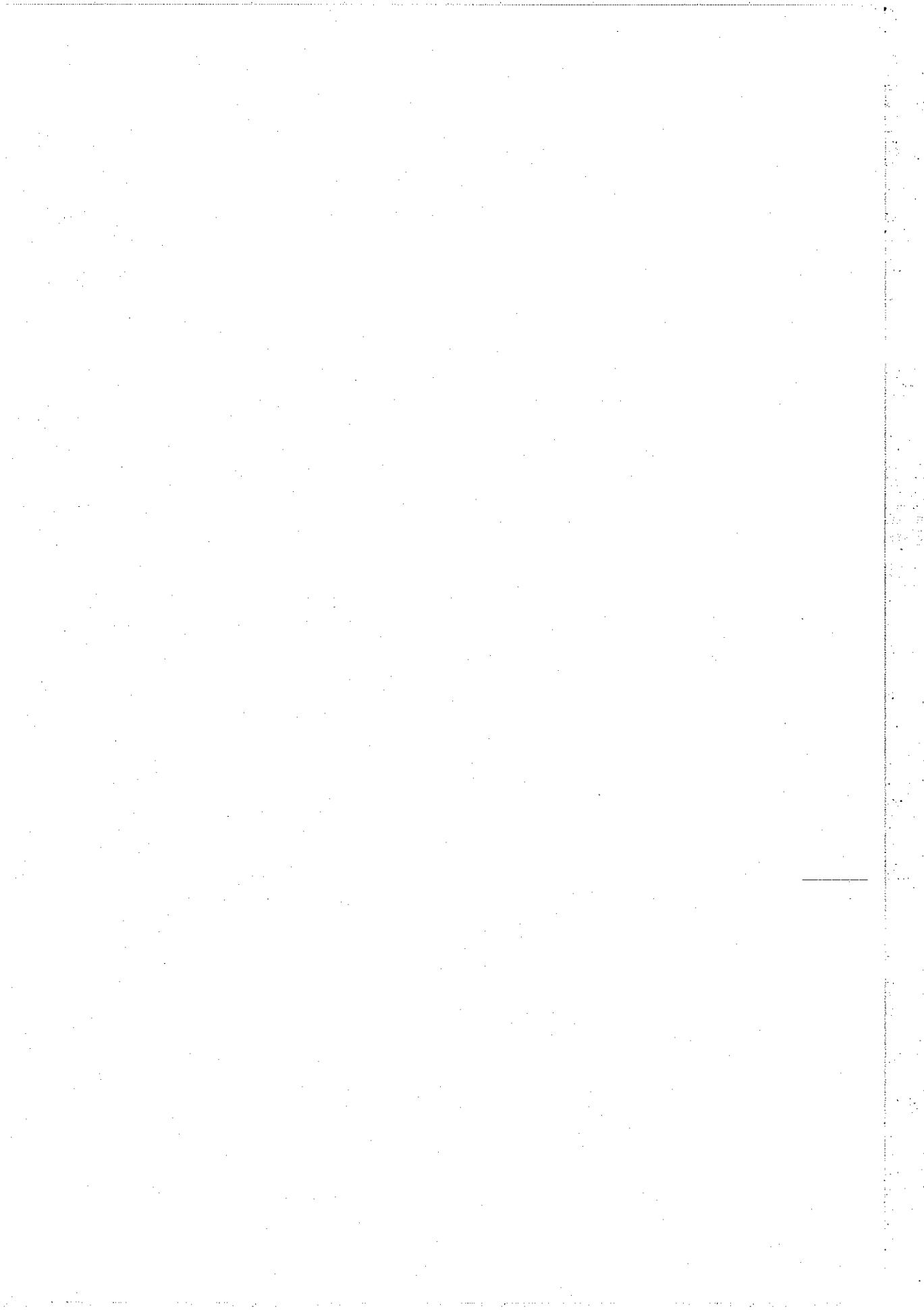
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。本当に御苦労さんでした。

（午後2時00分散会）



第 2 日



昭和63年7月19日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
5番	西口平和君	20番	坂口敏彦君
6番	赤阪和見君	21番	若浜記久男君
7番	藤原正道君	22番	西口秀光君
8番	穴瀬克己君	23番	柳瀬美樹君
9番	並河道雄君	25番	大谷昌幸君
10番	竹内修一君	26番	池辺秀夫君
11番	仁井明君	27番	金谷衛君
12番	竹下義章君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君
17番	西村慎太郎君		

欠席議員(3名)

1番	飯坂楠次君	15番	松尾孝明君
13番	貝渕博治君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	建設部次長	谷俊介
助役	坂口禮之助	都市整備部長	萩本啓欣
収入役	中塚白	都市整備部理事	吾高義
市長公室長	杉本弘文	都市整備部次長	秋井宏
市長公室理事	逢野一郎	都市整備部次長	保三松富
市長公室理事	神藤恒治	改良事業部長	田中恒
市長公室理事	隆堺大我	改良事業部理事	笠田清
市長公室理事	稻田順三	改良事業部次長	大田中益
市長公室次長	鹿島賢昌	水道部長	井岸二
秘書課長	井阪和充	水道部理事	文博
企画課長	今村堅太郎	水道部次長	淳
総務部長	橋本昭夫	水道部次長	仲竹
総務部理事	大塚孝之	病院長	藤原光
総務部次長	森利治	病院事務局長	夫

総務部次長	藤原司
財政課長	谷上徹夫
同和対策部長	角谷泰夫
同和対策部理事	高宮武夫
福祉事務所長	喜一ノ瀬
福祉事務所次長	明坂喜男
市民生活部長	寿由士夫
市民生活部理事	中嶋延久
市民生活部次長	内田有之
市民生活部次長	川野喜達
市民生活部次長	西野誠郎
市民生活部次長	逢田嘉明
産業部長	白木雄文
産業部理長	重木嘉清
産業部次長	木生明
建設部長	竹佐忠行
建設部理長	佐原清三
社会教育部次長	嘉山義種
会計課長	田口信行
選挙管理委員会委員長	吉田陽三
選挙管理委員会事務局長	森吉忠

備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
主幹	大中原保
主査	佐土谷茂一
主査員	井之上光一
主査員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年 和泉市議会第2回定期会議事日程

(7月19日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	監査 第 7 号 報告	例月出納検査結果報告 (収入役級 昭和62年11月分)	P. 1
2	監査 第 8 号 報告	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員級 昭和62年11月分)	P. 11
3	監査 第 9 号 報告	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員級 昭和62年11月分)	P. 17
4	監査 第 10 号 報告	例月出納検査結果報告 (収入役級 昭和62年12月分)	P. 22
5	監査 第 11 号 報告	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員級 昭和62年12月分)	P. 32
6	監査 第 12 号 報告	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員級 昭和62年12月分)	P. 38
7	監査 第 13 号 報告	例月出納検査結果報告 (収入役級 昭和63年1月分)	P. 43
8	監査 第 14 号 報告	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員級 昭和63年1月分)	P. 53
9	監査 第 15 号 報告	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員級 昭和63年1月分)	P. 59
10	監査 第 16 号 報告	例月出納検査結果報告 (収入役級 昭和63年2月分)	P. 64
11	監査 第 17 号 報告	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員級 昭和63年2月分)	P. 74
12	監査 第 18 号 報告	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員級 昭和63年2月分)	P. 80
13	監査 第 19 号 報告	定期監査(昭和62年度第2次分)結果報告	P. 85
14	報告 第 4 号	和泉市土地開発公社昭和62事業年度決算書類の提出について	P. 1
15	報告 第 5 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度決算書類の提出について	P. 2
16	報告 第 6 号	財団法人和泉市商工業振興会昭和63事業年度事業計画書類の提出について	P. 3
17	報告 第 7 号	財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度決算書類の提出について	P. 4
18	報告 第 8 号	財団法人和泉市文化振興財団昭和63事業年度計画書類の提出について	P. 5
19	報告 第 9 号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度決算書類の提出について	P. 6
20	報告 第 10 号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について	P. 7
21	報告 第 11 号	財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度決算書類の提出について	P. 8
22	報告 第 12 号	財団法人和泉市公園緑化協会昭和63事業年度事業計画書類の提出について	P. 9
23	報告 第 13 号	専決処分の承認を求ることについて (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 11

日程	種別及び番号	件名	摘要
24	報告 第 14 号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P.15
25	報告 第 15 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第7号))	P.21
26	報告 第 16 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	P.28
27	報告 第 17 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	P.35
28	報告 第 18 号	昭和62年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P.40
29	報告 第 19 号	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P.42
30	議案 第 22 号	水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について	P.44
31	議案 第 23 号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.73
32	議案 第 24 号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P.83
33	議案 第 25 号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.100
34	議案 第 26 号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P.104
35	議案 第 27 号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	P.107
36	議案 第 28 号	和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について	P.110
37	議案 第 29 号	市道路線の廃止及び認定について(光明台歩4号線ほか1路線)	P.113
38	議案 第 30 号	市道路線の認定について(伏屋町10号線ほか16号線)	P.116
39	議案 第 31 号	土地改良事業の施行について(オガマ池改修工事)	P.118
40	議案 第 32 号	昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P.121
41	議案 第 33 号	昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P.126
42	議案 第 34 号	昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P.154
43	議案 第 35 号	昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P.171
44	(昭和62年) 請願第1号	光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願(産業文教委員長報告)	
45	意見 第 2 号	国庫補助負担率引き下げ措置の廃止に関する意見書	別紙
46	意見 第 3 号	国民合意を無視した消費税の創設に反対する意見書	別紙

(午前10時00開議)

○ 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。飯坂議員さん、貝淵議員さん並びに松尾議員さんにつきましては公務出張のためそれぞれ欠席届け出がございます。西口平和議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、20名でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより木日の会議を開きます。

○ 議長(池辺秀夫君) 木日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第13までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といいたします。

報告は表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和62年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年2月26日

監査委員 庄 司 清
同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年2月26日

2. 検査の対象 昭和62年11月分の出納状況

3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年

11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年2月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年2月26日

2. 検査の対象 昭和62年11月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年

11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年2月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年2月26日
2. 検査の対象 昭和62年11月分の出納状況
3. 検査の結果
地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年3月23日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年3月23日
2. 検査の対象 昭和62年12月分の出納状況
3. 検査の結果
12月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年3月23日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年3月23日
2. 検査の対象 昭和62年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年
12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年3月23日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年3月23日
2. 検査の対象 昭和62年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年1
月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年4月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年4月26日
2. 検査の対象 昭和63年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年4月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年4月26日
2. 検査の対象 昭和63年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年4月26日

監査委員 庄子清

同 松尾孝明

記

1. 検査実施日 昭和63年4月26日
2. 検査の対象 昭和63年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年2月分収入役扱いの出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年6月7日

監査委員 庄司清

同 松尾孝明

記

1. 検査実施日 昭和63年6月7日
2. 検査の対象 昭和63年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年2月分本市水道部企業出納員扱いの出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年6月7日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年6月7日
2. 検査の対象 昭和63年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年6月7日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和63年6月7日
2. 検査の対象 昭和63年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく、昭和62年度定

期監査（第2次分）別記要領により執行した。

その結果を、同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和63年3月31日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第7号より第19号までの報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第14「和泉市土地開発公社昭和62年事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第4号

和泉市土地開発公社昭和62事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和62事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第4号「和泉市土地開発公社昭和62事業年度決算書類の提出について」 公社明坂から御説明申し上げます。

公社の運営につきましては、平素からの格別の御指導を賜り、財政の健全化、運営の効率化に取り組んでいるところであります。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配布しております昭和62事業年度和泉市土地開発公社決算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市外より委託を受けました土地の先行取得につきましては、都市計画街路岸和田南海線用地1,906.0m²を9,968万3,800円で取得いたしました。

次に、和泉市の一般事業用地といたしまして、池田下万町線外用地3,096.15m²を補償も含めまして2億603万9,620円で取得いたしました。

また、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地等で8,970.14m²を建物、補償も含め11億3,888万353円で取得いたしました。

一般処分用地といたしましては、サントリー周辺用地に隣接しております国有地21.64m²を110万円で払い下げを受けました。

以上、62事業年度の土地先行取得合計は、96筆で1万3,993.93m²を建物、補償も含めまして14億4,570万8,773円で取得いたしました。

次に、土地の売渡状況でございますが、6ページ以降に記載のとおり、都市計画街路和泉中央線外用地2筆1,153.09m²を2億2,212万7,796円で大阪府へ譲渡いたしました。

和泉市の施行に係る一般事業用地といたしましては、伏屋唐国線外用地、小田松尾寺公園用地等として、2,552.27m²を1億8,196万2,388円で、また、環境改善整備事業用地といたしましては、北部第一住宅地区改良事業用地及び道路用地など8,345.25m²を14億3,478万5,958円でそれぞれ和泉市へ譲渡いたしました。

次に、公共用地取得の受け皿対策として、喚地対策事業用地8,969.0m²を6億1,215万3,550円で各権利者へ譲渡いたしました。

以上、62事業年度の譲渡総額は、140筆、面積2万1,019.61m²を建物、補償を含めまして24億5,102万9,692円と相なります。

次に、11ページ以降の決算報告書について御説明申し上げます。

第1款 事業収入につきましては、土地建物売却収入で24億5,102万9,692円収入いたしました。

第2款 借入金につきましては、25億1,000万円借り入れましたが、予算現額との差額3,050万円は、翌年度へ繰り越しさせていただきました。

第3款 事業外収入につきましては、預金利息及び土地の賃料で313万3,456円収入いたしました。

12ページの第4款 繰越金につきましては、前年度よりの繰越未収金として2億6,776万7,013円収入いたしました。

以上、収入合計は、52億3,193万161円と相なる次第であります。

次に、13ページの支出でございますが、第1款 事業費は土地取得に伴う支出で、環境改修整備事業用地費で11億4,200万4,233円、公共用地費で3億685万4,20円、土地造成費3,450万円、合計14億8,335万4,653円と相なる次第でございます。

なお、土地造成費3,050万円は収入と同様、翌年度へ繰り越しさせていただきました。

第2款 管理費につきましては、公社保有地の財産管理費として707万8,975円を支出。また、職員給与費と事務管理費として7,262万2,116円を支出。管理費合計7,970万1,091円支出いたしました。

次に16ページの第3款 借入金償還につきましては、元金で32億9,200万円、利息等で4億3,514万3,389円、合計37億2,714万3,389円を各借入金融機関等へ償還いたしました。

第4款 予備費の執行はございません。

第5款 繰越金は、当年度の未払金等の資金△5,826万8,972円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、支出合計は、52億3,193万161円で収入と相対比するものでございます。

以上の事業実施に伴います損益状況につきましては、19ページの損益計算書に記載のとおり、当年度純利益は、6,464万1,420円、前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして翌年度へ繰り越す欠損金は、6億7,240万6,950円と相なる次第でございます。

18ページには63年3月31日における資産の状況を示す貸借対照表を、また、21ページ以降に財産目録を発載いたしておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、昭和62事業年度和泉市土地開発公社決算の報告いたします。何とぞ原案御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

まず第1番目は、6ページの壳渡調書のところですが、府施行事業として和泉中央線用地、池上下宮線用地がそれぞれ府に売り渡されておりますが、これはわが方の西村議員が委員会に入っている関係でお聞きをしたところでは、いわゆる事務費及びその他経費の額が、和泉中央線用地の場合は非常に大きな額が出ております。ところが、逆に池上下宮線用地の場合は減額になってますね。この辺についてお聞きをしたところ、市に対する売り渡しの場合には、7%の事務費をいただいているということは以前から議会にも報告されておるとおりですが、府との関係ではそうはない。その都度の計算なり交渉の関係で額が決まつてくるんだとい

うことです。そこで、平均して確実に収入されておるのかどうか。それから、一部分だけですが減額というか、欠損というような事務費及びその他諸経費となってくるのか、というところ辺の具体的な説明を願いたい。

もう1点は、前回でも問題になりましたが、いわゆる一般処分用地が24ページに一括して出ておりますが、委員会の資料等ではそれぞれの明細が出ておりますが、その中に特にサントリーの北側の1、2、4という物件については、例の環境改善整備事業の代替用地として購入したところですが、前の議会で問題になりました支部との協議の問題です。この辺は、開発公社の疑惑問題が発生して調査特別委員会云々という時点から公社の特別委員会というものが設けられてここ10年ぐらいは、余り問題にならずに経過してきたのに、いまになってなぜこういう問題が発生してきているということと、その後の経過はどうなっているのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池辺秀夫君） 答弁。

○用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） 第1点目の府へ売り渡した池上町の物件では約2,500万円の赤字、肥子の中央線につきましては9,000万円となってございます。端的に申し上げまして府の買い上げの場合は、その当時の鑑定価格で買い戻しをしていただくことになってございます。具体的に申し上げますと、池上町の単価は平方メートル当たり12万1,000円、中央線は同26万1,600円という鑑定価格の差がこうしたことになったわけでございます。

2点目のサントリー北側の物件でございますが、現在も御質問をいただいているわけでございますが、この3物件は、昭和46年に取得したものでございまして、今まで17~18年という長い年月の経過がございます。昨年以来地価の変動も著しく、一定の処分の時期が近づいていると私どもは判断しております。お尋ねの件につきましては、過去の経過はございますが、それはそれとして、公社財政再建に向けての必要性からの処分ということでございますので、御理解はしていただけるものと考えてございます。

以上でございます。

○16番（天堀博君） さきの府への売り渡しの問題ですが、いまの御答弁では、鑑定価格の差がそういう形で出てくるというのが主要な要因だということですが、府事業の先行取得をして公社が抱いてきた物件は他にもあると思いますが、それが最終売り渡しの段階で鑑定価格に合わなければ、経費その他が上回って欠損が出るような結果になる。こういうことについて、府との間できちんとした協定なり話はできてないのかどうか。たまたま、中央線の場合は平方メートル当たり26万1,600円とよかったから公社にとっては利益というか、プラス

要因が出ておりますが、逆になると欠損が生じるというのは問題であろうと思います。

最近の物件はそうではないと思いますが、この池上の物件は相当以前に取得したものなので、こういう結果が出てきていると思います。しかし、現在、先行取得する場合には慎重にやっているとは思います、ときには、何かの事情で買い上げていただくのが相当後年度にずれ込むということも出てくるかもしれません。その点では、府との間にきちんとした話ができるのか。それとも、極端に言えば、その年度の買い上げ物件の中で泳いでいくことが一定の約束になっているのかどうか、その辺をひとつ知りたい。和泉市の公共事業の先行取得ならば、市と公社ですからそれなりに手当はつくと思いますが、対府となってくるとそうはないとなるのか。

それから、サントリーの北側の物件ですが、いまのお話では、公社の財政再建に向けての売却なので、支部との関係では、御理解なり承諾はしていただけるものということですが、この10年余は、何の問題の気も出てこなかった。それよりは、大変処分困難な物件になっていたんです。ところが、最近の地価の高騰に合わせて問題が再燃し、支部と協議をしなければならないというところが問題じゃなかろうか。もともとは、産業新興対策あるいは代替用地として46年当時に購入した物件として公社が長い間抱いてきて、利息等が重なって非常に帳簿価格が上がってきた。それが土地の高騰、変動によって追い付くようになってきたということでしょう。その間は放っておいて、なぜ現時点で問題が発生してくるのか、理解ができないというのがわれわれの立場なんです。なぜ改めて支部と協議をして承諾なり了解をお願いしなければならないのかということなんです。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） まず、第1点の府道敷の買収につきましては、買収当時はまだ事業決定が打たれておらず、計画の状態でございましたので、府との正式な協議はなされてなかったという事情がございました。ただ、その後の府との協議の中で、今までの買い戻しにつきまして約13億円が終わってございますが、その中で事務費として1億1,000万円のクロとして残ってございます。先生御推察のとおり、全体として市に欠損が生じないようという話し合いの中、年々の買い戻しをしていくということになってございますので、御了承賜りたいと思います。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） サントリーの件ですが、御承知のように過去、工場団地とか地区外代替用地とかいうこともございましたが、いずれも適当でないということで現在に至っておるわけでございます。処分についての協議の問題でございますが、先ほども申し上げましたように、公社財政が非常に厳しい状況にある中、適当な時期に処分をするということでございますので、御了解はいただけるものと確信をしております。

○ 16番（天堀 博君） 意見だけ言うておきます。

産業振興あるいは工場アパートとかいうことですが、行政の姿勢の問題として、この土地に対する具体的に支部との中身を深めた協議がなされてこなかった。公社は直接関係はない、同対部の問題だと思いますが、進入路等いろんな問題があったろうと思うんです。そして、土地の値打ちが上がってきてもそんな問題が発生し、支部に協議を申し入れて承諾を得なければならぬという、主体性のない行政の姿勢のあり方そのものに表れてきていると思う。しっかりととした主体性のある行政のあり方が望まれるのではないか。

のことだけで時間を取って詰めていっても解決する問題ではありませんので、意見だけにとどめますが、公社財政再建ということで公社はやってきたのに、他方では具体的な詰めをしないままできた。周辺の環境問題もあってこの土地を利用できないということも含めましてね。その辺の詰めをしないで、地価の高騰した現在になってこのような問題が発生してきたということは、この10年余、放置してきた行政に責任があるのではないかと思います。意見だけにしておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第15「財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度決算書類の提出について」及び日程第16「財団法人和泉市商工業振興会昭和63年事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和62事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第6号

財団法人和泉市商工業振興会昭和63事業年度事業計画書類の提出について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉
市商工業振興会の昭和63事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。
- 産業部長(松村吉堯君) お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいたしました報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度決算書類の提出について」及び報告第6号「財団法人和泉市商工業振興会昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を続けて御説明を申し上げます。御説明に入る前に、お手元資料の昭和63年度予算書3ページの欄にミスプリントがございましたので、昨日、正誤表を配布させていただきました。正誤表のとおり御訂正をお願い申しあげますとともに、深くおわびを申し上げる次第でございます。

それでは、まず、報告第5号「昭和62年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告並びに収支決算書」について御説明を申し上げます。

まず、当振興会が執行いたしました事業概要について御説明申し上げます。2ページでございます。

まず、地場産業に関する事業といたしまして、(1)商工ニュースの発行につきましては、市内各事業所を対象に商工会との共同編集により年6回発行したものでございます。

次に(2)の通行量調査につきましては、消費者の流動を把握し、過去のデータとともに今後の商業施策の指針とするため、商工会とタイアップして昨年7月29日と8月2日の2日間、市内各商店街において実施いたしました。

(3)商工まつりにつきましては、市民の皆様に広く知られ、かつ定着した市民イベントとして11回目を迎える展示即売、のど自慢大会、大型紙芝居等の催しを計画し、昨年10月10日、11日の2日間実施いたしましたところ、延べ2万5,000人以上の来場者を数え、市民、出店企業双方より好評を博したものでございます。

(4)の東京国際見本市への参加でございますが、東京中央区晴海の国際見本市会場で開かれ、本市からガラス細工製品の出品を行い、予想以上の成果と宣伝効果が見られたものでございます。

(5)中小企業ガイドブックの作成でございますが、市内商工業者に商工業相談指導窓口や融資制度等を紹介するための中小企業ガイドブックを2,500部製作いたしました。

次に、観光に関する事業でございますが、昨年10月25日の槇尾山公園駐車場新設に伴いまして、周辺は金剛生駒国定公園内でもありますので、観光地の景観保持に役立てるため、駐車場出入り口あたりにノムラ紅葉14本、ヤマ紅葉13本を植樹いたしました。

以上が、昭和62年度に実施いたしました事業の概要でございます。

続きまして、これら事業実施に要しました昭和62年度収支決算について御説明を申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、収入の部でございますが、大科目①基本財産収入は、予算額4万5,000円に対して決算額も同額でございます。これは基本金100万円の定期預金利息でございます。

次に、大科目②補助金等収入は、予算額573万円に対し決算額も同額でございます。

次に、大科目③雑入につきましては、予算額2万5,000円に対して決算額は17万8,022円でございます。

以上により当期収入合計(A)と前期繰越収支差額を合わせた収入合計(B)は、予算額854万4,000円に対し決算額869万7,747円となってございます。

続きまして、支出の部でございます。6ページをご覧いただきたいと思います。

まず、大科目①事業費でございますが、予算額727万3,000円に対し決算額は557万8,000円でございます。主な支出内容といたしまして、中科目①の観光事業として、観光パンフレットを3,000部増刷し、25万円を支出したものでございます。次に、委託費として70万円を支出いたしました。これは先ほどの概要にございました槇尾山公園駐車場出入り口に植樹した費用でございます。次に、補助金支出といたしまして、松尾寺さくらまつり補助金40万円支出いたしました。

次に、中科目②地場産業振興負担金として259万5,000円を支出いたしました。これは商工まつり事業負担金として210万円、泉州特産品振興会負担金31万円、人造真珠業界の活路開拓調査事業負担金18万5,000円をそれぞれ支出いたしました。次に、特産品振興費につきましては、負担金支出で流用いたしました。次に、印刷製本費として53万円支出いたしましたが、これは中小企業ガイドブック2,500部の作成費用でございます。また、負担金支出で4万5,000円を流用いたしました。

中科目③受託事業費でございますが、負担金支出として110万円支出いたしました。これは商工会報を発行するための情報提供事業負担金64万円、市内各商店街において通行量調査を実施するための商業地域通行量調査負担金として46万円をそれぞれ支出したものでござい

ます。委託費につきましては未執行となってございますが、これは人造真珠集約化計画調査の費用として150万円を予算計上いたしておりましたが、工場建設候補地及び入居者が確定するところまで進展せず、具体的な調査を実施するところまで至っていないということで、63年度へ繰り延べしたことによるものでございます。

続きまして、大科目②の管理費でございますが、予算額48万5,000円に対し決算額37万1,725円でございます。これは当振興会の一般事務費でございます。主なものといたしましては、修繕費が16万5,000円支出してございますが、これは市役所玄関前ロビーにございます特産品展示ケースの改装及び配線工事による支出でございます。

続きまして、大科目③の予備費につきましては修繕費に充当し、予算額、決算額とも78万6,000円となってございます。

以上により当期支出合計（C）は、予算額854万4,000円に対し決算額594万9,725円でございます。また、当期収支差額（A）－（C）の決算額は3,397円で次期へ繰り越し、次期繰越収支差額（B）－（C）の決算額は274万8,022円でございます。

なお、参考資料として8ページ以下に当振興会の財務諸表を、また、11ページには、去る6月1日に執行させていただきました昭和62年度収支決算に関する監査結果の報告書を添付してございます。

以上で昭和62年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告並びに収支決算書についての御説明を終わります。

引き続きまして、報告第6号「昭和63年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画並びに収支予算書」について御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主な柱といたしてございます。

まず、商工業振興に関する事業といたしまして、市内商工業者へ情報を提供するため、国、府の施策紹介並びに税務、経理、社会保険等を掲載した商工ニュースを例月に発行する計画でございます。

次に、商工会との連携を深めながら小売商業者の事業活動の確保のため、市内各商店街の通行量調査を実施するよう計画いたしております。また、市の代表的な地場産業である繊維、人造真珠業界等の諸団体との共催による和泉市商工まつりを例年どおり開催する計画でございます。

次に、大型量販店出店計画につきましては、昭和55年6月にダイエーが同年9月にニチイ

がそれぞれ出店を計画いたしましたが、その後、56年末に通産省の自求通達もありまして積極的な動きがなかったものでございましたが、62年2月以降、定期的に大型店側と市内小売商業者団体との間でいわゆる事前協議が行われることと相なったわけでございます。現在、大店法に定められた広域商調協に係わる関係上、隣接各市町と協議いたしておるところでございます。

以上のような進展状況にありまして、当振興会といたしましても、地元小売業者との共存共栄、消費者利便の確保、さらには、環境アセスメント等の調査研究が必要と考える次第でございます。

次に、特産品の普及、宣伝に関する事業でございますが、第18回大阪国際見本市へ出展参加するとともに、特産品パンフレット等の配布等により市内地場産業の普及、宣伝に努めるよう考えてございます。また、市役所玄関前ロビー及びコミュニティセンター3階フロアに特産品の常設展示をしており、市商工課を窓口におきまして、大阪府人造真珠事業協同組合を通じまして、人造真珠等の製品を市内外の皆様に安価にあっせんすることを考えてございます。

次に、観光に関する事業につきましては、市内にある市民の憩いの場、散策の場として利用されております槇尾山施福寺、久保惣記念美術館、黒鳥山公園、光明池大橋周辺等の観光資源と地場産業である人造真珠、ガラス細工、綿織物、柑橘、花き栽培等の市内産業の発展のため観光等ビデオを作成、広く市内外に紹介していく計画でございます。また、観光パンフレットも一層の充実を図り、本市の観光資源を広く宣伝、紹介するものでございます。

次に、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業につきましては、通産省の施策として制度化されております高度化資金貸付金による工場アパート建設事業について実施すべく、当該事業者とともに建設候補地について協議中でございます。したがいまして、この協議が整い次第、今後、測量等を踏まえて高度化資金導入等による調査、また、必要な業務を実施する計画をいたしてございます。引き続き実現に向け取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上が、昭和63年度事業計画の概要でございます。

続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を推進するための昭和63年度収支予算について御説明を申しあげます。2ページをご覧いただきます。

まず、収入では、基本財産収入として、当振興会設立当初市からの出資金100万円を定期預金しておりますが、この定期預金利息3万3,000円を計上いたしました。

次に、補助金等収入では、市からの補助金及び負担金として商工まつり事業負担金210万円、泉州特産品振興会負担金35万円、商業地域通行量調査負担金46万円、情報提供事業負担金64万円、観光事業補助金80万円、松尾寺さくらまつり補助金40万円、和泉市商工業

振興会事業補助金60万円、観光パンフレット増刷費30万円の565万円を計上し、また、助成金収入として、南海電気鉄道株式会社よりの収入金8万円を見込み、合計573万円を計上しております。

次に、雑入ございますが、運用財産利息収入として普通預金利息1万円、その他雑入として特產品あっせん手数料等5万円を見込み、合計6万円を計上いたしました。

当期収入合計582万3,000円に前期繰越収支差額274万8,000円を加え、合計857万1,000円を計上いたしました。

次に、3ページの支出の部でございますが、事業費として756万3,000円計上いたしました。まず、観光事業費として221万3,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、消耗品費として1万円、観光パンフレット増刷費30万円、市内の観光資源及び市内の産業を広く市内外に宣伝、普及するためのビデオ製作委託費150万円、松尾寺さくらまつり補助金40万円、大阪府観光連盟会費3,000円でございます。

次に、地場産業振興事業費として275万円を計上いたしました。内訳といたしましては、商工まつり負担金210万円、泉州特產品振興会負担金35万円、特產品包装紙等印刷製本費30万円でございます。

次に、受託事業費といたしまして260万円計上いたしました。内訳といたしましては、商工会と共同編集により例月発刊しております情報提供事業負担金64万円、商工会とタイアップして実施しております商業地域通行量調査負担金46万円、人造真珠集約化計画調査委託費150万円でございます。

また、管理費として31万円計上し、予備費につきましては、69万8,000円計上いたしました。

以上により当期支出合計(C)は857万1,000円でございます。

以上、簡単でございますが、昭和63年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画並びに收支予算の内容でございます。何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番(藤原正通君) 商工のことわざ若干、お伺いをしたいと思います。

地場産業中小企業の振興のために商工ガイドブックの作成などいろいろ努力されていることはよくわかりますが、和泉市の地場産業の中でも綿織物は昔から高いウェートを占めてきたと思いますが、現在、著しく苦境に立たされ困窮しております。これをどのような形で同じように和泉市の地場産業としてお力添えをしていくか、何らかの方策は考えておられますか。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 産業部長（松村吉堯君） ただいまのお説のように、本市の最も重要な地場産業であります綿織物につきましては、衰退状況が見られるわけでございます。私どももこのことにつきましては、何とか考えていきたいということでございます。市でできることといったしましては、製品の紹介、宣伝に努めているところでございますが、何しろ綿織物業界につきましては生地が大多数でございまして、完成品が本市にはございません。泉州綿織物協同組合ともいろいろ御相談申し上げまして、これらの振興策について考えてまいっておるわけでございますが、現在、政府におきましても織機の買い上げ等をいたしております、振興とは裏腹に織機が減っているという状態がございます。今後とも泉州綿織物協同組合ともタイアップいたしまして努力してまいりたい、このように存じておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 7番（藤原正通君） いまのお答えは全部わかつております。そうではなくて、いま、和泉市で小さな綿織物業者が何軒ぐらい残っておりますか。

それから、商工の方で御努力していただくときに配慮していただきたいことは、いま、紙オムツが吸収して漏らないということで非常に普及しております。そういう形の中、綿の消費量が減ってきておりますが、こういうことは政府機関でもわかっているはずです。だから、こういう宣伝パンフレットを出すとき、幼児が漏った感じがしないで「オシッコ」と言わないということまで取り上げていただき、掲載していただければ非常にありがたい、と綿織物業者は言っています。

また、昨日、赤阪議員が質問をしていましたごみの軽量化問題のもつながってきます。し尿処理業者は人数割りで市民から代金を徴収しておりますが、赤ん坊も入ってます。しかし、紙オムツはごみとして捨てているという矛盾があります。はっきり言えば、し尿の方で処理しなければならないものが、紙オムツの形で大も小も生ごみの中に混入して捨てられております。この量は相当あります。これは直接商工には関係ないけれども、紙オムツが引き起こしているいろんな問題点は、こういうところにも出ているということを御認識いただきたい。人造真珠やガラス細工の宣伝も結構ですが、同時にいまのような現状も宣伝していただくと非常にありがたいと言うておられる綿織物業者の希望等もございます。その点、いかがお考えですか。

- 産業部長（松村吉堯君） 御指摘の紙オムツと従来の綿のオムツとの関連でございますが、この問題につきましては、当振興会の理事の中にも泉州綿織物協同組合の理事長も入っておられますので、この件に関しては、理事会の中でも一定の議論がされた経過がございます。現在、いろんな食料品についても、なるべく手間のかからないものを使っていく傾向があるのは事実でございます。ほとんどの家庭の赤ちゃんが紙オムツを使っており、それがごみの量を増大さ

せていることは、私どもも十分に承知しているところでございます。

このことにつきましては、泉州織物協同組合の理事長が全國織物協同組合の理事長も兼ねておられる関係上、國の方へも苦心力を懸命に陳情され、われわれも昔の綿のオムツの優れた点を御認識いただき利用していただき、同時にごみの量も減らすわけでもございますので、綿織物の振興の一端にしたいと陳情しているのが現状でございます。本年に計画しております地場産業振興のPR用ビデオの中でもこういった問題や繊維産業の実態等も取り上げ、本市の地場産業を広く紹介していくべく取り組んでまいりたいと考えておりますので、御了解を賜りたいと存じます。

○ 7番（藤原正通君） 意見だけ述べさせていただきます。

こういう問題は、担当課だけでとらえてもスムーズにいかないと思う。商工業の宣伝をしていただき、市民にも広く認識していただくためには、以前、滋賀県が琵琶湖の水を守るために洗剤を規制したように、國の方ではそこまで手がけてないが、末端の地方行政が、これからも課題に真剣に取り組む姿勢が大事やと思う。こんなものは、はっきり言えば生ごみに出したらあかんというのはわかっているわけなのに、出す市民がいる。これはつまり、道徳の問題ですよ。道徳が欠如している多くの人たちを、行政がどう道徳を呼び戻すように努力していくかが大事ではなかろうか。

だから、商工なら商工だけでとらえるのではなく、環境整備の方ともごみを軽量化し、税金のむだ遣いを減らすために連動して相談していく姿勢があつて当然じゃないかと思います。市民が相談に来ても、あっちこっちへたらい何しにされるようなことのない充実した行政にしなければならないとおもいます。そういうことも十分心がけてもらうことによって、それが真珠や地場産業の宣伝にもつながっていくわけでして、和泉市の地場産業全体が向上していくことになると思います。ぜひともそれらの面も御努力いただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第5号及び第6号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第17「財團法人和泉市文化振興財團昭和62事業年度決算書類の提出について」及び日程第18「財團法人和泉市文化振興財團昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第7号

財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉
市文化振興財団の昭和62事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第8号

財団法人和泉市文化振興財団昭和63事業年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉
市文化振興財団の昭和63事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度決算書類の提出について」及び報告第8号「財団法人和泉市文化振興財団昭和63事業年度事業計画書類の提出について」、担当の社会教育部理事竹田よりその内容について御説明申し上げます。

最初に、報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度決算書類の提出について」御報告申し上げます。まことに恐縮でございますが、7ページに役員の名簿がございますが、下から2行目に「理事」とあるは「参事」の誤りでございます。深くおわびを申し上げますとともに、御訂正方をお願い申しあげます。

まず、お手元資料1ページの事業報告より御説明申し上げます。

研究発表展事業でございますが、特別展示といたしまして10月10日から11月23日までの39日間、「お伽草子絵」をテーマとして展示を行いました。同展には、重要文化財指定の「芦引絵巻」ら6点を含む72点を全国の美術館、博物館、コレクターから借り受け、絵画はもちろん、室町時代の社会相を知ることができ、新しい企画の展示であつただけに高い評価を得ました。

また、特別展示「書画の名品展」では、館蔵品の中から優れた書画の展示を行いました。

このほか常設展示といたしまして、館蔵品をもって「中国の美術=工芸と清末の絵画」、「日本の工芸」、「中国の鏡」、「源氏絵」の4つのテーマで展示いたしました。

観覧者数は3ページの表にお示しのとおり1万5,757人、1日平均約70人となっており、前年度1万2,222人と比較して3,535人増となっております。

次に、出版事業でございますが、企画展示「お伽草子絵」の解説図録、さらに、館蔵品の源氏絵研究書等を発刊し、展示の参考図書といたしました。

次に、情報収集事業でございますが、美術研究に必要な論文、写真集、特に古書の収集に着手するとともに、将来のコンピューター化へカードの作成などに当たりました。

次に、美術品整理保存事業では、国、府、市の助成を得ながら重要文化財指定の「駒競行幸絵詞」の保存修理を実施するとともに、一部絵画の痛みの激しいものの修復に当たり、槙尾山経塚出土品の収納木箱を新調いたしました。

このほか美術品の研究、情報収集も国際化し、外国の研究者との交流を積極的に図るとともに、学習事業、創作学習、グループ展、個展へ施設の利用、また、茶室の公開や貸し出しを積極的に行ってまいりました。

以上が、事業のあらましでございます。

なお、資料7ページから10ページまでは処務の概要ですが、説明を省略させていただきます。

次に、収支決算について御説明を申し上げます。お手元資料11ページでございます。主な項目について決算額のみ御説明申し上げます。

基本財産運用収入は、基本金3億円の信託運用収入でございまして、決算額は2,329万2,371円でございます。

事業収入では、観覧料収入で312万3,850円。出版物の販売収入は184万2,670円。普及事業につきましては絵画教室の受講料でございまして、25万2,000円でございます。

以上、事業収入合計は、521万8,520円でございます。

受託金収入は市よりの委託金でございまして、3,908万5,000円でございます。

研究助成金収入は、古式金銅仏の調査助成金として久保惣財団より100万円でございます。

雑収入では、受取利息293万8,350円、雑収入98万932円でございます。

当期収入合計は7,251万5,173円でございまして、前期からの繰越金411万8,054円と合わせた収入合計は7,663万3,227円と相なり、予算額7,580万2,000円に対し決算額7,663万3,337円相なり、83万1,227円の増収となっております。

次に、支出の御説明申し上げます。

事業費では、研究発表展事業は研究員3名の人工費及び展覧会の費用で2,874万3,944円。出版事業費では、企画展の解説図録等印刷製本費で278万3,440円。情報資料収集事業費では、研究図書等の購入費などで397万810円。美術品整理保存事業費では、館蔵品のうち絵画1点の補修費、槇尾山経塚出土品収納箱の新調等で132万1,915円。国際交流事業費に18万700円。普及事業費で44万9,600円。広報活動費に37万7,000円。施設管理事業費は、館施設等のメンテナンス費用で、職員1名の人工費、各委託料が主なもので1,412万1,976円。

管理費の一般管理費は、主として管理事務経費と電力、水道料で1,368万3,019円。

研究費では、古式金銅仏の調査研究費で99万7,080円。

特別預金支出では、美術品等整理保存事業基金積立金に100万円。館蔵品解説図録発刊積立金に500万円。

前期からの預り金支出34万5,964円で、決算額は7,297万5,448円で、予算

額は7,508万2,000円との差額は282万6,552円でございます。また、収支の差額365万7,779円は、次期繰越収支差額として63年に繰り越したところでございます。

以下、13ページより17ページまでは財務諸表でございますので、御参考にしていただければ幸いでございます。

引き続きまして、報告第8号「財団法人和泉市文化振興財団昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を御報告申し上げます。

お手元資料1ページの事業計画より御説明申し上げます。

まず、研究発表展事業では、特別企画展といたしまして10月9日から12月4日まで、中国と中央・東南アジアの古い金銅仏を集め「中国古式金銅仏と中央・東南アジアの金銅仏展」を企画しております。今回の展覧会は、当館学芸員が研究を重ね、その形式、技法等について系統だった考察をまとめたもので、中国五胡十国（304）から北（580）の4世紀から6世紀の金銅仏について、研究成果の発表を兼ね展示するものでございます。

特別陳列では、例年どおり館蔵品のうち書画の名品を選び「書画の名品展」を。常設展示では、館蔵品をもって「日本の工芸」、「中国の美術」、「和鏡」、「源氏絵」の4テーマを設定して展示いたすこととしております。

次に、出版事業でございますが、館蔵品のうち重要文化財指定の「十王経」の解説書、特別展の解説図録の出版を予定しております。

次に、美術品整理保存事業ですが、本年度も国、府、市の援助を受け、重要文化財指定の「山崎架橋図」の修復をするほか、絵画収納木箱の新調を考えてございます。

次に、広報活動事業、普及活動事業は、館の事業を広く知っていただくため、特に情報化時代の中で報道機関はもとより、数多くの機関に働きかけてまいりたく考えております。

また、鑑賞とともに創作活動や学習活動、展示の解説会なども積極的に開き、親しみのある館にしてまいりよう努力いたす所存でございます。

このほか、館内外の環境保持に心がけてまいり所存でございます。

次に、これらの事業を実施するための予算でございますが、お手元資料5ページを御参照いただきます。

まず、収入の部では、基本財産運用収入は、基本金3億円の運用収入でございますが、低利率時代の余波を受け大幅減となり1,600万円を計上いたしました。

事業収入では、観覧料収入279万円、出版物収入135万円、普及事業収入30万円、事業収入合計440万円でございます。

市からの受託金4,717万5,000円。

雑収入として受取利息と雑収入で155万円。

前期からの繰越金25万円。

以上、収入合計は7,166万5,000円となっております。

支出の部（6ページ）でございますが、まず、事業費として研究発表展事業費3,008万7,000円は、主として展覧会費、研究員人件費等でございます。出版事業費は354万5,000円。情報資料収集事業費に353万7,000円。美術品整理保存事業費で55万円。国際交流事業費で63万円。普及事業費60万円。広報活動事業費69万2,000円。施設管理事業費で1,515万7,000円。事業費合計5,479万8,000円となっております。

管理費の一般管理費で1,586万7,000円。

予備費100万円。

以上、支出合計額は7,166万5,000円で、前年度に比較して48万7,000円減の予算と相なってございます。

以上、まことに簡単ではございますが、両報告の説明を終わらせていただきます。

最後に、議長様初め諸先生方の御指導、御支援を得て美術館の評価は名実ともに高まっております。さらに、関西新国際空港関連事業の進捗と相まって、わが和泉市も大きく変貌しようとするとき、文化芸術面における館運営は一層重要な役割を担うことになりますので、職員一人となって対応できる体制を整える所存でございます。諸先生方の変わらぬ御指導、御支援をお願い申し上げ、何とぞ慎重御審議の上、両報告の御承認いただきますようお願い申し上げる次第でございます。貴重なお時間をありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号及び第8号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第19「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度決算書類の提出について」及び日程第20「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第9号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉
市公共施設管理公社の昭和62事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第10号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉
市公共施設管理公社の昭和63年事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

-
- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を簡単に願います。
 - 総務部長（橋本昭夫君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第9号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度決算書類の提出について」並びに報告第10号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、総務部橋本から内容の説明を申し上げます。

まず、昭和62年度決算関係でございますが、決算書類をご覧いただきたく存じます。最初に事業概要でございますが、設立後4年目に当たる昭和62年度受託事業といたしまして、和泉中高年齢労働者福祉センター、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設並びにコミュニティセンターの合計5施設の管理運営を行いました。また、公社の独自事業といたしましては、市と連携をとりつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種口座の開催などを行い、労働者、市民の福祉向上に努めた次第でございます。

2ページ以降の使用状況等、10ページの理事会議決事項、11ページの役員及び職員の項につきましては省略をさせていただきます。

次に、12ページの決算状況でございますが、収支決算の部の収入といたしましては、基本財産の運用収入が89万4,000円。

事業収入のうち独自事業によるものが582万5,000円、受託事業によるものが6,648万5,026円。そのうち本市からの委託料は6,246万6,063円でございます

が、一般会計で収入いたしております使用料等を差し引きいたしますと、純一般財源は、4,018万8,838円と相なります。

雑収入は、運転資金の預金利息5万7,938円。

以上、収入合計は、7,326万1,964円となっております。

支出につきましては、一般事業費のうち勤労者福祉事業費が241万500円、体育事業費が154万6,924円でございます。また、受託事業費の内訳は、サンライフ事業費1,851万2,040円、体育施設事業費1,964万3,962円、緑地事業費365万6,722円、コミセン事業費2,715万1,580円でございます。

管理費として34万236円。

以上、支出合計は、収入合計と同じく7,326万1,964円となっております。

なお、14ページ以降に関係書類を添付いたしておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上で報告第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、報告第10号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を御説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、昭和63年度も前年度に引き続き市民及び勤労者の福祉厚生の向上、心身の健康保持及び教育文化の向上を図るために、市と密接な連携を保ちながら各種事業を行ってまいりたいと考えております。

事業いたしましては、中高年齢者の職業相談事業、職業情報の提供、展示事業、教養、趣味、娯楽のための各種講座開催事業、健康の維持増進のための各種教室の開催事業等でございます。

以上の事業に関連いたします労働者福祉センター、光明池球技場、光明池運動場、緑地運動施設、コミュニティセンターの管理運営、業務委託事業並びに広報宣伝事業を行うものといたしております。

次に、これら事業実施の裏づけとなる收支予算について御説明申し上げます。2ページでございます。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用による利息収入が96万4,000円。

公社が独自に行う一般事業収入のうちサンライフで行う勤労者福祉事業収入が504万円、球技場及び運動場で行う体育事業収入が187万2,000円、本市の委託により行う各種施設管理運営事業にかかる受託事業収入のうちサンライフ分が1,808万5,000円、体育施設事業収入分1,988万2,000円、緑地事業分464万7,000円、コミセン分

が2,778万8,000円となっております。

なお、参考までにこれら受託事業収入のうち本市からの委託料は、使用料等を差し引きいたしますと、純一般財源は4,475万6,000円と相なる予定でございます。

次に、支出の部でございますが、一般事業でございます勤労者福祉事業費が280万8,000円、体育事業費が163万9,000円。

受託事業でございますが、サンライフ事業費が2,031万7,000円、体育施設事業費が2,011万5,000円、緑地事業費464万7,000円、コミセン事業費2,800万円でございます。

管理費が32万7,000円。

予備費は46万5,000円でございます。

以上、当期支出合計は収入と同額の7,831万8,000円となり、62年度と対比いたしますと113万9,000円の増でございます。

今後とも施設の運営管理に万全を期し、サービスの向上に努める所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第9号及び第10号の御説明を終わらせていただきます。よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第9号及び第10号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第21「財團法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度決算書類の提出について」及び日程第22「財團法人和泉市公園緑化協会昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第11号

財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の昭和62事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第12号

財団法人和泉市公園緑化協会昭和63事業年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の昭和63事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいたしました報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度決算書類の提出について」及び報告第12号「財団法人和泉市公園緑化協会昭和63事業年度事業計画書類の提出について」、その概要を都市整備部長萩本より報告させていただきます。

まず、昭和62年度の事業報告であります、1ページをお願いいたします。

本協会につきましては昨年6月の設立でありますので、昭和62年度につきましては、10ヶ月の期間となっております。事業といたしましては、法人の寄付行為に定められた目的に従い、まず、緑化啓発事業といたしまして、横尾山頂で第3回植樹祭を実施するとともに、緑化パンフや花鉢を購入し、機会あるごとに市民に配布いたしました。

次に、都市公園施設緑化推進事業といたしまして、黒鳥山公園にさくら、くす、その他9公園にくすの植樹を行いました。また、公園緑地及び施設の維持管理事業といたしまして、シルバー人材センター等を活用させていただき、施設の維持管理を行っております。

2ページに理事会議決事項、役員及び職員の状況を記載させていただきました。

次に、収支決算について御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、1. 収入の部でございますが、基本財産運用収入決算額962万1,801円は、
基本財産2億9,000万円の利息収入であります。

次の負担金収入は、緑化樹頒布負担金収入15万円であります。

補助金等収入2,890万円は市よりの補助金等でして、内訳は、公園施設維持管理費1,606万5,000円及び管理費委託金収入283万5,000円と、法人設立初年度として運営費を必要といたしましたので、3億円のうちの1,000万円については、運営助成金収入として収入させていただきました。

雑収入は、この1,000万円に対する積立利息であり、基本財産収入は、基本金収入2億9,000万円であります。

したがいまして、当期収入合計は、予算額3億2,907万5,000円に対し決算額は3億2,907万6,782円となり、歳出増は1,782円、前期繰り越しがございませんので、収入合計は、当期収入合計と同額でございます。

次に、Ⅱ、支出の部であります。4ページをお願いいたします。

まず、事業費の主なものといたしましては、公園の維持管理事業費の決算額1,603万779円、緑化啓発事業費949万1,358円であり、主に公園の維持管理経費と植樹祭及び各種の啓発事業費であります。

管理費262万6,049円は、協会の運営経費でございます。

次に、固定資産取得費は、投資有価証券購入費2億9,000万円であります。

特定預金支出は、基本財産収入積立預金支出で執行いたしておりませんが、昭和63年度で執行し、当初計画どおり、基本金を3億円といたす予定でございます。

また、予備費は執行いたしておりません。

したがいまして、当期支出合計は、予算額3億2,907万5,000円に対し決算額3億1,814万8,186円となり、1,092万8,596円を次期に繰り越したものでございます。

5ページ以降に正味財産増減計算書等を掲載しておりますので、御参照のほどをお願い申し上げます。

引き続きまして、報告第12号「財団法人和泉市公園緑化協会昭和63事業年度事業計画書類の提出について」、概要を御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、当法人は、昭和63年度は第2年次を迎えますが、前年度に引き続き都市公園維持管理事業、都市緑化事業、啓発事業を3本の柱といたしまして、各種の事業に取り組んでまいります。都市公園維持管理につきましては、シルバー人材センターの就労も受けながら、公園のよりよい日常管理に努めるとともに、緑化におきましては前年度に引き続き公共緑化を重点に進めてまいります。また、啓発については、モニター制

度等市民参加の組織づくりを図っていくとともに、緑化相談事業にも着手したいと考えております。

次に、以上、申し述べました事業実施に伴う収支予算であります、2ページをお願いいたします。

まず、収入の部では、基本財産運用収入1,590万円は、基本金3億円に対する信託の利息金であります。

補助金収入は市からの受託事業収入であります、維持管理事業として1,567万円、緑化啓発事業助成金として300万円、合計1,867万円であります。

雑収入は、普通預金利息収入であります。

特定預金取崩収入は、基本金へ繰り入れるための取り崩し収入であります。

以上、当期収入合計を4,467万円と予定いたしました。

続きまして、3ページの支出の部でございますが、市の公園緑化の維持管理事業費として1,767万円、緑化啓発事業費として1,359万円、合計3,126万円計上いたしました。

管理費として331万円計上し、投資有価証券購入のため、固定資産取得支出として1,000万円計上し、基本金を3億円といたすものであります。

予備費は10万円。

当期支出合計を4,467万円として、収入支出同額と相なるものであります。

以上、簡単でございますが、報告第11号及び第12号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（穴瀬克己君） 公園緑化協会が歩き出し、これから充実をしていくところだと思います。特に当面は、「公共緑化（都市公園の植樹）補完を中心とし、漸次民間緑化に力点を移してまいり」という方向づけをされております。特に公的施設の保育所、幼稚園、小学校あるいは行政の市役所関係の出先機関等においても非常に緑が少ない。まず、民間緑化に力点を移していく過程におきまして、公的機関が見本を見せなければならぬ。市役所関係を見ても、市営住宅関連、改良住宅につきましても緑がほとんどない。公園だけに緑がしばられている形です。都市公園緑化運動といながら、公的な公園のみの緑化にとどまっております。民間緑化に力点を移していく方向づけをするならば、まず、公的施設にきちんとした緑化体制を敷く計画がなければならない。現在、公共施設関係の緑化率はどの程度で、これからどのぐらいまで伸ばそうとしているか、その計画がなければならないと思いますが、その辺の見解をお聞きし

たい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 先生が御指摘のとおり、現在、公園緑化にウェートを置いているという点でございますが、従来は、公園課といたしましては、どちらかというと公園づくりというのが主力でございまして、内容の充実といった点では、若干、おくれをとっていたようなところが目立ったところでございます。先ほども申し上げましたように、本年から黒鳥山公園に桜を50本、くすの木を150本植樹、その他の公園もございますが、63年度も従来の公園のレベルアップを課題として取り組まなければならないという現状でございます。限られた予算の中、最大限に植樹を増やしていきたいと思っております。

そして、公園緑化についての一定のめどがついた段階で、公園以外の公共施設についても緑化に取り組んでいきたい。言われているような市の姿勢を市民さんに理解していただく方向で順次やっていきたいと思います。具体的には施設の長に集まつていただき、植樹についての啓蒙なり調査なりを進めてまいりたい、かように思っております。

- 8番（穴瀬克己君） 当然、基本的な市の緑化体制づくりを進めていただきたいと思います。特に公共施設には、まだまだ植樹できるスペースもたくさんありますので、そういうところから手がけていかないといけないと思います。公共施設にはまだまだ植樹できるスペースがあります。特に民間開発に伴う公園スペースの買い上げといったところから逆行する形もあります。同時に、そういったものをもっともっと緑化の位置づけとともに見直さなければならぬ問題点もございます。それと、民間緑化に対する助成制度も含めて検討していただくといふことによって緑の確保を図らなければなりません。

いまは、逆に緑を買い上げているような状況ですね。他方、理念的には緑化運動を進めながら、それを買い上げてしまっているような形は、全く合わないですね。こういうことが現実的な問題としてあるわけです。特に都市緑化については重要な課題になってまいりましょうし、公共施設等には、積極的な目に見える実績をつくっていかないと追い付いていかないと思います。特に公共施設の方から重点的な施策を講じていただきたいことを要望しておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号及び第12号を終ります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第23「専決処分の承認を求めることについて」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第13号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第7号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和63年6月23日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市鶴山台三丁目8番66-307 中内幸子
2. 損害賠償の額 1,200,000円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第13号参考資料

[1] 損害賠償等の原因である交通事故の概要

1. 日 時 昭和62年6月17日午後3時ごろ
2. 場 所 和泉市鶴山台三丁目5番8.0棟前路上
3. 事故の概要

昭和62年6月17日（水）午後3時ごろ、市立身体障害者解放会館の野外活動として聖神社及び手洗池を見学し、同会館職員が運転する自動車での帰途、方向転換をすべく脇道へ前進で進入し、元の道路へ後進で出る際、折から当該道路を西進してきた相手方の運転する原動機付自転車に気付くのが遅れてとっさのブレーキも及ばず接触し、相手方が転倒、負傷したもの

である。

[II] 損害賠償額の内訳

総額 1,200,000円

内訳

治療費 374,570円

休業補償費 304,000円

慰謝料を含むその他一切の賠償費 521,430円

なお、上記金額1,200,000円は、自動車損害賠償責任保険によりすべててん補する。

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しを得まして福祉事務所長中川から、ただいま御上程い
ただきました報告第13号「専決処分の承認を求めるについて」、その内容を御報告申し
上げます。

本件は、昨年6月17日に発生いたしました交通事故の示談解決に伴うものでございまし
て、相手方との示談交渉について、早期解決を図る必要から議会を招集し御議決をいただき
とまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和63年6
月23日付で専決第7号「交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」と
して専決処分させていただき、本日、御報告申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、相手方 和泉市鶴山台三丁目8番66-307にお住まいの中内
哲子さんに対し、損害賠償金120万円をお支払いすることによりまして円満解決を図ったも
のでございます。

なお、この原因となった交通事故の概要でございますが、13ページの参考資料を御参照い
ただきたく存じます。

この事故は、昭和62年6月17日（水）午後3時ごろ、市立身体障害者解放会館の野外活
動として聖神社及び手洗池を見学し、同会館職員が運転する自動車での帰途、和泉市鶴山台三
丁目5番80棟前路上で方向転換をすべく脇道へ前進で進入し、元の道路へ後進で出る際、折
から当該道路を西進してきた相手方の運転する原動機付き自転車に気づくのがおくれ、とっさ
のブレーキも及ばず接触し相手方が転倒、負傷したものです。直ちに所定の処置を行
いましたが、その後の経過も良好でこのたび全治いたしましたので示談交渉の結果、市より損
害賠償金120万円を支払うことで合意し、円満に解決いたしました。

損害賠償金120万円の内訳は、治療費37万4,570円、休業補償費30万4,000円、慰謝料を含むその他一切の賠償費52万1,430円でございます。

なお、損害賠償金につきましては、自動車損害賠償責任保険により全額補填されることになっております。

以上で報告台13号の説明を終わらせていただきます。

なお、本件につきましては担当職員一同深く反省し、今後、業務の遂行については細心の注意をもって精励いたす所存でございますので、よろしく御審議の上、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） これは運転手だけですか、それとも助手はおらなかつたんですか。バックするときに全然わからずして出てくるというのはおかしい。まして、障害者が乗っているんでしょう。一休、どういうことですか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 身障者解放会館館長（中辻利一君） 身障者解放会館中辻からお答えいたします。ただいまの議員さんの助手がいなかつたんか、ということですが、ちょうど障害者が歩いて行くということでしたが、それも訓練の1つになるということで歩いて行ったんですが、帰りはちょうど運転手だけということで、介助というか助手というか、その人が障害者と何メートルか先と一緒に歩いて行ってたということで、運転手1人という状態でした。よろしく御理解をお願いいたします。
- 29番（田中包治君） 障害者を連れて行ってるんやつたら引率者がおつたんでしょう。
- 身障者解放会館館長（中辻利一君） 介助ということで引率者は何人か付いております。
- 29番（田中包治君） なぜその人にみてもらわなかつたんですか。後ろを見ないでバックして事故を起こすなんて一番お粗末でしょう。
- 身障者解放会館館長（中辻利一君） その辺についてはかなりきつく注意しておりますので、よろしくお願いいたします。
- 29番（田中包治君） トラックか何かにぶつかつたらどうしまんね。大きな事故になりまつせ。常識がないのものはなはだしい。やって済んだことやがら仕方がないけれどね。聖神社のところやつたら全然後ろが見えまへんわな。そんなところへバックして出てきて当てるということは不注意きわまりないと思います。こういうことは各セクションにも言えると思います。こういう事故は、議会のたびに出ていると思う。もう少し運転のマニュアルを指導すべきやないか。もうよろしいわ。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第13号を承認することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第24「専決処分の承認を求めるについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第14号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和63年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第4号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「2,400円」を「4,000円」に改める。

附則第12条の3第1項及び第2項中「昭和63年3月31日」を「昭和64年3月31日」を改める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） お許しいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました報告第14号、専決第3号「和泉市税条例の一部を改正する条例の専次処分について」、専決させていただきました理由並びにその内容につきまして、橋本から御説明申し上げます。

このたび、昭和63年度の地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日公布され、4月1日より施行されることになりました。これに伴いまして本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、昭和63年度の市税の賦課から適用する必要が生じてまいりました。このたびの市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたところでございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の概要でございますが、議案書本冊17ページでございます。

まず、第27条は、固定資産税の納期を定めたもので、固定資産税の額と都市計画税の合計額が現行「2,400円未満」とあるを1,600円引き上げ「4,000円未満」の場合の納期を5月1日から5月31日までにしようとするものでございます。

次に、附則第12条の3は、市たばこ消費税の税率の特例を定めたもので、現行1,000本につき「350円」であったものを290円引き上げ「640円」に定めるものとした特例期限を、昭和64年3月31日まで適用期限を1ヵ年延長しようとするものでございます。

最後に、新条例の施行期日は、昭和63年4月1日とするものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、18ページ以降に新旧対照表を添付いたしておりますので御参照いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） 2点あります。

これは意見だけにしておきますが、まず、「2,400円」を「4,000円」に改めるということですが、実際には、これぐらいは、という発想になるかもしれません、安易な形でこういうふうに引き上げてくることはしてはならないと思うんです。これぐらいでも大変な人も

いるわけですから、意見だけにしておきます。

それから、たばこの方ですが、何年ごろからやり始めたことなのかを改めてお聞かせ願いたいのと、こういう形になっているねらいの点を明らかにしていただきたい。毎年、こういう形にしていってますが、その辺の理由について明らかにしていただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 総務部次長（森 利治君） 市民税課長森から御答弁申し上げます。

まず、御意見だけとおっしゃられました第1点目の「2,400円」を「4,000円」にした理由でございますが、この件につきましては、地方税法の改正規定に端数計算の規定がございます。すなわち、1期分の納める税額が1,000円未満につきましては一括納付いただく、という規定が改正になったわけでございまして、それを受けて「4,000円」未満にするというふうに改正させていただいたわけでございます。

たばこの方でございますが、御承知のように昭和61年度におきます国庫補助負担率の引き下げに伴います地方財政対策の措置の一環としてこの制度が設けられたものでございます。したがいまして、61年5月1日から毎年、期間の延長を行いながら実施されてきているものでございます。

以上でございます。

○ 19番（原 重樹君） 毎年、毎年やっているでしょう。法律が改正されたからといえばそれまでの話ですが、もちろん、地方税法が改正されたからこういうふうになってきているんですから、ここだけでどうのこうのできるものではございませんが、意見として、そういうことは困るということで述べているわけです。

たばこの方も、毎年、法律が変わってきているといえばそれまでの話ですが、その辺の理由がわかれれば教えてください。ということです。

○ 総務部次長（森 利治君） 先ほど申し上げましたように、たばこ消費税の特例措置につきましては、61年にとられた国庫補助負担率引き下げ措置に伴う地方財政対策の一環として位置づけられているものだと伺っております。以来、本年度3月末まで通算3年になりますが、そういう対策の一環としてとられてきた措置である。かように理解しているものでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） いまの質問も含めて話として、異議ありということで反対の意見を申し述べておきたいと思います。

先ほどの「2,400」を「4,000円」にすることはともかく、たゞこの問題につきましては、いまの答弁にもありましたように、補助金カットの財源としてされてきているということです。確かに地方自治体としては、補助金カットに対する一定の財源確保という必要性はわかります。ただ、補助金カットそのものについては、意見書等で当市議会も出しておりますように正常な形でないし、補助金カットそのものに反対という根本的な問題があります。

それから、毎年されてきているのはどうしてか、という点については明確なお答えはありませんでしたが、実際には、国のねらいということで言えば、大型間接税問題が消費税という名前になってますが、そういうものを導入するとき、それを吸収していくという発想のもとに行われております。たしか一昨年3月の売上税問題が起ったときとか、いまは、消費税を出そうという発想のもとで毎年、延長をしているんです。そういうねらい等を考えるならば、地方財政の財源確保という点ではわかりますが、これはとても賛成できるものではないということで反対の意見を述べておきます。

- 議長（池辺秀夫代） 本報告を承認するに反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を承認するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、報告第14号は承認することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫代） 次に、日程第25「専決処分の承認を求めるについて」〔昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第7号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第7号）

昭和62年度和泉市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

「第1条 既定の地方債の追加及び変更は、「第1表 地方債補正」による。」

昭和63年3月31日

和泉市長 池田忠雄

第1表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	前			補			正			後		
	限 度 領	利 率	起債の方法	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方法	政 府 行	銀 行 そ の 他
交通安全整備事業 施設事業	81,600	年8.0%以内 以	普通貸借 又は 証券発行	同上	同上	同上	25年以内(内総額5年 以内)ただし、据置期間 及び償還期限を短縮し てもしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。	50,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0%以内 以	同上	同上
診療備蓄事業	196,496	同上	同上	同上	同上	同上	同上	220,796	同上	同上	同上	同上
農林整備事業	6,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	9,800	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	45,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	22,300	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	194,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	247,500	同上	同上	同上	同上
消防施設事業	16,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	19,100	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	294,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	289,500	同上	同上	同上	同上
青年の家整備事業	171,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132,300	同上	同上	同上	同上
コスモボリス 出資金								14,200	同上	同上	同上	同上
計	2,975,271							2,975,271				

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1歳入

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(5) 市 債	2,975,271	千円	2,975,271		千円	
(1)市 債	2,975,271		2,975,271			
1. 総 務 債	83,500	△ 17,400	66,100	1. 交通 安全 施設 設 費 1. 整 備	△ 3,1600	府中南通線整備事業費更正減 △ 1,700 借太山自転車駐輪場整備事業費更正減 △ 2,9900
				3. コスモボリス 資 金 債 3. 出 資 金 債	1,4200	㈱いすみコスモボリス出资金債
3. 衛 生 債	196,496	24,300	220,796	1. 診療 整備事業費	24,300	和泉診療所整備事業費追加
4. 農 林 債	6,000	3,800	9,800	1. 整 備 事 業 費	3,800	林道整備事業費追加
5. 土 木 債	1,477,600	30,100	1,507,700	3. 初整備事業費	△ 22,700	東松尾川河川改修事業費更正減 △ 5,100 長谷川河川改修事業費更正減 △ 17,600
				4. 郡市計画事業費	52,800	小田公園整備事業費追加 黒鳥山公園整備事業費追加 前池奈池公園整備事業費追加 御館山公園整備事業費追加 松尾寺公園整備事業費追加 阪和東側2号線整備事業費追加 浸水対策整備事業費追加 4,400 4,900 15,700 △ 3,00 4,200 1,100 1,00 12,800

6.消 防 債	16,200	2,900	19,100	1.整備事業費	2,900	消防施設整備事業費追加
7.教 育 債	765,500	△ 43,700	721,800	2.中学校債	△ 4,500	光明台中学校整備事業債更正減
				3.社会教育債	△ 39,200	青年の家整備事業債更正減
歳入合計	34,214,208		34,214,208			

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第15号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第7号）」を専決処分させていただきました理由並びにその内容について、総務部理事大塚より御説明を申し上げます。議案書22ページでございます。

今回、御提案申し上げました補正予算につきましては、地方債の確定に伴います限度額の追加及び変更のみの補正予算でございまして、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしくお願ひをいたします。

内容につきましては、第1表のとおり、各事業に伴う地方債の確定に伴い限度額の変更及び追加でございます。また、個々の事業に伴う地方債の増減は、事項別明細書のとおりでございます。

以上、まことに簡単でございますが、専決処分させていただきました昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第26「専決処分の承認を求めるについて」〔昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第16号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

昭和62年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,345,206千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

昭和63年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 国庫支出金		2,779,139	83,523	2,862,662
	1. 国庫負担金	2,213,744	△ 45,200	2,168,544
	2. 国庫補助金	565,395	128,723	694,118
5. 療養給付費 交付金		740,075	△ 112,523	627,552
	1. 療養給付費交付金	740,075	△ 112,523	627,552
歳 入 合 計		6,374,206	△ 29,000	6,345,206

2. 岁 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4,550,939	△ 249,000	4,301,939
	1. 療養諸費	4,028,551	△ 209,000	3,819,551
	2. 高額療養費	477,028	△ 4,000	437,028
9. 基金積立金		4,235	220,000	224,235
	1. 基金積立金	4,235	220,000	224,235
歳 出 合 計		6,374,206	△ 29,000	6,345,206

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第16号「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、専決の理由並びに内容について御説明を申し上げます。29ページでございます。

まず、昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算の見込みについてでございますが、62年度の医療費については、補正予算計上時の推計よりも小幅の上昇にとどまったこと並びに財政調整交付金が増額されましたことから2億2,000万円を基金に積み立て、約9,200万円の黒字決算となる見込みでございます。

しかし、この中には退職者療養給付費交付金の返還金約4,100万円、老人保健拠出金の過年度精算支払額約1億円が含まれております。また、さきの国会で審議されました国保改革の中で老人保健拠出金に対する一部補助金の削減や医療費の高い地域への補助金削減など、国保財政にとって先行きはきわめて厳しい状況となってございます。このため62年度の財政調整交付金等々の増額分2億2,000万円を財政調整基金に積み立てさせていただき、後年度の財政調整を図るとともに、限度内での保険給付費の増額及び緊急やむを得ない財政需要に充てるべく、地方自治法第179条第1項により専決処分をさせていただいた次第でございます。

次に、その内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,900万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億4,520万6,000円としたものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明を申し上げます。32ページでございます。

まず、歳入の国庫支出金の療養給付費等負担金でございますが、医療費の不用見込み額相当分4,520万円を減額いたしたものでございます。

次に、財政調整交付金でございますが、普通調整交付金として4,966万7,000円、その他特別調整交付金として7,905万6,000円、合計1億2,872万3,000円増額されたため、追加計上いたしたものでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、医療費の不用見込み額相当分1億1,252万3,000円を減額いたしたものでございます。

続きまして、歳出の33ページでございますが、前段で御説明を申し上げましたとおり、年度後半の医療費の伸びの鈍化により、保険給付費の療養諸費で2億900万円、高額医療費で4,000万円の不用額が生じる見込みとなったことから予算を減額いたしたものでございます。

次に、基金積立でございますが、2億2,000万円を財政調整基金に積み立てたため追加計上いたしたものでございます。

以上が今回、専決処分をさせていただきました「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。何とぞよろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○19番（原重樹君） まず、意見を先に申し上げておきます。

決算見込みということで2億2,000万円基金に積み立て、なおかつ9,200万円の黒字が出るということです。しかし、その中身は、老人保健会計に2年後に精算しなければならないとか、いろいろあるので大変だと言っています。これは以前にも申し上げましたが、過年度分のことを言うときには、老人保健法の関係でいえば、2年前の分を精算しなければならないということでもあります。会計上は、その年度、年度でくくらないと、国保会計は実にややこしい会計になってしまいますのでね。こうなっているが、何年後に精算しなければならないから大変だという話がいつも出てくるが、この年度でも2年前のやつを精算してくるわけですからね。その点、正確にわかりやすくしておくために改めて意見を申し上げておきます。

ところで数字をお聞かせ願いたいんですが、まず、基金に2億2,000万円積み立てることになりますが、基金の総額は幾らになるのか、明確にお答え願いたい。

それから、今回の分は、医療費が思ったほど伸びず、あるいは国庫補助金等が増額されたということです。この国庫補助金等については、職員の皆さん方もかなり御努力されたと思いますが、この年度は、国保料金が値上げされたときでもありますので、その辺を少し明らかにしていただきたい。この際、改めて60年度と比べ61、62年度の国保料金収入がどうなっているか、簡単に数字だけ聞いて終わっておきたいと思います。

○議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○保険年金課長（長岡敏児君） 保険年金課長長岡よりお答えいたします。

まず、第1点目の基金残高でございますが、61年度末で1億4,806万7,682円、62年度の運用収入が423万4,200円、新規積み立てが2億2,000万円、合計62年度末基金残高は、3億7,230万1,882円でございます。

次に、保険料については一般被保険者分でお答えさせていただきますが、60年度の調停額が18億4,650万2,395円、61年度調停額は23億1,946万5,322円、伸びが4億7,296万2,927円、62年度の調停額24億1,428万2,141円、伸びが9,481万6,819円でございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お説りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第16号を承認することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時25分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27「専決処分の承認を求ることについて」〔昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第17号

専決処分の承認を求ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,531,567千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

昭和63年5月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
-1. 支払基金交付金		3,867,338	6,403	3,873,741
	1. 支払基金交付金	3,867,338	6,403	3,873,741
3. 府支出金		276,059	359	276,418
	1. 府負担金	275,490	354	275,844
	2. 府補助金	569	5	574
歳入合計		5,524,805	6,762	5,531,567

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			4,118	4,118
	1. 償還金		4,118	4,118
4. 前年度繰上充用金			2,644	2,644
	1. 前年度繰上充用金		2,644	2,644
歳出合計		5,524,805	6,762	5,531,567

- 議長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) ただいま御上程をいただきました報告第17号「昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

老人保健事業特別会計の昭和62年度決算見込みにおきまして、医療費等に対する支払基金及び府負担金等の収入について不足が生じましたので、これに充てるため専決処分をさせていただいたものでございます。

以下、その内容につきまして御説明をさせていただきます。36ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万2,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,156万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出より御説明を申し上げます。39ページでございます。

まず、諸支出金の償還金でございますが、これは支払基金よりの交付済み額が本事業見込み額より411万8,000円の超過収入となり、本年度において返還をいたすものでございます。

次に、前年度繰上充用金でございますが、これは昭和62年度決算見込み額264万4,000円の歳入不足に充当いたしたものでございます。

次に、歳入予算について御説明を申し上げます。38ページでございます。

支払基金からの過年度分医療費交付金640万3,000円、府負担金として過年度分老人医療負担金35万4,000円及び府補助金として過年度分老人医療費補助金5,000円をそれぞれ計上いたしました。いずれも昭和62年度未収入分でございまして、本年度において精算交付を受けるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第17号を承認することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第28「昭和62年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」及び日程第29「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第18号

昭和62年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和62年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 62 年度 和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款 項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源 円
				既收入 特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	
7 土木費	5.住宅費 改良住宅建設事業	円 913,870,000	円 893,988,000		円 592,972,000		円 301,000,000	円 16,000
9 教育費	5.社会費 青年の家建設事業	円 246,350,000	円 246,350,000		円 55,000,000		円 132,300,000	円 59,050,000
	合 計		円 1,160,220,000	円 1,140,338,000		円 647,972,000	円 433,300,000	円 59,066,000

昭和 62 年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款 項	事業名	金 額 (議決限度額)	翌 年 度 繰 越 額	既 收 入 特 定 財 源	左 の 財 源 内 計			一般財 源 元
					國庫支出金 円	府支出金 円	未 収 入 特 定 財 源 地方債 その他	
1. 下水道 事業費	2. 整備費	93,640,000	93,640,000		45,010,000		41,600,000	7,030,000

報告第19号

昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算継越明許費継越計算書について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和62年度和泉
市公共下水道事業特別会計予算の継越明許費は、次のとおり翌年度に継越したので、地方自治
法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第18号「昭和62年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明を申し上げます。40ページでございます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、昭和62年度一般会計の繰越明許費として翌年度へ繰り越したものでございまして、このたび、地方施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、すでに御議決をいただいております改良住宅建設事業8億9,398万8,000円、青年の家建設事業2億4,635万円を繰り越すものでございます。

未収入特定財源につきましては、それぞれ関係機関の了承をいただいているものでございます。よろしく御承認を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、報告第19号「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明を申し上げます。42ページでございます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計の繰越明許費として翌年度へ繰り越しいたしたものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、すでに御議決をいただいております公共下水道事業でございまして、9,364万円を繰り越すものでございます。

未収入特定財源につきましては、関係機関の御了承をいただいているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御承認を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告2件に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第18号及び報告第19号を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第30「水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第22号

水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市に水道事業管理者を設置するにつき関係条例の整備を行うほか、当該管理者の給与等を定めることを目的とする。

（和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。

第9条の見出し中「作成及び公表」を「提出」に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「12月」を「11月30日まで」に、「6月」を「5月31日まで」に、「それぞれ作成し公表」を「市長に提出」に改め、同条第2項中「12月に公表」を「11月30日に提出」に、「6月に公表」を「5月31日に提出」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「公表」を「提出」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改める。

（和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

第3条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

「市長」を「管理者」に改める。

（和泉市水道事業給水条例の一部改正）

第4条 和泉市水道事業給水条例（昭和35年和泉市条例第17号）の一部を次のように改正

する。

本則（第34条を除く。）及び別表第1中「市長」を「管理者」に改める。

第34条中「市長は、」を削る。

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「収入役」の次に「、水道事業管理者」を加える。

第28条第3項に次の1号を加える。

(4) 水道事業管理者 在職した期間1月につき、退職時における給料月額の100分の15に相当する額別表第3に次のように加える。

水道事業管理者	550,000円
---------	----------

（和泉市職員旅費条例の一部改正）

第6条 和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項（イ）中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

本市に水道事業管理者を設置するにつき関係条例の整備を行うほか、特別職である当該管理者的給与等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長（杉本弘文君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第22号「水道事業管理者の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。
本条例案の目的とするところは、今般、水道事業において管理者制度設置に伴う関係条例の整備等所要の措置を図るものであり、なお、同制度設置の理由といたしましては、現行地方公営企業法においては、企業の業務を執行させるため管理者を置くことが原則とされております

が、本市では、政令基準に照らして条例の定めるところにより未設置としてまいりました。しかしながら、最近の行財政の複雑多様化により、府下においても大半の市が設置されている現状にかんがみまして、本市においても水道事業のより一層の企業性、経済性の発揮と合わせて責任体制の確立を期するため、ここに管理者制度を設置することいたすものでございます。

それでは、本条例案の内容について御説明申し上げます。議案書45ページでございます。

第1条関係は、本条例案の目的規定であり、第2条関係につきましては、和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正措置により同条例3条中、ただし書きを削除するとともに、規定の一部を改めることにより管理者の権限を明確にいたすものでございます。また、同条例第9条では、年2回の業務状況の説明書類の市長への提出義務を明らかにするとともに所要の整備を図るほか、同条例第11条においても、同様の措置を行なうものであります。

次に、第3条関係につきましては、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正措置でございますが、管理者設置に伴い管理者権限の移行について所要の規定整備を図るものでございます。

第4条関係につきましては、和泉市水道事業給水条例の一部改正であり、前条同様の措置でありますが、第34条の過料処分に限っては、市長の権限に留保されることいたしております。

第5条及び第6条関係につきましては、和泉市職員の給与に関する条例並びに同旅費条例の一部改正措置であり、水道事業管理者に対する給与、旅費支給を定める規定を加えるとともに、支給額については、それぞれ本市の三役並びに府下の実情を考慮いたしたものであります
附則につきましては、本条例の施行日を規則で定める日からとし、条例施行日と任命日との法的ズレが生じないよう配慮するものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきまます。

なお、48ページから72ページに参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） 私が一番心配するのは、公営企業ですから労使関係やと思うんです。現在、職員組合の中に入っていますが、うちの職員組合は法的な認定は受けてませんわね。そうなってくると、管理者ができ、公営企業の特殊性を發揮するためには、労使が対等の立場でなくてはならない。水道の場合は、公営企業ですから団体交渉権を持つわけですから、いま

の職員組合の一部となっているはどうなるかということです。管理者は決まるが、一体だと相談して公営企業の発展をもたらすかということが問題になってくると思うんです。

法的に認定を受けておらない組合に対して、今までからも事務所などを貸すことそのものが違法なんですね。そこらをこれからどうするのかということです。非合法組合だから団体交渉には応じなくてもいいわけですね。われわれも経験してよく知っていますが、結局、水道企業を発展させ、市民の利益を考えるならば、労使対等の関係をどうしていくかということです。その点を明確にもらわんと、管理者を置くことには賛成ですが、いまのままでは何にもならないということです。ただ、管理者を置くだけということになりはしないか。この点をはっきりしてください。

○議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○水道部理事（岩井益一君） 労働関係の規定につきまして御懸念いただいておるわけでございますが、法的には、一応、管理者の担任事務といたしましては、その権限の範囲内において労働協約を締結することというふうに相なってございます。したがって、管理者が当然、団体交渉あるいは労働協約締結の当事者と相なるわけでございます。ただし、この場合とても権限は管理者にありますが、市長部局と十分連絡をとりながら対応してまいりたい、このように考えてございます。もちろん、私どもは企業を発展させ、労使関係を円滑に保つことを至上命令と覚悟いたしております。

○29番（田中包治君） おかしいのと違うか。いま、水道組合といいのはないんでしょう。いまの職員組合は、水道も病院もひっくるめて認定されていないんでしょう。だから、このままいくならばどうなるのかということですよ。管理者と組合が妥結しても議会の了解も得なければならぬ。問題は、いまの職員組合と理事者の交渉は非合法なんですよ。地方自治体が、非合法組合と交渉していること自体おかしいのと違うか。地方自治法にそう書いてあるわな。どう思いますね。

○水道部理事（岩井益一君） 御指摘のとおり、現在、和泉市には労働組合がございますが、実際の法人格を取得していないのは事実でございます。この水道組合といたしましては、労働組合の支部がございます。もちろん、管理者が設置されれば、管理者の権限に所属する事項については、当然、交渉に応じなければならない応諾義務がございますので、そうした中で御懸念されておりますことを措置するわけですが、この点については、今後、十分留意しながら交渉に当たってまいりたい、このように考えております。

○29番（田中包治君） 支部とかと違うんや。水道組合といいのは、法的に独立した機関でなければならないんでしょう。地方自治法上は、いまの職員組合は、合法組合として認定され

てないんでしょう。その点を言ってる。はっきり手続をして認定された組合とは違う。そういう組合と話し合いをすること自体違法なんです。あんた方は、地方自治法をよく読んで勉強していると思いますが、一般職員の場合は団体交渉権のないところに一緒に入つておるというのはどういう意味や。そういう組合と話し合いをすること自体おかしいやないか。

- 市長公室理事（神藤恒治君） 労働組合の組織及び交渉の実態という点についての御指摘でございますので、市長公室神藤からお答えいたしたいと思います。

御指摘のとおり基本的には、一般職員組合は、地方公務員法第52条に基づきます職員団体を結成し、企業職員は、地方公営企業労働組合法第5条並びに労働組合法第2条の規定に基づきそれぞれ労働組合を結成し、独立した形が本来のあり方であろうかと思います。また、一般職員の職員団体は、地公法55条の交渉権を有し、地公法55条第9項のいわゆる書面協定を行い、企業職員労働組合につきましては、労働組合法第6条並びに地公労法7条の団体交渉権並びに労働協約締結の権利行使することが純然たる形であると考えております。

基本的には、本市の和泉市職員労働組合は、地公法第52条の職員団体でございます。その理由といたしましては、地公法上の職員団体の解釈についての一定の実例がございます。すなわち、小規模の地方公営企業の職員が職員団体に加入した場合でも、当該職員以外の一般職員が主体になっている、いわゆる過半数で組織されている限り当該団体は職員団体である、こういった実例がございます。また、判例といたしましても、地方公務員法上の職員団体は、構成員の資格、範囲として、その構成員すべてが職員であることを要せず、職員団体の組織運営上、職員の自主性が失われない限りにおいて非職員を包含し得るものというべく、したがって、主たる構成員の過半数が職員であれば事足りるという判例もございます。したがって、本市職員労働組合についても、法的には違法性はないのではないか、かように考えております。

また、地公労法の適用を受ける小規模の地方公営企業の職員が加入しているため、いわゆる地公法第53条第4項の登録を受けることはできません。したがって、職員団体としての法人格はない、これは先生の御指摘のとおりでございます。また、地公法上の交渉についても、本来は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申し入れがあった場合、当局は、その申し入れに応すべき地位に立つとなっておりますので、単純に解釈すれば、交渉に応じなくてもいいということになりますが、昭和41年の自治省通達にも記述されておりのように、登録を受けない職員団体については、地方公共団体の当局は、法律上、交渉の申し入れに応すべき義務を負うこととはならないけれども、地方公共団体の当局が、このような職員団体と交渉することが望ましいと判断したときは、交渉を行ひ得るものであるといった通達もございます。こういった趣旨によりまして、本市では、従前から一定の交渉を持ってきた経過がございまして、本

市の労使関係の維持に努めてきているところでございます。

- 29番（田中包治君） これは重要な問題ですよ。私は地方公務員法だけで見てますわな。おたくらみみたいに何かがあるとかないとかと違う。これが村か何かやつたら話はわかりますよ。しかし、人口が15万人もあり、水道職員だけでも100人を越えますがな。その中で職員組合は法的な認定を受けておらない。なぜ認定を受けてない組合と話し合いをしますね。
- 市長公室理事（神藤恒治君） 認定を受けておらない組合と交渉している、ということは、先ほど御説明いたしました理由と合わせ、本市の水道企業等につきましては、企業会計に関しては、市の条例上、一般職の給与に関することなどの権限を委ねて今日まで経過しております。本市水道事業管理者は、今日まで市長が兼務しておりました。そういう実態にのっとって交渉を持ってきたということでございます。今後、水道事業に水道管理者を設置することになりますれば、水道企業組合とも一定交渉を持つことになろうかと思いますが、十分に調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。
- 29番（田中包治君） はっきり言ってごまかしやと思うんです。地方自治法には、そういう組合とは話し合いはしてはならないと規定しております。それに該当するのがうちの職員組合なんですよ。それははっきりしてるんですよ。わしは、そんな通達があったとかを聞いてない。本来、給与とか手当などの問題については、労使間で決めなくてはならないんですが、職員組合の場合は陳情だけ、話し合っても合意できなかつたらしまいや。何もこだわることはない。そこに問題があると言うてるんや。
- ただ、公共団体として管理者を置くならば、水道なら水道組合、病院は病院組合、職員は職員組合というように体制を改め、整備しなければならない。それぞれ相手が違うんでしょう。そこら辺をどう認識しているかに問題があると思います。法的には違法なんです。おたくらは気のどくやと思う。晩の10時も11時までも話し合いをしているが、結局余り効果がない。組合の制度を変えないんなら、話し合いをやめたらよろしい。話し合いをやめたら、向こうは組織替えをしますがな、せなんだら話し合いをしてくれへんから。わしらも若い自分、運輸省で首を切られたら、その人たちは交渉には行けなんだという実例もありました。私が言いたいのはそんな問題よりも、水道企業が、経費を節約して市民にサービスを還元していく中で企業意識を発揮するには、どうしても別の組織でなければならないと思うんです。恐らく管理者ができれば、今後の水道の人事構成については人事課は関与しませんか、その点はどうですか。
- 市長公室次長（鹿島賢昌君） 人事の鹿島からお答えいたします。

先ほどから先生の御指摘のように、われわれ一般職と企業職員、単純労務者の場合は違うわけであります。団結権という権利がございますが、これらについては2つとも認められており

ます。それから、団体交渉権でございますが、これは一般職員には認められていない。岩井理事が答えましたように企業職員については認められているという、換言すれば、労働協約を締結できるわけです。交渉しているのに団体交渉権がないのか、ということですけれども、労働基本権としての団体交渉権が認められているとは言えない、いわゆる不当労働行為に対する救済措置がないということで、その点で大きく違っているわけです。したがって、今後は、水道支部というか、水道に結集する人たちについては、それらの部分で交渉していくであろうし、われわれ一般の部分では一般的な部分でそれらをやるだろうし、また、同じような問題については、2つが一緒になって交渉していくという形になっていくと思います。

それから、登録団体の問題ですけれども、私どもの理事が答えましたように別に交渉しても差し支えない。ただ、これは労働組合の主体性の問題ですから、私どもは余りかかわりたくないのですが、希望といたしましては、ぜひとも登録をしてほしいわけです。ただし、これは労働組合自身の問題ですから、私どもがとやかく言う筋合いでないと理解しておりますので、御質察のほどをお願い申し上げます。

- 29番（田中包治君） 登録していない団体とは話し合う義務はないでしょう。法治国家の中では、登録して初めて職員組合と認められるのに、認められてない団体となぜ交渉しますね。法律で決められた地方自治体のおたくらが、いや、それは違法ではありません、と答えているんでしょう。そこにいる人たちが、違法な組合だが話し合いをしていると言うこと自体おかしな話やがな。

これ以上言いませんが、今後の公営企業の運営あるいは一般市民のことを考えれば、やはり行政というものは、法律に基づいて行うのが筋道じゃなかろうかと思いますので、できればその方向で処理するようお願いして終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第31「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第23号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条
例第2号)の一部を次のように改正する。

0.76
0.76
0.88
0.76
0.88
0.88
0.76
0.76
0.89
0.76
0.88
0.89
0.83
0.83
0.91
0.83
0.91
0.91

附則第5条第1項の表中

0.75
0.75
0.89
0.73
0.86
0.88
0.74
0.74
0.89
0.73
0.83
0.88
0.80
0.80
0.90
0.80
0.84
0.88

を

に改め、

同条第2項の表中

0.76
0.76
0.88
0.76
0.88
0.88

0.75
0.75
0.89
0.73
0.86
0.88

を

に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の属する月の翌月（以下「施行月」という。）以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行月前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

理 由

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第65号）が公布、施行されたことに伴い、本市条例による補償を受けるべき職員についても同様に措置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第23号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、高齢化社会を迎える状況下、今後における年金受給者の増加、年金受給期間の長期化によります年金受給額の増大に安定的に対応する必要性等にかんがみ、今般、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されましたことに伴いまして、本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害に適用されます本市条例につきましても、施行令に準じて改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議会の議員その他非常勤の職員が公務災害をこうむった

とき、公務災害上の年金補償と国民年金等の他の公的年金の双方から年金が支給される場合がございますが、その場合、年金間で一定の調整が行われ、今回、公務災害上の年金補償につきまして、議案書74ページから75ページの表のとおり、減率傾向ながら調整率の変更を行うものでございます。また、休業補償等についても、同様の改正も行うものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。77ページ以降に新旧対照表を記載しておりますので御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○19番（原 重樹君） 簡単にお聞きをしておきたいんですが、まず第1点ですが、端的にお聞きをし、確認をしておきたいんですが、併給される場合、77ページの旧船員保険法の障害年金についての例をとりますと、従来の100%に対して76%だったのを75%にするという意味だと思うんですが、その確認だけ。国民年金に係る分だけがちょっと上がって、あとには減という状況にもなっております。

もう1点は、これは政令の改正に伴ってのことですが、この率そのものが変わったのは、以前でいえばいつごろになるのか。最近、変わっているのかどうか、その点だけ。

○議長（池辺秀夫君） 答弁。

○市長公室次長（鹿島賢昌君） 原先生の1点目の御質問ですが、そのとおりでございます。

「0.76」が「0.75」に変わったということでございます。

もう1点の法令の改正でございますが、地方公務員の災害補償法という法律は昭和42年にできたわけです。そして、そのときの年金の種類は、障害補償年金と遺族補償年金の2つであったわけですが、調整の方法は、年額100分の50の範囲内で政令で定める率で減じるということで、その他の保険、いわゆる船員保険や厚生年金の給付額を2分の1減額という形できていたわけです。大きく変わったのは昭和51年の改正でございます。このときには、年金の種類で障害補償年金、傷病補償年金に遺族補償年金が付いて、政令で定める率を乗じる方法に改められ、現在に至っております。それまでに昭和60年に年金法の改正が行われて、率が現在のように整備されたものでございます。

率の計算は非常にややこしいわけです。調整率の計算方法は、それぞれの年金の種類ごとに前々保険年度の統計数値を基礎としているため、昭和60年の国民年金法改正以来、実態的な調整率について今回の変更になったと理解しているわけでございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） もちろん、今回の改正は、政令の改正によって出てきている問題ですが、提案理由のところでは、年金受給に将来にわたって安定的に対応するため、と言われておりましたが、実際の中身は、国民年金等を除けばすべて低くなる、悪くなるということです。年金は、それぞれ趣旨、目的が違いますし、併給される場合には調整するということになりますが、本人にとってみたらダブル負担してきたということもあります。その辺では、一口で言えば、改悪になる改正には賛同できないということで、反対の意見を申し上げておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 異議がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第32「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第24号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 1 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「6,500円」を「6,600円」に「11,100円」を「11,200円」に改める。

第18条中「225,000円」を「240,000円」に改める。

附則第5条第1項の表中

0.76
0.76
0.83

を

0.73
0.73
0.80

に改め、

同条第2項の表中

0.88
0.88
0.88
0.89
0.91
0.91

を

0.86
0.88
0.83
0.88
0.84
0.88

に改め、

同条第3項の表中

0.76
0.76
0.88
0.76
0.76
0.89
0.83
0.83
0.91

を

0.75
0.75
0.89
0.74
0.74
0.89
0.80
0.80
0.90

に改め、

同条第6項の表中

0.76
0.76
0.88

を

0.75
0.75
0.89

に改める。

別表第1中「9,570」を「9,670」に、「10,330」を「10,430」に、
「11,100」を「11,200」に、「8,040」を「8,140」に、「8,800」を

「8,900」に、「6,500」を「6,600」に、「7,270」を「7,370」に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項、第18条及び別表第1の規定は、昭和63年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
3. 新条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に属する月の翌月（以下「施行月」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び施行月前に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償で施行月以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行月前に支給すべき事由の生じた損害補償で施行月前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。
4. 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項、第18条及び別表第1の規定に基づき支払われた年金たる損害補償（適用日から施行日の前日までの間に係るものに限る。）並びに旧条例第5条第2項、第18条及び別表第1の規定に基づき支払われたその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内扱とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和63年政令第66号）が公布、施行されたことに伴い、本市においても、その改正主旨に従い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額及び葬祭補償の定額部分を引き上げるほか、同一事由により非常勤消防団員等に対する年金たる損害賠償等と他の法律による年金たる給付が支給される場合における損害補償の調整に関し所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいたしました議案第24号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について消防本部角谷から御説明申し上げます。83ページでございます。

今般の改正は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が公布、施行されたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたものでございます。

改正の内容でございますが、消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額及び葬祭補償額を引き上げるほか、他の法律による年金給付との調整率について整備しようとするものであります。第5条第2項第2号につきましては、消防業務協力者等に対する損害補償の基礎額を定めたものでありますと、最低補償基礎額「6,500円」を「6,600円」に、また、最高限度額「1万1,100円」を「1万1,200円」に改めようとするものであります。

また、第18条につきましては、公務死亡による葬祭費のうち定額部分について、現行「22万5,000円」を「24万円」に改めようとするものであります。

次に、附則第5条第1項から第3項までは、本条例に基づく年金と他の法律に基づく各種年金等が併給される場合の調整率を、また、第6項では、休業補償に対する調整率を政令に準じて改めようとするものであります。

また、別表第1につきましては、消防団員の補償基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数に基づき、現行最低「6,500円」から最高「1万1,100円」まで9段階に区分されておりますが、これを最低「6,600円」から最高「1万1,200円」に改めようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で同日以後の支給について適用しようとするものでありますと、現在のところ、該当者はございません。

以上、簡単でございますが、議案第24号について提案の理由並びに内容の説明を終わります。88ページ以降に新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） 中身が2種類ありますて、最低額や最高限度額が100円上がったりしております。また、葬祭補償も引き上げられておりますが、議案第23号でも申し上げましたように、併給との関係でいえば、もちろん率はいろいろありますが、同じような内容で変わっていない議案がございます。100円の引き上げは了としますが、全体を含めて23号と同様の改正でございますので、共産党議員団としては反対をしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 異議がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第33「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

議案第25号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の階級とする」を「の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、自治省令の定めるところにより規則で定める階級とする」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(委任規定)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第3条及び第9条の規定は、昭和63年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
3. 昭和63年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第125号）が公布、施行されたことに伴い、本市においても、その改正主旨に従い、消防団員退職報償金の算定基準となる階級について在職中の最高階級に係る特例規定を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程をいただきました議案第25号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。100ページでございます。

今般の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令が昭和63年政令第125号で公布、施行されましたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたものでございます。

改正の内容でございますが、第3条につきましては、退職消防団員に対する報償金の支給基礎となる階級決定について定めたものであり、原則として、その者が退職した日に属していた階級とされておりますが、今般、退職報償金の基礎となる階級についての特例が設けられたことに伴い、当市でもこれに準じ、その者の在職期間中に退職時の階級より上位の階級に1年以上の在職期間がある場合における階級決定について規則で定める階級に改めようとするものでございます。

附則いたしまして、本条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日以後の退職消防

団員から適用いたしたく規定させていただきました。

なお、本年現在までの退職団員数は34名でございますが、階級決定の特例適用者はございません。

以上、簡単でございますが、議案第25号について、提案の理由並びに内容の説明を終わります。103ページ以降に新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申しあげます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第34「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第26号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和63年7月1日から適用する。

理由

精神衛生法が精神保健法と改正されたため、本市国民健康保険条例について所要の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第26号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国民健康保険の一部負担金につきましては、本市条例第5条各項で定めて実施いたしておりところでございますが、今般、精神衛生法の一部を改正する法律により、精神衛生法が精神保健法と法律の名前が改められたことにかんがみまして、これに伴いまして本市におきましても、所要の改正が必要となつたものでございます。

続きまして、改正の内容について御説明を申し上げます。

国民健康保険条例第5条第3項の改正でございまして、引用法令の精神衛生法を精神保健法に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険法の規定は、昭和63年7月1日より適用することと定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付いたしておりますので御高覧いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第35「和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第27号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立市民会館条例（昭和36年和泉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 伝染性疾患があると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の趣旨に基づき、精神障害者に対する「公の施設」の利用制限に関する規定を廃止することにより、精神障害者の福祉の増進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 社会教育部長（生田 稔君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第27号「和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、社会教育部生田より御説明を申し上げます。107ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、精神障害者の早期社会復帰を目的とし、精神保健法の向上を図り、精神障害者等の人権に配意するとともに、対象者の社会参加を積極的に受け入れていこうとするものでございますが、本市の和泉市立市民会館条例中、精神に異常があると認める者に対する入館制限を規定してございます。つきましては、これが地方自治法の趣旨並びに人権擁護の立場から今般、規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第4条第1項第1号の「伝染性の病気にかかり、または

精神に異常があると認める者」と定めておりますものを、「伝染性疾患があると認める者」に改正しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、109ページの新旧対照表を御参照いただき、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申しあげます。

○議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議長（池辺秀夫君） 次に、日程第36「和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第28号

和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立隣保館条例（昭和41年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号を次のように改める。

(1) 伝染性疾患があると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

地方自治法の趣旨に基づき、精神障害者に対する「公の施設」の利用制限に関する規定を廃止することにより、精神障害者の福祉の増進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 同和対策部理事（向井 洋君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第28号「和泉市立隣保館条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、同和対策部向井より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先ほど御可決いただきました議案第27号「和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について」と同様の趣旨であります。すなわち、精神障害者の早期社会復帰を目的とし、精神保健の向上を図り、精神障害者の人権に配意しつつ、対象者の社会参加の積極的に受け入れていこうとするものでございますが、本市の和泉市立隣保館条例中、精神に異常があると認める者に対する入場の制限を規定しております。つきましては、これが地方自治法の趣旨並びに人権擁護の立場から、今般、規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、第7条第1号「伝染病にかかり、又は精神に異常があると認める者」と定めておりますものを、「伝染性疾患があると認める者」に改正しようとするものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第37「市道路線の廃止及び認定について」（光明台歩4号線ほか1路線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第29号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和63年7月18日

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
光明台歩 4号線	377.0	6.0	光明台一丁目 44番地先	光明台一丁目 44番地先	
光明台歩 5号線	105.8	6.0	光明台一丁目 44番地先	光明台一丁目 32番地先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
光明台歩 4号線	434.0	6.0	光明台一丁目 44番地の6先	光明台一丁目 44番地の4先	
光明台 60号線	118.2	4.9~8.0	光明台一丁目 31番地先	光明台一丁目 31番地先	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第29号「市道路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

光明台一丁目におきまして住宅・都市整備公団が宅地造成工事を行うにつき、光明台歩行者専用道路5号線の一部を歩車兼用道路とし、さらに、新しく設置された道路を含めて認定しようとするものでございます。

その内容でございますが、お手元の議案参考資料1～2ページを合わせて御参照願いたく存じます。光明台北小学校前の和泉市光明台一丁目44番地先の光明台歩行者専用道路5号線の一部、延長57m間を歩車兼用道路として、残りの区間を接続している歩行車専用道路を4号線に含めるため、道路法に基づき一たん4号線と5号線を廃止し、改めて光明台歩行者専用道路を4号線として、起点・和泉市光明台一丁目44番地の6先から終点・和泉市光明台一丁目44番地の4先まで、延長434.0mを認定しようとするものでございます。

また、開発工事に伴って新設された道路、光明台一丁目31番地先から同番地までの延長118.2m、幅員4.9～8.0mを光明台60号線として認定しようとするものでございます。

以上、簡単でありますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第38「市道路線の認定について」（伏屋町10号線ほか16路線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第30号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和63年7月18日

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
伏屋町 10号線	312.0	11.5~38.5	伏屋町 202番地の 62先	伏屋町 202番地の 40先	
伏屋町 11号線	81.0	6.0	伏屋町 316番地の 23先	伏屋町 316番地の 51先	
伏屋町 12号線	46.0	6.0	伏屋町 316番地の 29先	伏屋町 316番地の 23先	
伏屋町 13号線	117.0	6.0	伏屋町 316番地の 27先	伏屋町 316番地の 16先	
伏屋町 14号線	129.0	9.0	伏屋町 141番地の 15先	伏屋町 146番地の 1先	
伏屋町 15号線	115.0	4.5	伏屋町 141番地の 39先	伏屋町 141番地の 39先	
伏屋町歩 1号線	25.0	3.0	伏屋町 202番地の 15先	伏屋町 202番地の 15先	
伏屋町 16号線	301.0	7.5~9.0	伏屋町 34番地の 9先	伏屋町 34番地の 9先	
伏屋町 17号線	83.0	6.5~11.0	伏屋町 84番地先	伏屋町 86番地の 4先	
池田下町側 道1号線	199.0	6.0~9.0	池田下町2724番地 の1先	池田下町2872番地 の34先	
室堂町 11号線	27.0	6.5~10.5	室堂町 674番地の 17先	室堂町 674番地の 17先	
室堂町 12号線	146.0	6.5	室堂町 674番地の 19先	室堂町 674番地の 35先	
室堂町歩 1号線	16.0	5.0	室堂町 674番地の 25先	室堂町 674番地の 24先	
室堂町歩 2号線	44.0	3.0	室堂町 824番地の 5先	室堂町 823番地先	
室堂町 13号線	209.0	6.5	室堂町 823番地先	室堂町 813番地先	
室堂町 14号線	177.0	6.5~11.5	室堂町 824番地の 29先	室堂町 992番地の 2先	

路線名	延長(m)	幅員(m)	起点	終点	重要な経過地
室堂町 15号線	324.0	9.5	室堂町 975番地の 4先	室堂町 975番地の 1先	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第30号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今回、認定しようとする路線は、大阪府企業局が光明池駅周辺の開発に伴って新設された道路を引き取るもので、現在、この地域は、堺市と和泉市の行政境界の変更協議を進めております。今回は、そのうち変更に関係のない17路線を認定しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、お手元議案参考資料3ページを合わせて御参照願います。光明池運転免許試験場周辺の和泉市伏屋町10号線、起点・和泉市伏屋町202番地の62先から終点・和泉市伏屋町202番地の40先までの延長312.0m、幅員11.5~38.5mから伏屋町17号線までの8路線及び歩行車道として伏屋町歩1号線、起点・和泉市伏屋町202番地の15先から同番地先まで延長25m、幅員3.0m。また、池田下町側道1号線として、起点・和泉市池田下町2724番地の1先から終点・和泉市池田下町2872番地の34先までの延長199.0m、幅員6.0~9.0m並びに室堂町11号線として、起点・和泉市室堂町674番地の17先から終点・同番地先までの延長27m、幅員6.5~10.5mから室堂町15号線までの5路線、また、室堂町歩1号線として、起点・和泉市室堂町674番地の24先から終点・和泉市室堂町674番地の24先まで延長16.0m、幅員5.0mから室堂町歩2号線までの2路線でございます。

以上、それぞれ表にお示しのとおり計17路線、総延長2,351mの認定をお願いするものでございます。

なお、伏屋町17号線につきましては、隣接地が未開発のため未舗装となっております。以上、簡単ではございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第39「土地改良事業の施行について」（オガマ池改修工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第31号

土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業オガマ池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 工事名 オガマ池改修工事
2. 施行場所 和泉市唐国町480番地の1
3. 工事の概要 堤体延長 95メートル
取水施設 1箇所
余水吐 1箇所
防護柵 100メートル
4. 事業費 35,000,000円
5. 実施年度 昭和63年度（着手）
昭和64年度（完成予定）
6. 施行方法 請負

議案第31号参考資料

土地改良法（昭和24年法律第195号）抜粋

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければ

ばならない。

2. 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにおける全体構成）を定め（中略）なければならない。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 産業部長（松村吉亮君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第31号「土地改良事業の施行について」、産業部松村より提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市唐国町480番地の1のありますオカマ池は相当老朽化し、貯水困難な状態となっております。これの改修に当たりまして、国、府の補助を受け、土地改良事業として実施すべく計画をいたしております。本事業開始に当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により大阪府知事の認可を受けることと相なりますが、その認可を受けるに当たりまして議会の御議決が必要でございますので、今回、御提案申し上げる次第でございます。

改良いたします事業の内容といたしましては、受益面積3.3ha、堤体延長95m、取水施設1ヶ所、余水吐1ヶ所、防護柵100mを昭和63年度に着手、64年度完了予定でございます。事業費は3,500万円。その財源内訳といたしまして、国50%、府が20%、市が15%、地元15%で改修する予定でございます。

なお、施行方法は、請負方式で行いたいと考えております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。119ページに土地改良法の抜粋を、また、別冊参考資料4ページに地図を添付しておりますので御参照の上御審議賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第40「昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第32号

昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第一号

昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定める
ことを目的とする。

（特例）

第2条 昭和63年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38
年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の
140」とあるのは「100分の145」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を
乗じて得た額に25,000円を加えて得た額」とする。

2. 昭和63年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中
「100分の190」とあるのは「100分の195」と、「割合を乗じて得た額」とある
のは「割合を乗じて得た額に25,000円を加えて得た額」とする。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 昭和63年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する
条例及び和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末
手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理由

府下の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第32号「昭和63年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。
まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等諸事情を勘案する中、昭和63年6月支給分の期末手当に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中、「100分の140」とあるのを「100分の145」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に25,000円を加えて得た額」とし、一律100の5プラス2万5,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中、「100分の190」とあるのを「100分の195」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に25,000円を加えて得た額」とし、一律100分の5プラス2万5,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第41「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第33号

昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和63年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,295,693千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 分担金及び負担金		442,688	350	443,038
10. 国庫支出金	1. 分 担 金	13,334	350	13,684
11. 府支出金	2. 国 車 補 助 金	452,7711	6,400	453,4111
16. 市 債	2. 府 補 助 金	2,206,714	6,400	2,213,114
17. 繰 越 金	1. 市 債	2,971,553	2,300	2,973,853
	1. 繰 越 金	2,533,683	2,300	2,535,983
	1. 市 債	1,631,061	3,200	1,634,261
	1. 繰 越 金	1,631,061	3,200	1,634,261
			80,443	80,443
			80,443	80,443
歳 入 合 計		3,120,3,000	92,693	3,129,5,693

2歳 出

(単位:千円)

		項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会	費		313,107	1,662	314,769
1. 1. 議 会	費		313,107	1,662	314,769
2. 総 務 費			3,023,875	1,0063	3,033,938
1. 総 務 管理費		1,852,444		4,994	1,857,438
2. 徴 税 費		510,153		2,270	512,423
3. 戸籍住民基本台帳費		207,601		1,227	208,828
4. 遷 住 費		67,867		168	68,035
5. 統 計 調査費		24,869		86	24,955
6. 監 査 委 員 費		26,846		133	26,979
7. 同 和 対 策 費		334,095		1,185	335,280
3. 民 生 費		8,627,463		17,560	8,645,023
1. 社 会 福祉費		3,164,113		2,401	3,166,514
2. 児 童 福祉費		2,970,863		1,4574	2,985,437
3. 生 活 保 護 費		2,485,786		585	2,486,371

4.	衛 生 費		3,360,284	2,552	3,362,836
1.	予 防 衛 生 費	1,829,024	1,335	1,830,359	
2.	環 境 衛 生 費	1,460,545	1,104	1,461,649	
3.	基 地 管 理 費	5,756,7	113	5,768,0	
5.	農 林 水 產 事 業	3 0 6,689	868	3 0 7,557	
1.	農 業 費	3 0 3,109	868	3 0 3,977	
6.	商 工 費	2 2 8,187	612	2 2 8,799	
1.	商 工 費	2 2 8,187	612	2 2 8,799	
7.	土 木 費	5,245,426	5,062	5,250,488	
1.	土 木 管 理 費	2 1 9,829	1,242	2 2 1,071	
2.	道 路 橋 梁 製 費	9 2 9,745	457	9 3 0,202	
3.	河 川 水 路 費	2 2 4,810	80	2 2 4,890	
4.	都 市 計 画 費	1,623,760	1,488	1,625,248	
5.	住 宅 費	2,247,282	1,795	2,249,077	
8.	消 防 費				
1.	消 防 費	863,872	4,315	868,187	

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 教育費		4,762,787	11,069	4,773,856
1. 教育総務費		395,957	1,101	397,058
2. 小学校費		1,568,242	3,689	1,571,931
3. 中学校費		878,480	2,298	880,778
4. 幼稚園費		398,607	1,729	400,336
5. 社会教育費		501,587	2,042	503,629
6. 保健体育費		1,019,914	210	1,020,124
13. 災害復旧費			38,930	38,930
1. 衛生施設災害復旧費			1,1032	1,1032
2. 農林施設災害復旧費			5,130	5,130
3. 土木施設災害復旧費			18,268	18,268
4. 教育施設災害復旧費			4,500	4,500
歳出合計		31,203,000	92,693	31,295,693

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之介） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第33号「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、総務部理事大塚より御説明を申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算の内容につきましては、期末手当の特例措置による人件費の追加と、去る6月6日の集中豪雨による被害が生じた公共施設の災害復旧事業費の補正が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。126ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,269万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億9,569万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、第2表のとおり、和泉市土地開発公社が、公社債の期限到来に伴う長期資金への借り替えによる債務保証でございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、災害復旧事業債の追加でございまして、限度額、起債の方法、利率等は、第3表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書による歳出予算からその内容を御説明申し上げます。136ページでございます。

まず、期末手当の特例措置の追加といたしまして、会議費166万2,000円、総務費1,006万3,000円、民生費1,756万円、衛生費255万2,000円、農林水産業費86万8,000円、商工費61万2,000円、土木費506万2,000円、消防費431万5,000円、教育費1,106万9,000円それぞれ追加計上をいたしました。

次に、災害復旧費として3,893万円計上いたしました。去る6月の集中豪雨による各公共施設の災害復旧工事費でございまして、墓地、林道、河川水路、市営住宅及び幼稚園施設の災害復旧費を計上いたしたものでございます。

続きまして、歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。134ページでございます。

分担金及び負担金35万円、国庫支出金640万円、府支出金230万円、市債320万円をそれぞれ計上いたしましたが、これら災害復旧事業に関連いたします特定財源でございます。

最後に、繰越金でございますが、昭和62年度の実質収支見込み額におきまして、約1億5,000万余円の黒字が見込まれる予定でございますので、今回、その一部を計上いたしましたものでございます。

昭和62年度の財政運営につきましては、市税収入の順調な伸び、また、議員各位の市政各般にわたる御指導、御鞭撻をいただき、おかげをもちまして実質収支、単年度収支とも黒字決算の見込みでございます。本席をお借りをいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後、なお一層財政構造の改善に向け努力をいたす所存でございますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

以上が、今回、御上程いただきました一般会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 8番（穴瀬克己君） 岐出の墓地災害復旧費の幸・王子共同墓地仮復旧工事費ですが、これは町有墓地のように思うんですが、市の災害復旧費で岐出をしている理由を述べていただけます。

それから、市営住宅の災害復旧工事費は、どこの住宅で、どのような災害状況であるか、御説明を願いたい。

また、幸幼稚園の敷地崩壊の災害状況についても御説明を願いたい。

以上、3点。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 146ページの幸・王子共同墓地につきましては、6月2日、3日の災害によります災害復旧工事を環境衛生課で整備していきたいと思っております。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 建設部次長（山崎琢磨君） 市営住宅の災害復旧でございますが、春木町の南松尾中学校の東側にある住宅でございまして、これの北側にあります私池（？）に向かって土砂が約10mずれた被害の復旧工事費でございます。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 管理部次長（白樺通有君） 幸幼稚園の災害について、教育委員会管理部総務課白樺からお答え申し上げます。

幸幼稚園につきましては、東側ののり面が、6月3日の集中豪雨によりまして高さ4m、長さ20mにわたって土砂崩れを起こしました。そのコンクリート擁壁工事をいたしたいというものでございます。

○ 8番（穴瀬克己君） 幸・王子共同墓地は、いま御答弁があったように、幸町、王子町の共同墓地であります。町有財産である墓地の災害復旧費を市が負担するとなれば、墓地が崩壊した被害については、すべて市の一般会計で復旧していくのかどうか、再度、お尋ねしたい。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） お答えいたします。

幸・王子共同墓地につきましては、昭和35年の町村合併時において、管理人1名を配置して管理運営に当たっておりました。この体制は、昭和47年ごろまで続いておりましたが、それ以降については、幸・王子共同墓地を管理する方がおられないでの、新たに昭和51年ごろ、健全な管理運営を図ることを目的といたしまして、幸・王子共同墓地管理委員会を29名の方々で組織していただき、今日まで管理に当たっていただいております。

しかし、幸・王子共同墓地については管理運営を怠っておりまして、墓石の乱立につきましては、今回の環境改善整備事業によりまして、1期から3期までの間、私どもの方で事業をして整備していくということでございます。今回の災害につきましては、他の地区と違いまして、管理運営を怠っていたという責任の一端も行政にあるかと思います。また、市民の方にも御迷惑をかけているという意味も踏まえまして、今回に限ってこのような措置をとらせていただきましたので、よろしくお願ひをいたします。

○ 8番（穴瀬克己君） きちんとけじめだけはつけていただきたい。部落有財産である共有墓地は、すべて同じような管理システムであります。こういう形の中、自然災害における不慮の災害が起きた場合、市として復旧を行うというふうに解釈していいわけですね。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） この区域については、今回だけということで対応させていただきたいという御認識をお願いいたします。

○ 8番（穴瀬克己君） おかしいと思うんです。いまの墓地災害とのからみの中、そういう因果関係が成立した中で災害も合わせたことが原因であるならば、市当局の責任もあるうかと思ひますけれども、旧来の部落有、町有墓地は、すべて同じシステムで墓地管理組合が維持管理をやってきているはずであります。それを幸・王子共同墓地だけに対して、災害復旧費を一般会計から1,103万円という歳出をするということになりますと片手落ちという形になります。市営墓地は1つだけしかありませんし、こういう町有墓地をすべてそういう形でとらえていただいているならば結構ですがね。だけど、今回限りというのは、それ相応の根拠がないと理解できない問題です。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 災害を担当しております企画の方から、この件に関する考え方について御報告申し上げたいと思います。

確かに今回の6月2日の172ミリを越える豪雨は、59年以降の大震であったことは事実

であります。そのため墓地が崩壊して人家に影響を与える、1日もゆるがせにできないことも事実であります。そこでわれわれは、人家に影響を及ぼしている分についてはとりあえず除去しなければならないということで、仮復旧、応急復旧対策を講じたという考え方でございます。

なお、今後の本復旧につきましては、十分調査研究をしていかなければならぬと思います。御指摘の墓地管理組合や市の責任問題あるいは個人の問題等あろうかと思いますが、その点で詰めていきたいと思います。今回は、とりあえずの応急復旧措置でありまして、これ以上人家や人命に影響を及ぼさないよう市で対応したいということですので、御理解を賜りたいと思います。

○ 8番（穴瀬克己君） その辺をきちんと整理をしないといけない。この幸・王子共同墓地は、改良事業に伴って改良しているわけですからね。しかし、その因果関係がはっきりせず、老朽化して今回の大雨で堤が決壊、人家に土砂が飛び込んだという災害ですが、それならば、他の地域でも老朽化した墓地は一杯ありますよ。そのようなところが同じように災害が起きた場合引き合いに出されますから、その点では、きちんと整理をしていかなければならないと思います。

まして市が介入をしている墓地であるならば、擁壁もきちんととして工事にかかるべきものでありますし、危険な管理不十分な墓地を市がいらっしゃるならば、その辺の対応をきちんとしていらっしゃるべきが当然であります。その辺があいまいであるが故に起こった事故というふうに解釈しますが、先ほどの答弁のような形では、旧来の部落有財産である墓地を管理している既存の町では、こういう事故が今後とも起こり得る状況は一杯あります。こういうことも合わせて、町有財産である墓地管理に対して一定の行政責任というか、市は、市営墓地だけを管理しておりますが、部落有財産である墓地に委ねている現状もある形の中、部落有財産と市との関係をひとつ検討を重ねていただきたいことを要望しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 9番（並河道雄君） 環境衛生の件で1点。お聞きをしておきたい。

原課で掌握されていると思いますが、最近、神奈川県を初め各自治体でごみ収集車の事故が相次いでおるわけです。大阪府下でも東大阪市等でごみ収集車のピットの中にはまり、2時間余もわからないという死亡事故が起こっております。その原因是、運転手が1人で乗っておったために気づかなくて、その報告も上がってきていません。これは1つの差別につながっているんやないかという新聞報道もあります。ごみ収集車の事故の原因は、後ろがあきますが、そこへ上から落ちてきて作業員が死亡したという事故が多いんですが、この点、本市でもそのような事故が懸念されますので、原課の方でも何か対応策を考えておられるのか。また、そういう

情報が原課へ入り、調査されたことがあるのか。これは本来、一般質問等で聞くべきでしょうが、この席で改めてお聞きをしておきたい。

それから、教育関係で校舎の増改築補正が出ておりますが、最近、アスベスト公害が非常に問題になっておりますが、本市においては、その点の問題はないかどうか、お聞きをしたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ごみ収集管理につきましては、私どもの方では、1台に最低2名乗車を義務づけております。運転手については、バックの操業、停止とかを携わり、作業員についてはごみ収集業務を行へ、できるだけ事故のないよう指導しております。また、運転業務並びに作業員の事故防止につきましても、講習会等を開き指導していきたい。今後、そういうパンフなどもつくっておりますので、職員とも十分協議して事故のないよう指導していくたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 管理部次長（白樺通有君） 学校教育施設のアスベスト公害のお尋ねでございますが、以前の議会でもお尋ねがあったかと存じております。和泉市内の小中学校を調査の結果、鶴山台北小学校は階段の裏でございまして、もう1校は、緑ヶ丘小学校の機械室でございました。この件につきましては、先生方も新聞、テレビでいろいろお詳しいことと存じますが、除去する方法とか固める方法等非常に問題がございます。総合的にわれわれが受けとめているところでは、空中に散乱して人間が吸うと危険なのですが、幸い本市の場合は新しくなっておりますので、除去することがかえって危険であろうということで、現状のままということでしたております。

以上です。

○ 9番（並河道雄君） ごみ収集車の場合の乗務員の数については、交付税とかの関係があり、条例で人数は決まっているということはないんですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 決まっておりません。

○ 9番（並河道雄君） 1人でも違法ではないんですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） そういうことではなく、複数という厚生省の指導はございます。

○ 9番（並河道雄君） ものの本で交付税の関係で2、6人が必要とかありましたが……、これは結構です。午前中の人身事故の問題でもバックの場合、後ろが見えなくて起ったということです。特にごみ収集車は後ろは何も見えないので、バックの場合非常に危険です。いまの感じでは、最低2名は乗っているように思いますが、ほとんど70%の自治体が民間委託式に

なっておりますので、このような事故が本市で起こらないよう、その辺の行政指導も含めて指導を強めていただきたい。幸い、本市において事故がいまのところありませんが、非常に問題になっていることは事実ですので、決意されたように、絶対に作業員の事故が起きないようお願いしたいと思います。

以前の議会でも言いましたように、くみ取りの車でも臭いを消去する装置があり、作業員の労働条件の改善が言われておりますが、新聞報道によると、死亡事故が起こっても報告がきていない自治体もあるようです。今後、そういうことのないよう気をつけていただきたい。

それから、アスベスト公害については、非常に問題になりつつありますので、工事をする際には公害課とよく連携をとっていただき、隠れている部分はおっしゃったとおりでいいとは思いますが、災害復旧とかで工事をする場合は、ぜひ慎重な態度で臨んでいただきたいと思います。

これで結構です。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第42「昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第34号

昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和63年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「243,400千円」を「243,531千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

取 入

第1款 水道事業収益	1,972,428千円	3,065千円	1,975,493千円
------------	-------------	---------	-------------

第1項 営業収益	1,817,618千円	3,065千円	1,820,683千円
----------	-------------	---------	-------------

支 出

第1款 水道事業費用	2,091,806千円	3,065千円	2,094,871千円
------------	-------------	---------	-------------

第1項 営業費用	1,800,903千円	3,065千円	1,803,968千円
----------	-------------	---------	-------------

第4条 予算第4条文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

「154,202千円」を「154,539千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

支 出

第1款 資本的支出	586,712千円	337千円	587,049千円
-----------	-----------	-------	-----------

第1項 建設改良費	441,364千円	337千円	441,701千円
-----------	-----------	-------	-----------

第5条 予算第7条中職員給与費「621,007千円」を「624,409千円」に改める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

○議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○水道部理事（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第34号「昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について、水道部岩井から御説明を申し上げます。議案書154ページでございます。

今回、補正いたします理由といたしましては、一般会計と同様、夏期手当特例措置に伴う所要経費の追加補正をいたすものであります。

主な内容は、まず、第2条におきましては、夏期手当特例措置に伴い、予算第2条に定めた業務予定量の関連部分を補正いたすものであります。

第3条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、手当特例措置により損益勘定支弁職員給与費に係る水道事業費用中営業費用について306万5,000円を追加計上し、補正後の水道事業費用を20億9,487万1,000円といたすものであります。

なお、追加に見合う所要財源といたしましては、同額追加により、補正後の水道事業収益を19億7,549万3,000円といたすものであります。

次に、第4条におきましても同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定支弁職員の給与費に係る建設改良費について33万7,000円を追加し、補正後の資本的支出を5億8,704万9,000円といたしますものであります。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。これらの詳細につきましては、156ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第43「昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第35号

昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和63年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 病院事業費用	4,470,800千円	13,315千円	4,484,115千円
第1項 医業費用	4,266,700千円	13,315千円	4,280,015千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,359,600千円」を「2,372,915千円」に改める。

昭和63年7月18日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第35号「昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書171ページでございます。

今回の補正是、先ほど御議決賜りました昭和63年6月支給の期末手当の額の特例に関する条例制定によりまして、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明を申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用44億7,080万円に1,331万5,000円を追加し、補正後の病院事業費用を44億8,411万5,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、23億5,960万円から23億7,291万5,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を172ページ以下に添付してございますので御参考いただき、まことに簡単でございますが、議案第35号の提案の理由並びに内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第44『光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』を議題といたします。

本件については、産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を穴瀬委員長にお願いいたします。

（産業文教委員長登壇、報告）

- 産業文教委員長（穴瀬克己君） 昭和62年12月16日開会の第4回定例会において、当委員会に付託されました「光明台北小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」について、去る2月26日、7月1日の2回にわたり委員会を開催し、審査をいたしました結果の概要に

について御報告を申し上げます。

まず、第1回目の委員会では、基本的な考え方として、1つには、留守家庭児童が1校区に15名以上がおり、開設の要望があること。2つ目には、当該校に空き教室があり、校長の承諾が得られること。3つ目には、府の補助が受けられること。4つ目には、指導員が確保できること。

以上の条件を満たす中で從来から設置してきたところであり、請願の光明台北小学校区については、住宅・都市整備公団の開発に伴う人口増に著しい地域で児童数が年々増加の傾向にあり、今後も教室の増設を図っていかなければならない状況にある。したがって、当該校における児童生徒増の推移の中では、余剰教室の発生については、当面、見込めないのが現状である、との報告がありました。

次に、質疑の内容は、まず北小学校の現在の普通教室と特別教室数。また、自主保育を行っている生徒数についての質問に対し、普通教室は18、養護教室が1、自主保育数が27名であり、そのうち7名は北校区の生徒である、との答弁がありました。

次に、63年度、どういう教室をどれだけ増築するのか。また、光明池緑地運動施設の管理棟での自主保育を今後、どのように考えているのか、との質問に対し、普通教室を4教室予定しており、また、管理棟で自主保育中の7名の北校区生徒については、本年4月から光明台南で開設予定しているので、そこで措置したい、との答弁があり、また、次に、63年度4教室の増築が完成した段階において、空き教室ができれば実施してほしい、との意見に対しては、5年先の生徒数の増推計を立てる中では、63年度は19教室であるが、64年度以降は、24教室すべてを学級編成しており、ここ5年間は空き教室は生じない、との説明がありました。

以上で質疑が終わり、お諮りいたしましたところ、なお、引き続いて継続審査を決しました。

次に、第2回目の委員会におきましては、理事者より請願の光明台北小学校区は、住宅・都市整備公団により光明池住宅市街地開発事業の施行に伴う人口増の著しい地域であり、その児童生徒数が年々増加の傾向であって、昭和67年度がそのピークであると予測されているところである。今後の生徒児童数の推移を的確に捕捉しつつ、空き教室が生じた段階で開設に踏み切りたい、旨の報告がありました。

これに対し、周辺地域でのマンションや新興住宅地が建設される中、夫婦共稼ぎが増え、「カギッ子」対策ということも踏まえて、現在も光明台北小学校の生徒が南小学校の留守家庭児童会を利用している実態もあるので、早期に空き教室を待たずに、地元の皆さんの御意思、希望を尊重していくという立場を貫いていただきたい、との意見がありました。

次に、理事者の報告どおり、空き教室が生じた時点で即刻開設するということで努力をしてほしい、との意見もあり、この請願の取り扱いについては、空き教室ができた時点で速やかに開設するという条件付きで採択することに決するとお諮りいたしましたところ、「空き教室」という語句の前に「基本的に」という語句を付けて採択する、との意見がありましたが、「空き教室」が生じた時点で速やかに開設するという条件を付し、採択と決した次第であります。

以上で当委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

お諮りいたします。委員長報告は採択であります。本請願を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、昭和62年請願第1号は採択することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第45「国庫補助負担率引き下げ措置の廃止に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

国庫補助負担率引き下げ措置の廃止に関する意見書

政府は、昭和60年度に国庫補助負担率の一括引き下げを行い、さらに昭和61年度からは、昭和63年度までの3ヵ年の暫定措置として再度国庫補助負担率の引き下げを行った。

これは、抜本的な事務事業の見直しを行うことなく、国の財政難を理由とした単なる地方への負担転嫁に過ぎず、本市はもとより地方財政の運営に多大の支障をきたしている。

よって政府は、このような国庫補助負担率の引き下げは昭和63年度までの暫定措置であることから、昭和64年度以降は従前の国庫補助負担率に復元し、国と地方との信頼関係を損なうことのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和63年7月 日

大阪府和泉市議会

意見第2号

国庫補助負担率引き下げ措置の廃止に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和63年7月19日

提 出 者

和泉市議会議員

出 原 平 男

仁 井 明

穴 瀬 克 己

西 口 秀 光

天 堀 博

奥 村 圭一郎

大 谷 昌 幸

○ 議長（池辺秀夫君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 25番（大谷昌幸君） ただいまの局長朗読どおりの趣旨でございます。どうぞよろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について、質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第2号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第46 「国民合意を無視した消費税の創設に反対する意見書」を議題といたします。

ただいまから意見書を配付させます。

(意見書配付)

- 議長（池辺秀夫君） 意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

国民合意を無視した消費税の創設に反対する意見書

政府自民党は、大型間接税である消費税の導入をはからうとしている。

この消費税は、導入しないとした政府自民党の国民への公約、一般消費税を否定した国会決議に反したものである。また、不公平税制のは正も不十分なまま、低所得者層の税負担率を高くし、中小企業の経営も圧迫し、景気の後退を招くことは、必至である。また、地方自治体財政への影響も大である。

よって、政府におかれては、国民合意を無視した消費税の創設をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和63年7月 日

大阪府和泉市議会

意見第3号

国民合意を無視した消費税の創設に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和63年7月19日

提 出 者

和泉市議会議員

天 堀 博

若 浜 記久男

坂 口 敏 彦

穴 澪 克 己

- 議長（池辺秀夫君） 提案の趣旨説明を願います。

- 16番（天堀博君） ただいまの局長朗読のとおりであります。具体的には、消費税という名称での導入がされようとしております非常に重要な段階でありますので、どうか議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第3号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お詫びいたします。本定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る18日、本年第2回の定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、暑さ厳しい折にもかかわらず速日にわたり慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。

光陰矢のごとしか申しますが、月日のたつのばまことに早いものでございまして、議員皆様方の任期もいよいよ間近に迫り、市議会も緊急案件のない限り、本日をもって最終議会にならうかと存じます。本席をお借りをいたしまして、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

議員の皆様方にはこの4年間、和泉市発展のために日夜を分かたぬ御尽力をお寄せを賜りましたことに対しまして、ここに深く敬意を表する次第であります。特にこの間、急速なドル安・円高基調はますます拡大し、わが国経済情勢はもちろん、本市行財政もまことに厳しい時期でもございました。このような中にあって、私は、常に信念、誠実、実行を市政運営の理念として貫き、都市基盤の確立、教育文化の向上、福祉の充実あるいは夢とロマンの副都心づく

り、さらには、差別のない心の触れ合う町づくりなどを、総合計画に基づき活力ある人間都市和泉の創造を目指し、こん身の努力を傾けてまいりました。幸いにして、これら所期の成果をおさめることができましたが、これもひとえに議員皆様方の力強い御支援と御協力のたまものであり、衷心より厚く深く感謝を申し上げる次第であります。

議員皆様方には、9月22日をもちまして任期満了をお迎えになりますが、引き続き立候補をいたされます皆様方には御健闘いただき、めでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかることができますよう心からお祈り申し上げ、お待ちを申し上げておる次第であります。また、この際、後進に道を譲られ、御勇退をなされます方々におかれましては、今後、市議会の議席をお離れになりましたとしても、どうか在任中と変わることなく、この上とも市政に対しまして、御指導と御鞭たつのほどをひたすらお願ひを申し上げる次第であります。

なお、私は、皆様方の温かい御理解と御支援のもとにその重責を果たしてまいりましたが、浅学非才、微力のため、皆様方には何かと大変御苦労をおかけをいたし、また、礼儀を失することもあったことだと存じますが、お寄せを賜りました御懇情に対しまして心から御礼を申し上げますとともに、数々の御無礼に対しましても深くおわびを申し上げる次第であります。

終わりに臨みまして、暑さ厳しい折から議員皆様方にはくれぐれも御自愛をいただき、ますます御健勝で御多幸であられますようひとえに祈念を申し上げまして、はなはだ簡単で意は尽きませんが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。4年間、本当にどうもありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長（池辺秀夫君） 私からも一言、御礼を兼ねごあいさつを申し上げます。

本定例会に際しましては、議員皆様方には、公私大変お忙しい中、慎重御審議を賜りました上予定より早く終了できましたことを、議長といたしまして心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、御在任中多くの功績を残されました議員各位の任期もあと2ヶ月に迫りました。皆様方とともにこの議場でお目にかかることは、よほどの緊急案件がない限り、本日をもって恐らく今期最後ではなかろうかと存じます。過去4年間を振り返ってみると、議員各位におかれましては、常に市民本位の市政進展のため日夜御活躍されました。この間、本市は依然として脆弱な財政体質が続く中、今後、一段と行政需要が高まる一方、地方自治体を取り巻く環境はまことに厳しいことが予想されますが、万般克服いたしまして14万5,000市民の期待にこたえるべく、理事者ともどもなお一層の努力をしなければならないと痛感するものでござ

ざいます。

いよいよ9月22日をもって任期満了と相なるわけでございますが、引き続き御出馬される方々には御健闘いただき、めでたく御当選の栄に浴し、再びこの議場に相まみえまして、市政発展に御協力賜りますよう心から念願を申し上げます。また、今期をもちまして御勇退され、後進に道を譲られる方々におかれましては、本当に長い間御苦労さんでございました。たとえ市議会の議席を離れましても、御在任中と変わることなく、いつまでも御健康で市政に対し何かと御指導、お力添えを賜りますよう、特にお願いを申し上げる次第でございます。

なお、私は、皆様方の温かい御理解と御支援をいただきましてこの重責を担ってまいりましたが、何を申し上げましても大変皆様方に御迷惑をおかけし、また、礼儀を失することが多々あったことを深くおわびを申し上げますとともに、年来の御厚情に対しまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、暑さもこれからでございます。くれぐれも御健康に御留意くださいますようお祈りを申し上げまして、昭和6.3年第2回定例会を閉会いたします。皆さん、本当に御苦労さんでございました。

(午後3時30分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 池辺秀夫

同副議長 田中昭一

同署名議員 赤阪和見

同署名議員 藤原正通

同署名議員 穴瀬克己

